

鹿兒島県史料

大久保利通
史料 一

題
字

鎌 鹿
田 児
要 島
人 知
事

解 題

大久保利通の日記及び文書類については、日本史籍協会の手によって昭和二年から同四年にかけて出版された（以下協会本と略称する）。

日記上巻の昭和二年三月の同協会例言によると

偶々本年ハ公ノ五十年忌ニ当リ、侯爵家一門ニ於テ其追悼記念ノ為メ公ノ日記ヲ上木セラレントス。本会ハ特ニ請フテ之カ上梓ノ勞ニ膺リ、且本会会員ニ頒布スルノ允許ヲ得タリ

とあって、大久保利通の没後五十年忌に当っての追悼記念として刊行されたものである。

この時は日記を二巻、文書を十巻に分けて合計十二巻とし、昭和二年三月から同四年十月迄の間に刊行された。これより以前大正十年に利通三男大久保利武氏が鹿児島県日置郡市来村川上の大久保家分家で、嘉永元年の日記を発見していたが、この分は文書第一巻に「日記補遺」として追加刊行されている。判読・整理等で当初の「日記」刊行に間に合わなかったものか、元来裏紙に記され別の場所から発見されたものであるところから、敢て文書類の中に含めたのかの、いずれかの理由によるものであろう。

協会本出版に当っての原稿の作成や刊行に至る迄の大久保家と日本史籍協会との間の関係については、協会本の「日記」及び「文書」それぞれの巻頭に掲げられた、大久保利和（としか）（利通長男、侯爵）・牧野伸頭（同次男、伯爵）・大久保利武三氏連名の緒言に明らかである。

まず日記は安政六年から明治十年迄の十九年間分の原本が、完全に大久保家に保存されていたという。前述の如く嘉永元年分が裏紙に記されていたというから、どんな形でのものかはともかく、安政六年以前にも利通が日

記をつけていたことは推定される。しかし大久保家には保存されていなかったということであろう。それはともかく十九年間分の日記原本は、明治二十二年の大久保家火災でその半ばを焼失したという。

しかし幸いに太政官修史局で謄写したもの十巻があったが、これも同局が廃止された時散逸してしまった。(修史局廃止がどの時点を指すのかわ不明である。というのは太政官修史局は利通生存中の明治十年一月一旦廃止された。以後同月太政官修史館、明治十九年一月内閣臨時修史館、同二十一年十月帝国大学臨時編年史編纂掛、同二十四年三月同編纂掛は内務省より文科大学へ移管という経緯をたどっており、太政官修史局の廃止は明治十年で、このころすでに利通日記が謄写されていたものかどうか。『国史大辞典』参照) いずれにしても太政官修史局廃止後謄写本日記は散逸し、諸家に残存の日記も誤脱が多く、時には他人の日記まで混入している始末であった。それを大正七年大久保家が整理することにし、同家の原本以外宮内省図書寮・文部省維新史料編纂事務局・公爵島津家編輯所および岩倉公爵家等の所蔵本で校合して台本を作ったという。これが今日大久保家に所蔵されている日記写本であろう。同写本は片面縦罫十二行(両面二十四行)の原稿用紙に筆写され、用紙中央に「大久保蔵書」とある。これを九年後の昭和二年史籍協会から出版したもので、その時は原稿の整理・校正・補註・釐頭(頭註)等は、維新史料編纂官勝田孫弥・同薄井福治両氏を煩わしたという。

また文書の方について同緒言に次のように記す。

不肖等カ多年蒐集セル先考ノ書翰・建白書・意見書・覚書等ノ原本並ニ写本モ亦少カラス、因テ之ヲ嘉永四年ヨリ明治十一年ニ至ル年月順ニ整理シ、史料トシテ重要ナルモノヲ選ビ其解説ヲ加ヘ大久保利通文書ヲ編纂シテ逐次史籍協会から出版する予定だといふ。

そして昭和二年九月の「大久保利通文書」第一巻の緒言には次のように記されている。

解説ノ起草ハ島津家編輯所編輯員有馬純彦氏ヲ煩ハシタルモノ多ク、原稿ノ整理・校正等ハ専ラ維新史料編纂官薄井福治氏其勞ヲ取ラレ、同編纂官勝田孫弥氏亦其間ニ在リテ斡旋セラレ

とあって、勝田孫弥氏の役割について日記と文書の場合多少表現が異り、更に文書解説には有馬純彦氏の役割が大きいことがうかがえる。

ところがもう一人の関係者薄井福治氏は、日記二巻と文書二巻の合計四巻の出版を担当したがそこで辞任し、文書三巻から十巻迄の計八巻については、森谷秀亮氏が代って担当したという。そこで大久保文書出版当時の事情について、森谷氏を囲む座談会の録音テープから、その概要を摘記して参考に供することにする。同座談会は鹿児島県維新史料編さん所（現鹿児島県歴史資料センター黎明館調査史料課史料編さん室）の主催で、昭和五十七年五月二十日（当時森谷氏八十五歳）東京青山の青山会館で開かれた。出会者は森谷氏のほか当時の鹿児島県維新史料編さん所顧問大久保利謙氏・同小西四郎氏及び同編さん所大人形矩道所長・同尾口義男所員であった。森谷氏の話の要はほば次のようである。

私（森谷、当時文部省維新史料編纂官補、昭和四年編纂官）は最初の経緯はよく知らない。しかし原稿は大久保侯爵家の方で作っておられ、私は一部を除いて原稿作りはしなかった。多分鹿児島の島津家編輯所の有馬純彦さんが、原稿・解説等を作られたものと思う。それを鹿児島の出身で当時維新史料編纂官であった勝田孫弥さんが斡旋されて、史籍協会で刊行することになったものだと思う。

勝田さんは斡旋はやるが、年もとっておるし、本職の編纂所の仕事もある、そのうえ新宿の精華女学校の経営もやっておられて、自分とはとても大久保日記等の出版の仕事に携わることにはできない、ということと同じく編纂官の薄井福治さんに頼まれたものだと思う。ところが大久保文書第二巻まで出したところで、どういふ事情

があつてか、薄井さんは第三卷以後の仕事を私にせよといわれた。事情を話されたかも知れないが、今記憶にはない。

四谷見附のすぐ近くの大久保家に伺い、お父様（利武氏、利謙氏が主として相手をされたので、こういう呼び方になった）と話した時、原稿に漏れたものがあるかも知らないので、単に原稿の校正だけでなく、氣付いたら補充してくれ。特に新史料を発見したら教えてくれ、歓迎するというようなことをいわれた。

当時自分は「大日本維新史料」の編纂に携わっていて、明治二年から同四年迄を担当していた。そこで内閣記録課に行つて内閣文庫の公文録を見ていたので、その公文録の中に、大蔵卿大久保利通の名で出されたいろいろな公文のあることを知つた。岩倉大使一行の欧米回覽時の文書も沢山あり、それに太政大臣三条宛の公文書が相当ある。私信ではないが利通名である。お父様に相談すると、非常に喜ばれて是非入れてくれといわれた。既に地方制度や台湾問題の文書を全部入れておられた。そこで欧米巡遊時のものを内閣公文録から入れた。と森谷氏は言われるが、明治四年十一月から同六年五月二十六日大久保婦朝迄の利通巡遊時のものは、それほど多く収録されてはいない。むしろそれ以後の時期について、所蔵者を内閣公文録・内閣記録課・内閣記録等としたものが多い。すなわち量的にはむしろ婦朝後のものが多いが、内閣公文録から採録したものが相当あることは事実で、これが森谷氏の作業によるものであろう。そしてこの点についての解説はもちろん森谷氏が書かれたものと考えてよからう。

全体的には既に大久保家で原稿の作成を行い、解説も島津家編輯所員有馬純彦氏に依頼してできており、それを史籍協会で出版した。そして森谷氏は原稿の体裁を整え、校正を行っただけという。それも文書に手を入れることはできない、解説の方に手を入れることはやったかもしれないという程度であつたらしい。校正についても

原稿をもとに行つたもので、原本には全く当つたことはないという。森谷氏の推測では原稿作成は有馬氏が恐らく「甲東叢紙」あたりを元もとに行つたのだろうと話しておられる。しかし協会本文書緒言によると、解説の起草を有馬氏に依頼したことはあるが、原稿作成については単に整理校正を薄井氏が勞をとつたとある以外、作成を誰がやつたと明記してない。この辺の詳細を今日明確にすることは不可能であろう。

なおこの座談会における大久保利謙氏の話では、出版に至る大久保家側の事情は次のようであつた。

当時芝二本樓に一番上の伯父（利和侯爵）がいて、父（利武）は役人だつた。伯父や父たちは親（利通）の仕事を残したいと思つて、手紙などが出ると必ず買つていた。父は出版についても積極的で、「しまつておいても仕様がな、出そう」と一番上の伯父を説得して出版をきめた。

ずっと前のことであるが勝田さんが大久保伝を書く時も（同氏には西郷伝もある）その史料として日記を全面的に出した。この時初めて日記を世間に出した。父は勝田さんの原稿を大分直したという。そして伝記の次は史料を出そうという考えがあつたらしい。あなた（森谷氏）のお話を承ると恐らく有馬さんに頼んで文書の原稿を作つたのかもわからない。父は当時島津家編輯所の総裁をやつていたから。

一般にあのころはお家によると自分の家の書類や日記などは外部に出さないものだったが、父は出すという考であつた。

また森谷氏によると、島津久光に関係する大久保書簡等について、次のような処置をとつたという。

明治七、八年になると久光公との関係が出てくる。お父様は外遊中であるが明治五年天皇の西国御巡幸の折、久光公は行在所に行つて天皇に十四か条の意見書を出されたが、当時はまだ明治政府の基礎も固まつておらず、困つた政府は久光公の上京を促して左大臣になつてもらうわけであるが、その前後の文書がいろいろ出てくる。

それをそのまま出すとお父様が立場に困られるかもしれないと思って御相談した。するとお父様は史料がどういうものでなければならぬかということとはよく御存じだったが、自分の父が久光公の悪口を露骨に書いているのを公表されては、大久保家として鹿兒島の人や旧主人に対して具合が悪い。今ならともかく当時の大久保家の立場としては困る、だからそういう所は省いてもらいたいとおっしゃったので、私としては内心そのままお出しただきたいと考えたが、久光関係のところを削った記憶がある。その方法は元の原稿に紙を張ったのか、棒を引いて消したのか覚えていない。又自分が削ったところがどこか書いておけばよかったが、そのころは後先きの考えもなかったものでそれも書いておかなかった。恐らくその部分は「甲東叢紙」には出ているはずだが、今度新しく出されるについては、「甲東叢紙」の原本と照合される必要があると思う。

この話によると久光関係のものが大分削除されているという。中に「甲東叢紙」云々の語があるが、これは三条・岩倉等大久保以外の人々の書簡で、今回収載した大久保書簡とは関係ないはずである。しかしともかく久光関係のものに省かれたもののあることは事実であろう。今回収載の大久保家文書中からその一例を示せば、第二六号正月十二日付書簡の如きがそれである。文中例えは久光について

概して申し上げ候得ハ子共同様之体ニ而、甚だ入り入る仕合ニ御座候、理屈上ニ而了解仕り候位なれハ致し安ク候得共、全く自棄自暴之姿にて、逆も齒牙ニ懸け兼ね申し候、

とある。久光は子供みたいで理屈でわかるのなら扱いやすいが、全く自暴自棄の様子だとその取扱いにほとほと手を焼いている。

そして今後の取扱いについて

去りながら是非御留め置きの御旨趣ニ候得ハ、昨朝申し上げ候通り、決然として御採用さえこれ無く候得ハ相

済み候事と存じ奉り候、

として、ともかく久光を東京に留めて置きたいお考えなら、その申入れを決して採用さえしなければすむことだと提案している。そして最後に

しかし願末合わずかく迄御手厚く御接遇在らせられ候ニ、猶頑平タル不平を唱へ、主尊に対し奉り実ニ不当の所為と申す事ニ相成候得ハ、決して御免相成り候而も、何も差支えの儀これ有るまじく存じ奉り候、

と、久光があくまで不平を唱えるならば、結局天皇への不敬な行為となるので、断乎「御免」になっても差支えないだろうと、突き放した態度を表明している。

本書簡は正月十二日付でその年代は記されていない。ではこの「御免」は何を御免という意味であろうか。察するところ恐らく内閣顧問の辞任願を「御免」すなわち許可せよという意味であろう。

当時の久光の動きを時日を追って振り返ってみると次のようになる。明治政府発足後たびたび勅使を派遣して上京を促したのに対し、久光は病気を理由にこれを断っていた。前述の如く明治五年天皇の鹿兒島巡幸の折には天皇に意見書を出し、その後更に上京を命ぜられたのに応じて、遂に重い腰を上げて明治六年四月二十三日着で上京、直ちに恩賜の桜田邸に入り、二十八日参内、従二位に叙せられた。次いで五月十日麴香間祗候となり国事の諮詢ある毎に参朝せよと命ぜられ、同月二十三日には天皇は久光の桜田邸に行幸され、更に命により久光は前年上皇の意見書十四か条の註釈書を呈出したが、政府の洋式採用等を非難する内容であった。その後征韓論破裂で危機を迎えた政府は、十二月二十五日久光を内閣顧問に任じて協力を求めたのである。

しかし前年以來の自分の意見が一向に採用されないことしびれを切らした久光は、明治七年一月七日遂に内閣顧問の職俸を辞退する上書を出し、同九日には内閣顧問そのものの辞表を呈出した。三条と共にその処置に苦

慮した岩倉に対し、大久保は九日及び十一日と相次いで書簡を出したが、そのうち十一日付には久光の辞表に対し

明日中ニハ手強き方断然御沙汰相成り候様願ひ奉り候、幾回辞表差出し候而も御採用これ有り（「無く」の誤りか）候えば、独行脱走は出来申さず候に付き、此の上はあまやかさぬ様御庄伏下さるべく候、

とある。これが十二日付書簡中の「昨朝申し上げ候通り」に相当する言葉だと思われる。こうみてくると十二日付書簡は明治七年のもので、十一日付書簡と運動したものと考えてよさそうである。既に十一日付書簡で「あまやかさぬ様」と相当きびしい言辞があることから、重ねての十二日書簡は削除した方がよいと考えられたものであろう。ともかく今回はこれらの削除された書簡を少しでも補充収載して従来の欠を補うことが、再刊の重要な意義でもあろう。

それと森谷氏も話しておられるように協会本刊行の時は、原稿は大久保家の方で誰かの手で作成され、協会はそれを出版しただけという事で、森谷氏は全く原文には眼を通さなかつたという。前述の如く原稿作成者は明確でなく、原文の読み、筆写等に誤脱も考えられるので、今回はできるだけ原文との照合を行って一層の正確さを期する必要がある、それを実施したのである。結果的には小さなものであるが、相当数の誤脱が発見修正された。

ただ今回は大久保文書すべてを収集して、それを年代順に整理して出版するという方法をとらなかつた。現在のスタッフで、しかも鹿児島のでそれをやるとしたら、百年河清を待つに等しい。したがって所蔵者別の家わけ文書の体裁をとることにし、まず分量的にも一巻を構成しうる大久保家及び牧野家所蔵分から刊行することにした。その内容は日記以外総計五一七点で、その内訳は次のようになる。

所蔵者			内、協会本に収載 されておらず、今 回収載されたもの で、今回収載され ていないもの
大久保家	三九八点	一一八点	一〇〇点
牧野家	一一九点	四一点	一四点
合 計	五一七点	一五九点	一一四点

すなわち協会本に収載されていないで今回新たに収載された分が一五九点あり、総点数の三十パーセント余を占めている。その内容は格別な特徴、例えば久光関係が多いというようなことはない。強いていえば慶応年間分に徳川家処分に関するものが目につく程度である。また明治二年六月七日付石原直左衛門宛の書簡は、高買入れに関するもので、封建武士大久保の面目を示すものともいえよう。それ以外極く簡単な連絡書状的なものも多く、これは緒言にある如くあるいは協会本では故意に省いたものかも知れないが、又協会本発行後大久保家で収集されたものも多からう。

更に従来協会本に大久保家又は牧野家所蔵として収載されているもので、原文書が今日この両家に所蔵されていないものが一一四点あり、これは今回は未収載である。原本の散逸によるものか、したがって今日他に所蔵されているものか、あるいは全くなくなっているのか現在のところ明らかでない。もし今日全く失われているとすると、いずれ協会本を底本として収載出版する必要が出てくると思われるが、今回は割愛したままである。

なお今回収載の史料は原則として大久保家及び牧野家所蔵文書を底本とした。それがいつごろ誰の手によってどのような原則に従って整理されたものか不明であるが、その内容は年代、宛先共に全く統一がなく、利用者にとっては極めて不便な配列編集になっている。そこで本書では巻末に宛先別の目次を掲げ、それを年代順に配列、

年代不明のものはその後、月日順にまとめて掲げた。

ところでこの年代については次の三種がある。

- (一) 大久保自身が記入したもの。最も正確なものである。
- (二) 底本の「大久保家」、牧野家文書に貼り紙（符箋）をして記入してあるもの。
- (三) 今回編集者が比定記入したもの。

(一)は問題ないが、(二)は別筆で記入されていて、それはほぼ協会本の年代と一致している。しかし数点については異なるものがある。その場合ここでは底本年代で整理し、協会本年代は「」内に掲げて参考とした。底本年代はあるいは協会本解説者の有馬純彦氏が考証記載したものかとも思うが、それにしても協会本と若干異なるものがある理由はわからない。これも疑問点の一つである。ただこの年代比定に明らかな誤りがあるものは今回編集者で訂正した。それと(三)の編集者が比定記入した分は共にそれほど多くはない。ともかく年代については以上の三種があるが、その区別は凡例記載の如く明示し利用者の便に供した。

次に日記の収載年代は凡例記載の通りで、現在大久保自筆本は約半分以下で、今回はこれ以外は「大久保家」の写本（贈右大臣大久保公日記）を底本とし、それもない嘉永元年分と明治四年十二月から五年一月迄の分は協会本を底本とした。それらの詳細は凡例を参照されたい。

これらのほかに明治二年、同三年分について焼け残り原本があるが、ほとんど判読不可能である。

尚協会本は昭和四十四年東大出版会より復刊された。日記については小西四郎氏、文書については遠山茂樹氏の懇切な解題があり、大久保日記及び文書の史的価値について高く評価されている。詳細は同書を参照されたい。

芳 即 正

例言

一本書は、大久保利謙氏および鹿児島県歴史資料センター黎明館所蔵「大久保文書」（全四〇二巻・額・掛軸）

・国立国会図書館所蔵「牧野伸顯関係文書」（三一三一点）の中の「大久保利通書翰」と大久保利謙氏所蔵「大久保利通日記」を底本とし、これを「鹿児島県史料大久保利通史料一」として刊行するものである。

一「大久保利通書翰」については、昭和四二年復刻版日本史籍協會叢書「大久保利通文書」を参考とした。

一「大久保利通日記」については、大久保利謙氏所蔵「贈右大臣大久保公日記」と昭和四四年復刻版日本史籍協會叢書「大久保利通日記」で補充し、東京大学史料編纂所所蔵本「島津家国事鞅掌史料大久保利通日記」を参考とした。

一「大久保利通日記」の補充部分は、中扉の表に記すものとする。

一参考としたものの典拠は次に掲げる記号を使用した。

日本史籍協會叢書……㊦

島津家国事鞅掌史料……〔 〕

一「大久保利通書翰」については、底本に明記されている宛先を見出しとして用いた。
宛先が不明なものについては、次のように表記した。

日本史籍協會叢書の見出し……㊦〔 〕

底本に記された貼紙……㊦〔 〕

両方同様の場合……㊦〔 〕

一 見出しには、底本の順序に従い、通し番号を付した。このうち、日本史籍協會叢書収載文書には、見出しの下にその巻数と文書番号を、未収載文書には、文書番号の上に◎を付した。

一 目次及び巻末に掲載した宛先名別目録（五十音順）の年月日についても、見出しと同じ要領で示した。

一 地名と人名については底本のままとし、それ以外の漢字については、原則として常用漢字を使用した。また特殊文字メ（しめ）はそのまま用いた。

一 仮名は、底本の体裁のとおりとした。変体仮名は普通の仮名に改めたが、江・茂・而はそのまま用いた。

一 平出・檣頭・闕字および但書は、原則として底本の体裁によった。

一 原編者による傍注および注記は、原則として底本の体裁によった。新に注を付す場合は（ ）を付して原編者注と区別した。

一 人名および地名については、適宜傍注を付した。

一 本文には適宜読点「、」および並列点「・」を付した。

一 朱書および封書は、「」で示した。ただし、後半のものは削除した。

一 原文の磨滅虫損は、字数を推して□又は□□を以て示した。

一 文意の通じない字または箇所には、（ママ）または（衍カ）・（○○カ）と傍注を付した。

一 ルビは底本にあるもののみ適宜付す。

大久保利通史料 一 目次

解題
例言
目次

番号 年 月 日 文 書 題

番号 年 月 日 文 書 題

大久保利通書翰

卷一

一 ④「嘉永六年」六月四日 石原近昌宛書翰
三 ④「慶応二年」十一月十二日 石原近昌宛書翰

二 ④「元治元年」七月四日 藤井助市宛書翰
四 ④「慶応三年」四月十三日 藤井助市・石原近昌・石原近義宛書翰

卷二

五 ④「安政五年」十二月廿九日 西郷隆盛宛書翰

卷三

六 ④「安政六年」正月四日 榊山資之宛書翰
八 ④「文久二年」閏八月廿九日 吉祥院宛書翰

七 ④「安政元年」十二月六日 榊山資之宛書翰
九 ④「慶応元年」八月四日 新納中三・町田久成宛書翰

目次

卷四……………一四

- 十 ⑤「安政六年」九月 藩主への上申書
- 十一 ⑥ 建白書案
- 十二 ⑦ 建白書案

卷五……………二〇

- 十三 ⑧「安政六年」十一月十九日 ⑨「藩主への上申書」
- 十四 ⑩ 三月 四日 覚書
- 十五 ⑪「文久元年」十月 御小納戸昇進祝宴案内の名前書
- 十六 ⑫「元治元年」 軍政改革に関する諮問案
- 十七 ⑬「文久元年」同志姓名録
- 十八 ⑭「文久二年」五月十三日 久光公へ言上の覚書
- 十九 ⑮ 覚書
- 二十 ⑯ 覚書
- 二十一 ⑰「文久二年」九月 ⑱「言路洞開の達書草案」

卷六……………二六

- 二十二 ⑲「文久二年」十二月又ハ ⑳「中山中左衛門への書翰の別紙」
- 二十三 ㉑「文久三年」正月 ㉒「中山中左衛門への書翰の別紙」
- 二十四 ㉓「文久三年」六月 ㉔「姉小路少将暗殺に関する意見書」
- 二十五 ㉕「文久三年」六月 藩主上京に関する意見書
- 二十六 ㉖「文久二年閏八月十五日」 生麦事件に関する伝達書
- 二十七 ㉗「文久三年」七月 ㉘「横浜発行英字新聞薩英戦争記事訳文」

卷七……………三三

- 二十八 ㉙「文久三年」三月廿四日 小松帯刀宛書翰
- 二十九 ㉚「文久三年」三月三〇日 小松帯刀宛書翰

卷八……………三八

- 三十 ㉛「文久三年」秋 ㉜「時事に関する意見書」
- 三十一 ㉝「元治元年」三月 諸藩志士行動覚書

三二	◎「文久二年」	藩大臣方心得言上書	三三	◎「慶応二年」	十月 六日	近衛忠房宛書翰	四四
三四	◎「文久三年」	市来正右衛門外五名役目転免 覚書	三五	◎「慶応元年」	十月 六日	島津久光へ上申覚書	四五
					十一月	徳川慶勝數願並御沙汰書(写)	四六
					十二月	参与中への御沙汰書(写)	四七
						時勢に関する意見覚書	四八
						人名連記	四九
							五〇
							五一
							五二
							五三
							五四
							五五
							五六
							五七
							五八
							五九
							六〇
							六一

卷九

三六	◎「元治元年」	四月 二日	新納立夫宛書翰	三七	◎「慶応元年」	十二月廿一日	新納立夫宛書翰	四四
三八	◎「明治二年」	十月廿九日	新納立夫宛書翰					

卷十

三九	◎「元治元年」	◎「月日ナシ」	小松帯刀宛書翰	四〇	◎「年代不明慶応二年」	七月十九日	小松帯刀宛書翰	四八
四一	◎「明治元年」	◎「十月」	小松帯刀・岩下方平宛再啓 書翰	四二	◎「慶応元年」	正月廿六日	小松帯刀宛書翰	五三

卷十一

四三	◎「慶応二年」	◎「十月」	俸禄の一部返上を請ふ書	四四	◎「慶応二年」	十月 六日	近衛忠房宛書翰	五三
四五	◎「慶応三年」	◎「三月十九日」	建言	四六	◎「慶応元年」	正月	島津久光へ上申覚書	四五
四七	◎「慶応三年」	◎「十二月」	長州藩數願(写)	四八	◎「慶応元年」	十一月	徳川慶勝數願並御沙汰書(写)	四六
四九	◎「慶応三年」	◎「御沙汰書」	御沙汰書	五〇	◎「慶応元年」	十二月	参与中への御沙汰書(写)	四七
五一	◎「慶応三年」	◎「覚書」	覚書	五二	◎「明治元年」	◎「四月」	時勢に関する意見覚書	四八
五三	◎「明治元年」	◎「四月」	◎「四月」	五四	◎「明治元年」	◎「四月」	人名連記	四九
			長藩木原又右衛門上申の概要 覚書					五〇

卷十二

五五	◎「慶応三年」	◎「四月 八日」	小松帯刀宛書翰	五六	◎「明治元年」	◎「正月 十日」	葦田伝兵衛宛別啓書翰	六一
五七	◎「明治元年」	◎「二月 朔日」	◎「養田伝兵衛宛書翰」	五八	◎「明治元年」	◎「十月 五日」	小松帯刀・岩下方平宛書翰	

五九 〇「明治二年」 正月 六日 小松帯刀・吉井友実・税所
篤宛書翰

六〇 〇「明治二年」 九月廿八日 小松帯刀・岩下方平宛書翰

卷十三

六七

六一 ㊟「慶応三年」 十月十二日 西郷隆盛宛書翰

六二 ㊟「慶応三年」 十二月廿一日 西郷隆盛宛書翰

六三 ㊟「明治元年」 正 二 ㊟「西郷隆盛宛書翰」

六四 ㊟「明治五年」 十月十五日 西郷隆盛・吉井友実宛書翰

六五 ㊟「明治五年」 十月十五日 別啓書翰

六六 ㊟「明治六年」 三月廿一日 西郷隆盛・吉井友実宛書翰

六七 ㊟ 別啓書翰

卷十四

七三

六八 〇「慶応三年」 十月 二日 吉井友実宛書翰

六九 〇「慶応三年」 十月 九日 吉井友実宛書翰

七〇 〇「明治元年」 四月十一日 吉井友実宛書翰

七一 〇「明治六年」 十月廿三日 岩倉具視宛書翰

七二 ㊟「明治六年」 十一月 二日 吉原重俊宛書翰

七三 〇「明治七年」 七月十四日 野津鎮雄宛書翰

七四 〇「明治七年」 九月廿八日 石原近義宛書翰

七五 ㊟「明治八年」 十一月 七日 石井邦猷宛書翰

七六 〇「明治八年」 十二月 廿日 西郷従道宛書翰

七七 ㊟「明治八年」 十二月 廿日 岩倉具視宛書翰

七八 ㊟「明治九年」 五月 十日 五代友厚宛書翰

七九 〇「明治十年」 一月廿一日 中井弘宛書翰

八〇 〇「明治十年」 八月十九日 三条実美・岩倉具視宛書翰

八一 ㊟「明治十年」 八月廿二日 ㊟「三条実美・岩倉具視宛書翰」

八二 〇「明治十年」 十月十七日 三条実美・岩倉具視宛書翰

卷十五

七九

八三 ㊟ 宛先不明

八四 ㊟ 十二月廿四日 上書

八五 ㊟「明治元年」 閏四月 六日 ㊟「岩倉具視宛書翰」

八六 ㊟「明治元年」 閏月 八日 ㊟「岩倉具視宛書翰」

八七 ㊟「明治元年」 閏月十三日 ㊟「岩倉具視宛書翰」

八八 ㊟「明治二年」 十一月十六日 岩倉具視宛書翰

八九 ◎「明治三年」 六月廿七日 岩倉具視宛書翰

卷十六

八四

九〇◎ 二月廿七日 得能良介宛書翰

九二 ◎「明治元年」 三月廿五日 得能良介宛書翰

九四◎ 覺書

九六 ◎「明治元年」 三月三〇日 得能良介宛書翰

九八 ◎「明治元年」 閏四月 五日 得能良介宛書翰

卷十七

八八

一〇〇◎◎「明治元年」 三月十二日 吉井友実宛書翰

一〇二 ◎「明治二年」 六月 四日 吉井友実宛書翰

一〇四 ◎「明治三年」 正月 十日 吉井友実宛書翰

卷十八

九二

一〇五 ◎「明治元年」 二月 德川氏処分に関する意見書

一〇七 ◎「明治元年」 閏四月 ◎「徳川氏処分に関する建言書」

卷十九

九六

一〇九 ◎「明治元年」 閏月 十日 鴻雪爪宛書翰

一一一 ◎「明治八年」 三月廿二日 石井邦猷宛書翰

一一三 ◎「明治八年」 四月十三日 奈良原繁宛書翰

一一五 ◎「明治九年」 九月十七日 石井邦猷宛書翰

九一 ◎「明治元年」 三月廿三日 得能良介宛書翰

九三 ◎「明治元年」 三月廿九日 得能良介宛書翰

九五 ◎「明治元年」 三月三〇日 得能良介宛書翰

九七◎ 三月 晦日 得能良介宛書翰

九九 ◎「明治元年」 閏月 十日 得能良介宛書翰

一〇一 ◎「明治元年」 五月 廿日 吉井友実宛書翰

一〇三 ◎「明治二年」 十二月 五日 吉井友実宛書翰

一〇六 ◎「明治元年」 四月 三条岩倉両公に呈せし建言書

一〇八◎ 建白書案

一一〇 ◎「明治三年」 八月廿七日 海江田信義宛書翰

一一二 ◎「明治八年」 四月 十日 石井邦猷宛書翰

一一四 ◎「明治九年」 二月廿六日 石井邦猷宛書翰

一一六 ◎「明治九年」 九月十六日 金井之恭宛書翰

一一七 ◎「明治九年」十二月 九日 石井邦猷宛書翰
一一九 ◎「明治十年」十二月廿八日 岸良兼養宛書翰
一二一 ◎「明治十一年」三月十九日 河瀬秀治宛書翰

卷二〇

一二二 ◎「明治元年」閏四月十八日 得能良介宛書翰
一二四 ◎「明治元年」閏四月廿九日 得能良介宛書翰
一二六 ◎「明治元年」五月十八日 得能良介宛書翰
一二八 ◎「明治元年」十月 十日 ◎「得能良介宛書翰」

卷二一

一二九 ◎「明治元年」 廿六日 得能良介宛書翰
一三一 ◎ 裏書
一三三 八月十九日 ◎「得能良介宛書翰」
一三五 四月十三日 得能良介宛書翰
一三七 ◎「明治八年」 四月 廿日 得能良介宛書翰
◎「明治三年」
一三九 ◎「明治八年」 十二月廿七日 得能良介宛書翰

卷二二

一四〇 ◎「明治元年」 十一月 四日 得能良介宛書翰
一四二 ◎「明治二年」 六月 四日 得能良介宛書翰

一一八 ◎「明治十年」 十月 一日 前田正名宛書翰
一二〇 ◎「明治十一年」 三月 九日 村田氏寿宛書翰

一二三 ◎「明治元年」 四月廿一日 得能良介宛書翰
一二五 ◎「明治元年」 五月十七日 得能良介宛書翰
一二七 ◎「明治元年」 五月廿七日 得能良介宛書翰

一〇五

一三〇 ◎ 裏書
一三二 ◎「明治元年」 六月 三日 得能良介宛書翰
一三四 ◎「明治十一年」 正月十二日 得能良介宛書翰
一三六 四月十四日 得能良介宛書翰
一三八 ◎「明治八年」 八月十一日 得能良介宛書翰
◎「明治九年」

一〇八

一四一 ◎「明治元年」 十一月十四日 得能良介宛書翰
一四三 ◎「明治十年」 十二月廿八日 得能良介宛書翰

卷二三

一一二

一四四	Ⓔ「明治三年」 ^{Ⓔ三}	六月 六日	吉井友実宛書翰	一四五	◎「明治三年」	五月 八日	吉井友実宛書翰
一四六	◎「明治三年」	六月廿一日	吉井友実宛書翰	一四七	◎「明治三年」	七月十四日	吉井友実宛書翰
一四八	Ⓔ「明治三年」	十月 四日	吉井友実宛書翰	一四九	Ⓔ「明治三年」 ^{Ⓔ十}	閏月 五日	吉井友実宛書翰
一五〇	◎「明治九年」	二月 七日	吉井友実宛書翰	一五一	◎「明治九年」	三月 二日	吉井友実宛書翰
一五二	◎「明治十年」	十一月 廿日	吉井友実宛書翰				

卷二四..... 一一五

一五三	Ⓔ	六日	吉井友実宛書翰	一五四		十四日	吉井友実宛書翰
一五五	Ⓔ	三月十三日	吉井友実宛書翰	一五六		五月廿六日	吉井友実宛書翰
一五七		十一月十三日	吉井友実宛書翰	一五八	◎「二月廿一日」	四月十三日	吉井友実宛書翰
一五九		四月 七日	吉井友実宛書翰	一六〇	Ⓔ	四月十三日	吉井友実宛書翰
一六一		八月十一日	吉井友実宛書翰	一六二		五月 三日	吉井友実宛書翰
一六三		六月 二日	吉井友実宛書翰	一六四		八月十七日	吉井友実宛書翰

卷二五..... 一一八

一六五	Ⓔ		覚書	一六六	Ⓔ	「明治三年」	黒田家沙汰書	
一六七	Ⓔ	「明治三年」	四月 二日	Ⓔ	「賞典祿奉還に関する上書」	九月	建国体裁の論	
一六九	Ⓔ	「明治三末に入る」		一七〇	◎	「明治四年」 [Ⓔ]	三月	岩倉公宛覚書
一七一	Ⓔ	「明治四年」		一七二	◎	「明治四年」		覚書
一七三	Ⓔ			一七四	Ⓔ	「明治七年」	正月十八日	岩倉公襲撃人名覚書
一七五	Ⓔ	「明治七年」	七月	一七六	Ⓔ	「明治九年」		覚書
一七七	Ⓔ	「明治十年」		一七八	Ⓔ	「明治十年」	五月	前島密へ協議事項の覚書

一七九◎ 覚書
 一八一◎
 一八三 史〔明治十年 八月〕 覚書
 一八五 史〔明治八年〕 覚書
 一八七 史〔明治十一年 三月〕 覚書
 一八〇◎ 覚書
 一八二◎
 一八四 史〔明治九年〕 覚書
 一八六 史〔明治十一年 三月〕 覚書

卷二六

一八八 〇〔明治四年〕 六月十二日 岩倉具視宛書翰
 一九〇 〇〔明治六年〕 十二月十九日 岩倉具視宛書翰
 一九九 〇〔明治六年〕 十一月十二日 岩倉具視宛書翰

卷二七

一九一 〇〔明治六年〕 十二月廿六日 岩倉具視宛書翰
 一九三 〇〔明治七年〕 正月廿九日 岩倉具視宛書翰
 一九五 〇〔明治八年〕 八月廿三日 岩倉具視宛書翰
 一九七 〇〔明治九年〕 九月廿七日 岩倉具視宛書翰
 一九二 〇〔明治七年〕 正月 九日 岩倉具視宛書翰
 一九四 〇〔明治七年〕 三月 〇、十一日 岩倉具視宛別啓書翰
 一九六 〇〔明治八年〕 十月廿八日 岩倉具視宛書翰
 一九八◎ 五月廿四日 岩倉具視宛書翰

卷二八

一九九 史〔明治九年〕 二月 五日 税所篤宛書翰
 二〇一 〇〔明治十年〕 七月廿八日 税所篤宛書翰
 二〇〇 〇〔明治九年〕 五月十六日 税所篤宛書翰
 二〇二 〇〔明治十一年〕 三月廿一日 税所篤宛書翰

卷二九

二〇三 四月廿九日 重野安釋宛書翰
 二〇五 三月廿五日 重野安釋宛書翰
 二〇四 二月 五日 重野安釋宛書翰
 二〇六 一月廿五日 重野安釋宛書翰

二〇七	二月十一日	重野安繹宛書翰	二〇八	◎[明治九年]	十一月十四日	重野安繹宛書翰	
二〇九	◎[明治九年]	十一月十五日	重野安繹宛書翰	二一〇	◎[明治九年]	十一月三〇日	重野安繹宛書翰
二一一	◎[明治十一年]	二月 六日	重野安繹宛書翰				

卷三〇

二二二	◎[明治元年]	二月	宮廷改革に関する意見書	二二三	◎[明治三年]	三月十九日	政府の施設に関する意見書
二二四	◎[明治三年]	十月廿一日	岩倉公宛意見書				

卷三一

二二五	◎[明治元年]	五月 八日	◎岩倉公宛意見書	二二六	◎[明治二年]	◎[二月]	三条岩倉兩公宛意見書	
二二七	◎		覚書	二二八	◎[明治三年]	六月	岩倉公宛意見書	
二二九	◎[明治二年]	七月廿三日	三条岩倉兩公宛意見書	二三〇	◎[明治二年]	九月	◎[上旬]	岩倉公宛意見書
二三一	◎[明治三年]	六月	◎岩倉公宛意見書					

卷三二

二三二	◎[明治二年]	六月 七日	石原近昌宛書翰	二三三	◎[明治三年]	十二月 九日	石原近昌宛書翰
二三四		三月十二日	石原宛書翰	二三五	◎[明治八年]	五月 七日	石原近昌宛書翰
二二六	◎[明治九年]	十月十七日	石原宛書翰	二二七	◎[明治十年]	五月十九日	石原近義宛書翰

卷三三

二三八	◎[明治二年]	七月 廿日	◎立夫	二二九	◎[明治二年]	十月 八日	新納立夫宛書翰
二三〇	◎[明治二年]	十月廿五日	新納立夫宛書翰				

卷三四

一六三

二三一 〇〔明治三年〕 七月廿四日 岩倉具視宛書翰
二三三 〇〔明治三年〕 十月十七日 岩倉具視宛書翰

二三二 〇〔明治三年〕 十月 朔日 岩倉具視宛書翰
二三四 〇〔明治三年〕 十月 朔日 岩倉具視宛書翰

卷三五

一六八

二三五 〇〔明治四年〕 八月廿四日 宿元・大久保利武・雄熊宛書翰

二三六 明治 六年 十月 五日 大久保利和・牧野伸頭宛書翰

二三七 〇〔明治六年〕 十一月 〇〔十一月〕 遺せし秘書 大久保利和・牧野伸頭宛書翰

二三八 〇〔明治六年〕 十二月廿八日 大久保利和・牧野伸頭宛書翰

二三九 明治 七年 正月 七日 大久保利和・牧野伸頭宛書翰

二四〇 〇〔明治七年〕 二月十二日 大久保利和・牧野伸頭宛書翰

二四一 明治 七年 六月 五日 大久保利和・牧野伸頭宛書翰

二四二 明治 七年 六月廿九日 大久保利和・牧野伸頭宛書翰

卷三六

一七六

二四三 〇〔明治四年〕 三月十八日 木戸孝充宛書翰

二四四 〇〔明治九年〕 五月廿三日 松方正義宛書翰

卷三七

一七九

二四五 〇〔明治六年〕 十一月 五日 黒田清隆宛書翰

二四六 〇〔明治七年〕 一月 四日 黒田清隆宛書翰

二四七 〇〔明治七年〕 正月十五日 黒田清隆宛書翰

二四八 〇〔明治七年〕 正月十九日 黒田清隆宛書翰

二四九 〇〔明治七年〕 二月十七日 黒田清隆宛書翰

二五〇 〇〔明治八年〕 一月廿六日 黒田清隆宛書翰

二五一 〇〔明治八年〕 四月十二日 黒田清隆宛書翰

二五二 〇〔明治八年〕 八月十九日 黒田清隆宛書翰

二五三 〇〔明治九年〕 正月 四日 黒田清隆宛書翰

目次

卷三八.....一八三

- 二五四 ㊟明治六年」十一月廿四日 税所篤宛書翰 二五五 ㊟明治八年」三月廿三日 税所篤宛書翰
- 二五六 ㊟明治八年」三月廿三日 税所篤宛書翰 二五七 ㊟明治九年」一月五日 税所篤宛書翰

卷三九.....一八八

- 二五八 ㊟明治九年」十二月十日 重野安釋宛書翰 二五九 ㊟明治四年」十一月朔日 重野安釋宛書翰
- 二六〇 ㊟明治八年」四月廿五日 重野安釋宛書翰 二六一 ㊟明治十一年」二月九日 重野安釋宛書翰
- 二六一 十二月十二日 重野安釋宛書翰 二六三 十月廿一日 重野安釋宛書翰
- 二六四 十六日 重野安釋宛書翰

卷四〇.....一九一

- 二六五 ㊟明治十一年 五月十四日 御巡行治道の各県江内示の大意」

卷四一.....一九二

- 二六六 ㊟明治九年 十二月 行政改革建言書」

卷四二.....一九四

- 二六七 ㊟ 前島密・佐々木高行・石井 留守宅宛書翰 二六八 ㊟
 - 二六九 ㊟ 邦猷・品川弥二郎宛書翰 二七〇 ㊟ 留守宅宛
 - 二七一 ㊟ イタリ公使コントフエ閣 下宛書翰 二七二 ㊟
 - 二七三 ㊟ 伊東方成宛書翰 二七四 ㊟
- (不明)
メモ

二七五◎

メ七

卷四三

一九七

二七六◎

建白書案

二七七◎

三月十八日 伊地知貞馨宛書翰

二七八◎

七月廿六日 伊地知貞馨宛書翰

二七九◎

七月廿七日 伊地知貞馨宛書翰

二八〇 ㊦「元治元年」

正月 五日 奈良原繁・松方正義宛書翰

二八一

正月 五日 伊地知貞馨・岸良兼養宛書翰

二八二 ㊦「慶応三年」

四月 近衛忠熙公宛意見書

卷四四 (追加第一)

二〇二

二八三 ㊦「明治元年」

五月十一日 鴻雪爪宛書翰

二八四 ◎「明治元年」

六月廿九日 岩下方平宛書翰

二八五 ◎「明治元年」

七月十六日 岩下方平宛書翰

二八六 ㊦「明治元年」

九月三日 中井弘宛書翰

卷四五 (追加第三)

二〇六

二八七 ㊦「明治三年」

三月 二日 松方正義宛書翰

二八八◎

九月廿六日 藤井助市・石原近昌宛書翰

二八九 ㊦「明治二年」

十月 十日 吉井友美宛書翰

二九〇◎

十一月十四日 上書

二九一◎

十二月廿九日 岩下方平宛書翰

卷四六 (追加第四)

二一〇

二九二 ㊦「明治八年」

三月 四日 税所篤宛書翰

二九三 ㊦「明治八年」

四月 五日 松方正義宛書翰

二九四◎

四月廿五日 岩倉具視宛書翰

二九五 ㊦「明治八年」

五月廿一日 税所篤宛書翰

二九六◎

六月 四日 (宛先不明)

二九七◎

八月 七日 黒田清隆宛書翰

二九八◎

八月十二日 杉浦宛書翰

二九九◎

八月十三日 鮫島尚信宛書翰

三〇〇 ㊦「明治十年」

十月 六日 大山巖宛書翰

三〇一 ㊦「明治九年」

三月 朔日 大山巖宛書翰

三〇二 十一月廿八日 松方正義宛書翰

卷四七(追加第五)

三〇三 明治五年 十月十五日 石原近義宛書翰 三〇四 石原近義宛別啓書翰

三〇五 明治六年 正月 三日 石原近義宛書翰 三〇六 明治六年 正月 石原近義宛書翰

三〇七 明治六年 八月十五日 高橋新吉宛書翰 三〇八 明治六年 二月 五日 石原近義宛書翰

三〇九 明治六年 八月十五日 高橋新吉宛書翰 三〇九 明治六年 三月廿四日 西郷従道宛書翰

三一〇 明治七年 正月 五日 高橋新吉宛書翰 三一〇 明治七年 四月 五日 大久保達熊・駿熊・七熊宛書翰

三一三 明治八年 正月三〇日 黒田清隆宛書翰

卷四八(追加第六)

三一四 明治三年 正月十六日 吉井友実宛書翰 三一五 十一月廿八日 岩下方平宛書翰

三一六 明治四年 八月廿四日 井上馨宛書翰 三一七 十二月 渡米中日誌

三一八 明治五年 七月十九日 西郷隆盛・吉井友実・諸君宛書翰 三一九 十二月 大久保達熊・駿熊・七熊宛書翰

卷一七四

三二〇 明治九年 七月 六日 岩倉具視宛書翰 三二一 岩倉具視宛書翰

三二二 明治十年 一月 十日 岩倉具視宛書翰 三二三 十二月廿六日 岸良兼養宛書翰

三二四 明治十一年 二月 十日 岩倉具視宛書翰

卷一八三

三二五 明治七年 正月十一日 岩倉具視宛書翰

卷一八四……………一三七

三二六◎ 正月十二日 岩倉具視宛書翰 三二七 〽[明治七年] 三月廿四日 岩倉具視宛書翰

三二八 〽[明治七年] 三月廿四日 岩倉具視宛別啓書翰 三二九 〽[明治四年] 四月十七日 岩倉具視宛書翰

三三〇 〽[明治三年] 五月廿二日 岩倉具視宛書翰 三三一 〽[明治十年] 八月廿三日 三条実美、岩倉具視宛書翰

卷一八六……………一四三

三三二◎ 意見書 三三三◎ 九月十三日 岩倉具視宛書翰

三三四◎ 六月十三日 岩倉具視宛書翰 三三五 〽[明治九年] 八月廿八日 岩倉具視宛書翰

卷二二二……………二四六

三三六◎ 三月廿四日 河瀬秀治宛書翰 三三七◎ 五月廿三日 河瀬秀治宛書翰

三三八◎ 七月十四日 河瀬秀治宛書翰 三三九◎ 七月十四日 河瀬秀治宛書翰

三四〇◎ 八月十五日 河瀬秀治宛書翰 三四一◎ 八月廿一日 河瀬秀治宛書翰

三四二◎ 九月二日 河瀬秀治宛書翰 三四三◎ 九月九日 河瀬秀治宛書翰

卷二二六……………二四九

三四四 〽[明治八年] 七月三十一日 五代友厚宛書翰 三四五 〽[明治八年] 十二月八日 五代友厚宛書翰

三四六 〽[明治八年] 十二月十二日 五代友厚宛書翰 三四七 〽[明治七年] 十二月十三日 五代友厚宛書翰

三四八 〽[明治八年] 十一月廿三日 五代友厚宛書翰 〽[明治十年] 十一月廿三日 五代友厚宛書翰

卷二二七……………二五一

三四九 〽[明治七年] 六月二日 五代友厚宛書翰 三五〇 〽[明治八年] 九月十四日 五代友厚宛書翰

目次

三五二 〇「明治二年」 正月三〇日 五代友厚宛書翰
 三五三 〇「明治二年」 二月 二日 五代友厚宛書翰
 三五四 〇「明治二年」 二月 四日 五代友厚宛書翰
 三五五 〇「明治七年」 三月十九日 五代友厚宛書翰

卷二二一 二二五

三五五 〇 覺書

卷一八〇 二五七

三五六 〇「文久三年」 九月十一日 高崎五六宛書翰
 三五七 〇「慶応三年」 十月 七日 辻維岳宛書翰
 三五八 〇「明治九年」 十二月廿三日 税所篤宛書翰
 三五九 〇「明治十一年」 十月 七日 岩倉具視宛書翰
 三六〇 〇「明治十年」 十月十九日 岩倉具視宛書翰(書添)
 〇「明治十年」 一月十九日 岩倉具視宛書翰

卷一八一 二六一

三六一 〇「慶応三年」 八月十九日 藤井助市宛書翰
 三六二 〇「明治元年」 六月十七日 宿許・大久保利和・牧野伸
 三六三 〇「明治八年」 五月十二日 石原近義宛書翰
 顯・大久保利武宛書翰

卷数不明 二六五

三六四 〇「明治七年」 〇「三三月朔日 吉田清成宛書翰
 三六五 〇「明治六年」 十月廿七日 吉田清成宛書翰
 三六六 〇「明治七年」 正月 六日 吉田清成宛書翰
 三六七 〇「明治六年」 十一月 五日 吉田清成宛書翰
 三六八 〇「明治四年」 九月 七日 岩倉具視宛書翰
 三六九 〇 二月十九日 伊地知正治宛書翰
 三七〇 〇「明治九年」 八月 〇 三条実美宛書翰
 三七一 〇「明治九年」 六月十八日 松方正義宛書翰
 三七二 〇「明治九年」 八月 四日 松方正義宛書翰
 三七三 〇「明治十年」 三月廿六日 松方正義宛別啓書翰
 三七四 〇「明治十年」 三月廿六日 松方正義宛書翰
 三七五 〇「明治九年」 十二月十七日 松方正義宛書翰
 三七六 〇「明治九年」 五月十三日 松方正義宛書翰
 三七七 〇「明治十年」 〇「十」 一月廿三日 松方正義宛書翰
 三七八 〇「明治三年」 閏 廿九日 松方正義宛書翰
 三七九 〇「明治八年」 五月 五日 松方正義宛書翰

三九〇	⑤「嘉永四年」	六月廿八日	森山新藏宛書翰	三九一	⑤「安政元年」	閏七月廿九日	森山新藏宛書翰	二七四
三八八	嘉永四年	六月廿八日	森山新藏宛書翰	三八九	嘉永四年	六月廿八日	森山新藏宛書翰	二七三
三三七	⑤	五月 廿日	上書					
卷二一九								
三八六	⑤		岩倉具視宛書翰					
卷二一〇								
三八五	⑤	一月廿六日	中井弘宛書翰					
卷二〇九								
三八四	⑤「明治六年」	九月三〇日	岩倉具視宛書翰					
卷二〇八								
三八三	⑤「明治十年」	一月廿三日	岩倉具視宛書翰					
卷二〇七								
三八二	⑤		談判案文	三八一	⑤		覚書	
三八〇	⑤	五月	覚書					
卷二〇五								

額……………二八五

三九二◎ 十月 八日 岸良兼養宛書翰

掛軸……………二八六

三九三◎ 三月廿六日 小松帶刀宛書翰

三九四◎ 十月廿六日 黒田清隆宛書翰

三九五◎ 四月十三日 石原近昌宛書翰

三九六◎ 四月廿七日 内田政風宛書翰

三九七◎ 五月十三日 岩倉具視宛書翰

三九八◎ 四月廿八日 内田政風・東郷平八郎宛書翰

牧野伸顕関係文書……………二九〇

三九九 〓〔明治八年〕 九月十三日 黒田清隆宛書翰

四〇〇 〓〔明治七年〕 十月三〇日 黒田清隆宛別啓書翰

四〇一 〓〔明治十年〕 十月三〇日 黒田清隆宛書翰

四〇二 〓〔明治十年〕 十月十九日 黒田清隆宛書翰

四〇三 〓〔明治元年〕 四月廿三日 西郷隆盛宛書翰

四〇四 〓〔明治十年〕 二月 七日 伊藤博文宛書翰

四〇五 〓〔明治八年〕 二月 三日 伊藤博文宛書翰

四〇六 〓〔明治八年〕 二月 八日 伊藤博文宛書翰

四〇七 〓〔明治十年〕 二月十二日 伊藤博文宛書翰

四〇八 〓〔明治十年〕 二月廿四日 伊藤博文宛書翰

四〇九 〓〔明治十年〕 二月廿六日 伊藤博文宛書翰

四一〇 〓〔明治十年〕 二月廿六日 伊藤博文宛書翰

四一一 〓〔明治十年〕 二月廿七日 伊藤博文宛書翰

四一二 〓〔明治十年〕 三月廿七日 伊藤博文宛書翰

四一三 〓〔明治十年〕 七月 五日 松田道之宛書翰

四一四 〓〔明治十年〕 十二月 四日 松田道之宛書翰

四一五 〓〔明治十年〕 六月廿五日 松田道之宛書翰

四一六 〓〔明治十年〕 十二月 三日 松田道之宛書翰

四一七 〓〔明治十年〕 二月 八日 松田道之宛書翰

四一八 〓〔明治二年〕 正月 十日 小松帶刀・伊地知貞馨・吉井友実宛書翰

四一九 〓〔明治六年〕 十月廿二日 岩倉具視宛書翰

四二〇 〓〔明治六年〕 十月廿七日 岩倉具視宛書翰

四二一 十二月十三日 前島密宛書翰

四二二 〓〔文久元年〕 十二月 五日 伊地知貞馨宛書翰

四二三◎ (宛先不明)

四二四 〓〔文久二年〕 七月 七日 伊地知貞馨宛書翰

目次

四二五	〔慶応二年〕	十二月 四日	伊地知貞馨宛書翰	四二六	〔慶応元年〕	十二月 六日	伊地知貞馨・市来政清 ・岸良兼養宛書翰
四二七	〔文久元年〕	十一月十八日	伊地知貞馨宛書翰	四二八	〔明治六年〕	十二月卅一日	岩倉具視宛書翰
四二九	〔明治十年〕	十月廿三日	岩倉具視宛書翰	四三〇	〔明治七年〕	二月 二日	岩倉具視宛書翰
四三一	〔明治十年〕	五月 七日	内務省宛電報	四三二	〔明治九年〕	十一月廿七日	岩倉具視宛書翰
四三三	〔明治四年〕	四月十三日	岩倉具視宛書翰	四三四	〔明治四年〕	二月十日	岩倉具視宛書翰
四三五	〔明治三年〕	九月廿五日	岩倉具視宛書翰	四三六	〔明治六年〕	十一月 六日	岩倉具視宛書翰
四三七	〔明治三年〕	七月十八日	岩倉具視宛書翰	四三八	〔明治三年〕	九月十六日	岩倉具視宛書翰
四三九	〔明治三年〕	九月十六日	岩倉公宛別啓書翰	四四〇	〔明治十一年〕	一月廿九日	岩倉具視宛書翰
四四一	〔明治三年〕	五月廿一日	岩倉具視宛書翰	四四二	〔明治四年〕	二月 十日	岩倉具視宛書翰
四四三	〔明治七年〕	五月廿二日	岩倉具視宛書翰	四四四	〔明治三年〕	九月 六日	岩倉具視宛別啓書翰
四四五	〔明治九年〕	十一月 十日	岩倉具視宛書翰	四四六	〔明治四年〕	六月 七日	岩倉具視宛書翰
四四七	〔明治九年〕	七月 朔日	岩倉具視宛書翰	四四八	〔明治四年〕	二月 四日	岩倉具視宛書翰
四四九	〔明治二年〕	七月 朔日	岩倉具視宛書翰	四五〇	〔明治三年〕	十月十一日	岩倉具視宛書翰
四五一	〔明治三年〕	十二月廿六日	岩倉具視宛書翰	四五二	〔明治十年〕	正月 七日	岩倉具視宛書翰
四五三	〔明治十年〕	八月十五日	岩倉具視宛書翰	四五四	〔明治三年〕	九月 六日	岩倉具視宛書翰
四五五	〔明治八年〕	二月廿三日	岩倉具視宛書翰	四五六	〔明治九年〕	十一月 四日	岩倉具視宛書翰
四五七	〔明治八年〕	八月十三日	黒田清隆宛書翰	四五八	〔明治九年〕	九月十七日	吉井友実宛書翰
四六一	〔明治九年〕	五月 七日	吉井友実宛書翰	四六〇	〔明治十年〕	六月廿八日	吉井友実宛書翰
四六三	〔明治九年〕	八月 十日	五代友厚宛書翰	四六二	〔明治十年〕	六月 十日	三島通庸宛書翰
四六五	〔文久二年〕	五月 二日	松方正義宛書翰	四六四	〔明治元年〕	五月十九日	小松帶刀宛書翰
四六七	〔文久元年〕	六月十九日	伊地知貞馨宛書翰	四六六	〔文久二年〕	七月 十日	伊地知貞馨宛書翰
				四六八	〔明治九年〕	四月廿一日	高崎正風宛書翰

目 次

四六九	④「明治九年」	五月十五日	土方久元宛書翰	四七〇	④「明治八年」	十一月九日	松田道之宛書翰
四七一	④「明治十一年」	二月三日	松田道之宛書翰	四七二	④「明治九年」	十一月六日	松田道之宛書翰
四七三	④「明治十年」	十月十八日	松田道之宛書翰	四七四	④「明治九年」	十二月十一日	松田道之宛書翰
四七五	④「明治九年」	正月廿七日	松田道之宛書翰	四七六	④「明治十年」	十一月廿日	松田道之宛書翰
四七七		三月廿七日	村田新八・高崎正風・岸良兼養宛書翰	四七八		三月十九日	岸良兼養宛書翰
四七九		一月十一日	岸良兼養宛書翰	四八〇		十二月廿九日	岸良兼養宛書翰
四八一	④「明治六年」	十二月廿二日	岩倉具視宛書翰	四八二		十月十四日	岸良兼養宛書翰
四八三		十月十二日	岸良兼養宛書翰	四八四		四月十三日	岸良兼養宛書翰
四八五		十二月三日	岸良兼養宛書翰	四八六		三月廿日	岸良兼養宛書翰
四八七		九月廿二日	岸良兼養宛書翰	四八八		三月廿五日	岸良兼養宛書翰
四八九		十月八日	岸良兼養宛書翰	四九〇		三月一日	岸良兼養宛書翰
四九一		九月廿八日	岸良兼養宛書翰	四九二		十二月廿九日	岸良兼養宛書翰
四九三		十月十六日	岸良兼養宛書翰	四九四		二月廿二日	岸良兼養宛書翰
四九五		六月二日	岸良兼養宛書翰	四九六		一月十九日	岸良兼養宛書翰
四九七		十一月廿八日	岸良兼養宛書翰	四九八		十月十日	岸良兼養宛書翰
四九九		五月十二日	岸良兼養宛書翰	五〇〇			三ヶ条政府大体の本
五〇一			極内覚	五〇二	④「明治四年」	六月廿四日	岩倉具視宛書翰
五〇三	④「明治元年」	正月三日	④「岩倉公へ呈せし意見書」	五〇四	④「明治元年」		政府の威厳に関する建言書
五〇五	④「明治二年」	正月	④「政府の体裁に関する建言書」	五〇六			意見書
五〇七	④「明治二年四月		悉略禁止に付き藩庁への建言書」	五〇八		六月三日	覚書
五〇九			覚書	五一〇			覚書
五一一			覚書	五一一			維新政府人事覚書

五二三◎

五二五◎

五二七◎

覚書

覚書

大久保利通神道碑文章
稿

五一四◎

五一六◎

覚書

覚書

大久保利通日記

嘉永元年正月元日ヨリ同年十一月晦日ニ至ル

安政六年十一月ヨリ万延元年三月マテ

文久元年辛酉自十二月朔日至同月十六日

文久二年壬戌三月十六日

文久三年癸亥九月十二日ヨリ十月八日ニ至ル

元治二年乙丑正月廿五日

慶応元乙丑九月

甲寅秋改

慶応三丁卯九月十五日ヨリ明治元戊辰十二月十日ニ至ル

明治元戊辰十二月九日ヨリ三年三月十八日マテ

明治三年三月十九日より同四年十一月十日まで

明治四年十二月廿二日〜同五年一月四日

明治六年癸酉十月十五日より同七年甲戌八月五日迄

明治七年甲戌八月六日ヨリ

明治八年乙亥十月六日ヨリ十年三月二日マテ

文書目録

〔表紙〕

大久保利通文書 一

○ 一 石原近昌宛書翰

⑤ 1673

今日も御堅勝珍重奉存候、扱彼方へ巻封したゝめ置候間、拙宅之様八太御遣可被成候、然は近比申上兼候得とも、無抛入用之義有之、別而当惑致居候時宜御座候間、何卒金子八両丈御拝借被成下候義相叶申間舗や、当分如何程有之候てもたり合不申、御時節あく迄推察乍仕、実には分別至極と思召候は案中、殊に此内莫大之御世話に預り候而旁鉄面とも何とも御申上御座候得とも、願くハ御才角被成下候処万々奉伏願候、とても八金丈相調不申候ハ

、五両丈ニても宜舗御座候得とも、可成は皆目申上候通御都合被下候得は、別而大幸難申尺候、彼方致相談候とて図にのりて打付候御難問申上候様御胸中にも恥入候得とも、全く左様之訳も無之、無抛も発言仕候次第、何卒御憐察可被下候、昨日も御相談申上度所存御座候へ共、ざりとハ申上候面皮も無之、近比乍大略以書中此旨御相談申上候、何も面上可奉多謝候、以上、

六月四日

追而今日

上様興国寺御参詣ニ付詰ニ而急キ罷出候事に而乱筆偏ニ御免可被下候、

〔石原直左衛門様(近昌)

要詞

大久保正助(利通) 〕

○ 二 藤井助市宛書翰

⑥ 61

今日は急ニ御用之義有之、蒸気船より指宿へ差越、今晚中ニハ罷帰賦御座候、夕部ハ又々愚母少々相痛申候間、

何卒宜敷御願申上候、川南意中今晚ハ泊番之由候へ共、
今晚ハとふそ頼合候而参具候様御申遣可被下候、御用な
れハ致方なく事ニ御座候、何分御願申上候、已上、

七月四日

「藤井助市様

急キ

大久保一藏(利通)

「

○ 三 石原近昌宛書翰

① 112

尚御安祥被成御滞坂奉拜賀候、先日は御出被下候処折柄
煩中ニ而甚御不愛想御免可被下候、御帰途嚙御太義と察
上候、御帰之日寺尾玄長と申医師参診察、何れ口明キ不
申候付、是成居べり候而ハ亦々どこぞニ張出候事ハ差見
得候付、ひる味噌ニ而炙治いたし候様申事ニ而薬も別ニ
調合いたし具申候、さつハリ口明キ申候得ハ体中之毒気
悉く除ケ、是よりハよほと壮健可相成、返而御仕合之事
と申事ニ而、尤當時疫症など段々流行いたし、さ様なも
のニ不発候而無此上事と承り申候、旁下拙之考通ニ参り

候付、是迄之医ハ打置一日二度ツ、ひる味噌ニ而やき申
候処、兩日ニ而よほと痛も和らぎしこりもうすく相成候
間、今兩三日もいたし候ハ、口明キ可申と存申候、さ様
御安心可被成候、先々任幸便右形行為御安心一筆申上候、
以上、

十一月十二日

一藏

直左衛門様

追而田中清之進出立いたし候へ共、無事之一左右而
已宿元へハ申越置候、未居り方不相調、乱筆御免可
被下候、

○ 四 藤井助市・石原近昌・石原近

義宛書翰

① 1677

追而薄暮ニ相向候処御家内御一同様御揃尚以御安康被
成御座恐悅御儀奉存候、随而私事無異儀相勤申候間、
乍略義御降慮可被下候、乍恐
中将様益御機嫌克昨日四ツ時
御着京恐悦之至御同慶奉存候、別而御当地賑々敷罷成

申候、直二郎殿ニも別而元氣ニ而着被致、大坂ニ而ハ寛々咄も得不致候へとも、昨日則見舞給り委敷御伝言直左右共承り皆々様江御逢申上候様ニ御座候、大ニ安心仕候、御同人義ハ何欤氣を付心添いたし申候間、少も御懸念被成ましく候、其段叔母江御申入可被下候、御両所生子も日々成長之筈相察申候、直二郎殿江祝儀申入候処、是ハと被申候計ニ而大笑らひいたし申候、一助市様江申上候、谷山刀磨方之儀、始末もとゞき兼候付、先見合候様云々之趣、い細承知仕候、右ハ差当り入用も無御座候へとも、最早三年位遣置、余り長延候故申遣候事ニ御座候、尤銘打たのミ入方野村助七請合くれ候付、ぬり磨迄ニ而も成就、白木繰込いたし、年月月日京都岡崎ニおひて打調候詔銘打もらひ置度御座候間、乍御面働何卒宜舖御願申上候、

一高取入之儀御願申上候処右ハ究士等へ被下候筋御吟味共ニ而、当御役相動候而余り目立やうの事共候ハ、先御見合置可被下候、それ丈之事ニ而無御座候ハ、最早相後れ候欤も難候へ共、四拾石位も相調候へハ取

入置度ものニ御座候、一時ニ其通参かね候ハ、其内ニ而もよろしく御座候、右料錢之儀ハ其御手数相成事ニ御座候へ共、里村方ハ三百金、岩木方ハ当年中之処ニ而三百金位御相談被成下ましくや、若三百金丈出来不申候得ハ、二百金ニ而もよろしく御座候、しかし当年中都合六か舖候ハ、二百金位ハ七八月迄ニ返金之処ハ出来申候付、其筋ヲ以精々三百之処ニ而御相談被下度御願申上候、其内私罷下候へハ考も御座候へとも、懸而之事御座候故、余計之御配慮懸上候事ニ御座候、若亦被仰談外ニ能御工夫も御座候ハ、不目立様御取計置被下候へハ別而難有奉存候、適館内も被仰付置候付此節小番新番等持高員数御治定被仰渡候ニ付而ハ売払高多く可有之、すぐれたる機会と相考、持高ニ而も成置候へハ難有被仰付候詮も相立候事故、間後れなから分而御相談申上越候、館内方外ニ借入之金子ハ三百金位ハたとひ不罷下候而も、八九月迄にハ返弁之見留ハ有之事御座候間、其辺も御考合之上可然御談合可被下候、しかしなから前条申上候通究士限ニ買入候様ニと

の向ニ御座候ハ、御取止可被下候、勿論御役料高之内

二拾石位ハ返上いたし候所存も御座候付、其段御考合

之上尚追而申上候へ共、尚更右之段不願自由御願申上

候事ニ御座候、何分ニも御三人様篤と御熟談之上可然

様御取計被下度万々奉伏願候、岩木事ハ当分大坂ニ而

候へ共罷下筈ニ而候間大かた此舟より下り可申候、若

下り不申候ハ、大坂ニ而相談いたし置具候様稅所江

申遣申候、

一直左衛門様ニハ御下り則より御旅行之由最早御歸旅候

筈と奉察候、大坂平野屋源藏江之為替ハ慥ニ相受取申

候間、左様御安心可被下候、

一 正右衛門様屋敷御申請之一条先便ニも申上候通、いち

々壯之丞江相頼遣候間、罷下次第御出御直ニ御頼可被

成候、橋口彦二掛ニ而取調候由御座候間、同人へたの

ミ可與ト之事御座候間、若早目壯之丞事不罷下候ハ、

別紙さし上候間御持參橋口江直々御頼見可被成候、自

然上山寺地面間ニ逢不申候ハ、外ニ御見立可被成候、

右御頼申上度用向迄草々如此御座候、尚奉期后音候、

頓首、

四月十三日

大久保一藏

藤井助市様

石原直左衛門様

同 正右衛門様

追而叔母き地ミねへよろしく御申入置被下度御頼申

上候、宿元之儀ハ万端よろしく御頼申上候、段々調

候一品且追便より寄替米等下シ置候間、売払方等可

然御下知被下度は亦奉頼候、

〔表紙〕

大久保利通文書 二

○ 五 西郷隆盛宛書翰

① 5

此節兄御渡海ニ付而、盟中之人心望を失候義不一方候得共、何れ時処位之定見無之候而は大事難成就、殊ニ兄機先之遠慮云々拜問致候ニ付而ハ不得已時節を待不忍候而ハ不可叶義と致決定候、併御開帆後之処是非廟算尽シ置度愚考いたし候間、遺策承度条々左之通ニ候間、一々御答置被下度致伏願候、

一堀より肥藩之都合無他事決定之義、一左右到来ニおひて□^⑧人、合体之人数□^⑨不願前後突出之事、

一筑・因・長断然之左右相知候ニおひてハ、不及申事、一突出之節□□之認様之事、

但連名之処欵、銘々遺置候欵、途中より□^⑩差出候欵否之□^⑪事、

一発口も忌々敷事ながら、算之第一ニ付難抛申候訳合ハ万一も堀江難事相掛候付てハ、盟中之人心を憤激するの一事、此におひては可忍ヤ否之事、

二三藩江再度暴□□相成候ニおひてハ、不願是人心前後合体之人数可突出ヤ否之事、

一此節護送之縛人極刑に処られ、恐多も堂上方□^⑫より不思議を懸奉るにおひて、人心を動すの第三事、此ニおひて合体之人数不願前後可突出ヤ否之事、

一肥後長岡井ニ陽明家江賢慮を以添書之事、^(長岡監物)
一諸藩御面接之有志□□見当ニ相成ル□□^⑬可キ人名悉ク御記置可被下候事、

右之外御□□之事ハ成□^⑭標御記置被下度奉願候、
^(安政五年)
午臘廿九日

利濟^(利通旧名)

菊池尊兄

百拜

追而私ニ□□

一御滯島中御一身之愛護、

天朝国家之為造次顛肺(希)無御忘、暴飲□□事、

一余り異事ニ御過ニ被成間敷候事、

一時々御考付次第心得ニ相成候□□④へ、御書通(以下焼損)

〔表紙〕

大久保利通文書 三

○ 六 樺山資之宛書翰

○ 6

尚々奈良原氏・有村氏江可然御伝置可被下候、
 若君様御事旧臘廿六日比より御不例被為 入候処、漸々被為重、終ニ一昨一日御養生不被為叶被遊 御逝去、何共絶言語候次第、御互ニ愁傷此事ニ奉存候、乍恐此御一人様をこそ奉頼居候処、又々如此之御次第時節到来と可申欵、御家運既ニ此ニ窮リ候儀と奉存候、最早我党外ニたのミ候事も無之相成申候、実に去年来非常之御事而已打続キ、又しも

此君さえ奉失、最早暗夜と罷成候、内実ハ初終年内より御不快被為在、全体御虚弱ニ而別而一同奉懸念居候次第御座候処、廿五六日比より御吐乳被遊、御熱氣も被為在、御乳も御引キ被遊兼、漸々御氣脱ニ而、自然ニ御隠れ被遊候由、

御病症万驚風ニ而被為入候由御座候、

一 堀子去ル十二月十九日被致出立、肥・筑・因・長江立寄之賦ニ御座候、左候而其地着之筋御座候間其上爰許形行御承知可被下候、堀子より一左右次第一同決心之評定相窮居候付、左様御承知可被下候、如此時宜成立申候処、愈以此一左右一日三秋之思ニ御座候、右四ヶ所之内どふそ相応候処万々相願居申候、何分堀子其許着候処ハ少々隙取候半と被相考候、

右今日急キニ差立候付、於詰所漸々ながら相認御悔迄申上候、委細ハ何分難相認、近々有村雄助出立之筈御座候間、不遠着之上直々御承知可被下候、恐惶謹言、

正月四日

樺山三圓様(實之)

大久保正助

○ 吉祥院宛書翰

①—25

「江戸(封筒)

樺山三圓様

大久保正助」

○ 七 樺山資之宛書翰

①—3

尚々二金之内ニ而も宜敷御座候、もはや御格護之程
無覚束奉存候へ共御願申上候、

兩日は不奉得御意候へ共、愈御清安奉賀候、擬近比自由
之義申上兼候得共、当分金子御持合共被為在候ハ、二
兩丈御借用被仰付被下候義相叶ましくや、余押懸候義御
座候へ共、しバし之間無抛入用御座候間、御願申上見候、
此分乍大略以紙上如斯、尚參拜可奉謝候、以上、

十二月六日

「樺山三圓様

啓白

大久保正助

」

御別後御安泰被成御座奉恐賀候、次ニ乍恐
上様益御機嫌克、昨廿八日兵庫へ被遊
御光着、今朝

御乗舟之筈ニ御座候、彼是御都合も宜鋪御同慶奉存候、
擬出立之節は混雜故寛々御断等も得不申上、甚以不本意
之至候、何共無申訳御高免可被下候、段々御送り物等被
成下別而難有御礼申上候、且亦御書取之趣委曲承知仕候、
則御世話申上取究何分申上度候へ共、何分ニも大坂三日
之御滞在ニ付、大混雜中逆も御都合六か鋪御座候間、何
れ之筋御国御着之上早便より申上越候様可致候間、左様
御合可被下候、御国元より何分申上越候迄は御滞京相成
候而もさし支無之、其段ハ帶刀殿迄内々申上置候、御内
願之筋は御尤ニ而速ニ相運ひ可申事候へ共、御存之通之、
御多用中故其辺迄ハ十分とゞき兼申候次第不惡御汲取可
被下候、先ハ貴答迄早々如此、既ニ御立前取込何も得委
曲得不申上候、何れ御国元着之上早便より有無可申上候
間、其内は何となく御滞京ニ而宜鋪御座候、本田へ内々

談置候間、御懸念被成ましく候、謹言

閏八月廿九日

大久保一藏

(秘所應)
吉祥院様

○ 九 新納中三・町田久成宛書翰 ① 82

尚々本文前后不綴之文言御推読可被下候、尤時世之
形行ハ、御両所様御心得迄と存、京地辺ニ而概見之
次第、余計之事迄申上候間、宜鋪御汲取可被下候、

尤事実相違之事も可有御座候、

閏五月十六日之御問合相違拜見仕候、先々航海中御無
難御安着、諸御都合も宜鋪、一同通弁御修業之趣共細
詳被仰越、則

御両殿様

御聴ニも相達 御安心被為 思召候、左様御承知可被
成候、最早追々一同入塾、益御励精之筈と遙察仕候、
尚追々之御左右御待申上候、尤当今之新聞御申越相成
度、御頼申上候、

一御当地追々万端御手相附申候、集成館製鉄器械等も折

角御取建盛中ニ御座候、神瀬御台場もよ程埒明申候、

開成所益振起之向ニ而英学之方は当分牧退藏教授方ニ

而、其余近頃両三輩長崎より御雇入相成指南方いたし、

蘭之方八木死後石川旅行等ニ而師員人数相闕候処、是

以近頃江戸より三人御雇下ニ而指南方いたし候付、子

弟中も一同差はまり奮励之向成立、無此上事ニ御座候、

右蘭学者は勝安州門生一人(前河内)有之候、人物至而面

白、数学ニ長候由、当分ニ而は御国より遠行之事江戸

辺ニ而も申触、眼ある国々ニ而は別而欣慕いたし居候

由、尤有志之洋学者ハ是非薩ニ就テ志を述せん事を欲

シ候由、同人嘶ニ而候、

一皇国之形体も日々歎息流涕之有様ニ押移候、抑当春征

長之儀付、從関東長州大膳父子出府、五卿護送等之事

御当り相成候を

叡慮ニ不被為叶、即今内外危急之折柄至当之処置ヲ失、

禍乱を醸候而は不相濟候付、大膳父子召呼五卿護送等

之事、先是迄之通閣キ、且亦諸大名參勤之事も文久之

令ニ復候様取計、何分早々大樹上洛有之候様

御沙汰書ヲ以御達相成候処、

朝命を反、大樹公 御進発と名目ヲ替、姫路迄出陳之
賦ニ而江戸城出立五月廿二日入洛、則日参
内相成候、

朝命之趣ハ滯坂ニ而時々軍議之形行、經奏

聞候様、輕率妄動無之、至当之処置ヲ得候様右之趣ハ

一橋・桑名・會津江も申聞候様云々、始

真翰ヲ以被 仰下賦之処、一・會・桑より絶而 御沙

汰之不被為在様ニと奉歎訴、不得止右之趣

勅語ヲ以大樹公江 御達、大樹謹而御請、則御席詰之

関白様より

勅語之趣御書取御渡相成、大樹拝戴退座之処、閣老聞
之、如此御達相成候而は甚迷惑ニ候間、右御書附返上
せんことを奉募、是ニ依而当職も其不遜を憤、種々激
論ニ及はれ候得共、閣老^阿不肯、暴威ヲ仮而色々陳答
ニ及^{此論ニ時ヲ移シ}、其終ル可からざるを察し玉ひ 内府
公尹宮江御談し御陳述被為在候ハ、
勅語ヲ以御達相成候を其まゝ返上と申議、道理ニおひ

て不可有、大樹ハ勿論閣老大小監察其已下ニ至拝見之

上、右御書附返上と申訳なれば、随分御請取可相成、

さもなくハ決而御請取不相成段御達ニ而理ニ伏し、左

様ならハとて一同拝見之上返上と申事ニ而、終ニ

朝廷ニ御落手相成候由、廿三日晝ニ相成漸大樹御暇相

成、二条城御入ニ而当夜御止宿ニ而廿四日下坂相成候、

追而一・會・桑下坂相成候、

一進発之趣意從

朝廷御尋相成候処、昨年征伐之訳とハ相替、防長其后

激徒再発、且亦夷国江家来ヲ差渡、兵器ヲ調文、私ニ

密商等之確証ヲ得、進発仕候と之趣、書附ヲ以御届相

成候、閣老辺之所存ハ至当之処置と申が、則征伐ニ当

候と申候由、於關東御出陣前勢揃有之、御道中も行軍

ニ而押シ上下七万ニ纔不滿と、

一六月十六日比一・會・桑阿閣上京、長州末藩吉川監

物・毛利淡路大坂江召呼可及糾弾、伏罪ニ候得は相当

之御処置可有之、若陳答いたし候ハ、伐長之外有之

間鋪趣、經奏

聞、直様下坂ニ而右之趣封書ニ而長州江御渡、且藝州江も御当重役付添上坂相成候様、未末藩御請之有無不相分候、

一 尾老公より伐長之不可ヲ事理明白御認建言相成候、越公より同断、從古昔大兵ヲ勅候義、実国家之重事ニ而候処、何様之企有之候欤も難図候得共、若其罪あらハ天下ニ声言して

朝命ヲ被奉、名義之御戦有之度と之趣、懇々と書綴たるものニ候、藤堂よりも同断、長征不可然之旨建言相成候、此節ハ大樹家私闘同様故、有志之者ハ勿論匹夫ニ至迄も不伏之有様ニ候、越前ハ大坂迄御供之賦御病氣ニ而断然御断相成候、熊本先鋒之願有之、天下之笑と相成候、

一 賀州上京相成居候得共、依願御暇ニ而守衛人数残置出立相成候由、土佐大坂警衛被仰付置候得共、是以依願御暇ニ而下国相成候、当分外藩ハ何方も無之、凡而紀州等之親藩而已、

一 今ニ至候処幕威も益薄ク相成、閣老など別テ心配之由、

最始之所存大樹公大坂迄御進発相成候得は、諸藩不招して響応、姫路迄不至父子ヲ擒にして軍ヲ奉迎と見留ニ候処、豈図熊本先鋒ヲ願、久留米随従いたし迄ニ而、其余四国、九州肅然鳴を潜、且天下之人心征長ヲ不諾、現実之形行一覽いたし、始之勢とハ大ニ変シ候向、迺も当分ニ而現ニ征伐出来候丈之模様ニ無之、近比ニ至候得ハ、閣老辺ハ全模様も不存候処、大樹公御独断ニ而御進発被仰出候処、別而込入候と大樹ニ罪ヲ打ぎせ候向之由、実ニ重畳之罪科甚鋪と可申候、只今之処ニ而は進退措置ヲ失候向如何結尾相成候欤、愚眼之及処ニ無之候、

一 進発之基ハ第一會より釀候訳ニ而、是非長ヲ屠テ幕威ヲ興張之趣意ニ被察、今度 大樹公參

内之節も專閣老ヲ助ケ、仮令

朝威不相立共、幕威ヲ押立候見込ニ候、一橋ハ譎詐無限趣意隠然、桑藩尊 幕不足論三藩幕ヲ補助スト雖トモ閣老辺一同一和トも難申形勢ニ候、反而内輪之動乱も難図機も有之候、況乎三軍之兵氣振起之道理無之、

炎天之砌長路ヲ押而已ならず、數日浪華ニ曝シ兵病人
懇殊日千金之費処ニ無之万ヲ算ヘ一ヶ月五六十万ニ及
ト云、如此名ニ背、義ニ戻、天時人事ヲ乖候而勝利ヲ
全候例、古今和漢未所不聞也、

一前条之為体ニ而は、清国之蹤跡ヲ踏候ニ相違無之、実
ニ悲憤ニ不堪候、去ながら長州戦争以往所謂暴論過激
之徒大抵眼ヲ豁開シ攘夷之不可成ヲ弁別、大ニ国ヲ開
ク事ヲ唱候人心ニ相成候、尤具眼之諸藩ハ佐賀越前土
佐宇和島等
断然商法等施行之向ニ被聞候、若大樹家竜頭蛇尾ニシ
テ東下相成候ハ、益命令不被相行、各国割拠之勢不
可疑、依之富国強兵之術必死ニ手ヲ伸シ国力充滿、仮
令一藩ヲ以ストモ

天朝奉護

皇威ヲ海外ニ灼然たらしむるの大策ニ着眼するの外無
之候、

一御調文之軍艦早目相運候様、江戸ニ而御調文軍艦ハ御
断ニ而、風帆船二艘御調文替相成候、右ハ御断切ニ而
も宜鋪候処、是迄英商ハリソン江応接之形行も有之、

且懇意ヲ尽候次第等むざと御断、信義ヲ被失候而も如
何と之御吟味ニ而右通御決定之事候間、左様御含可被
下候、

一御兩殿様より御調文之品々早目之便より御送り相成候
様御取計可被下候、本込筒ハ当時新發明之利器 御双
方御同様御送り可被下候、

但

新納様江御願申上候通相叶候ハ、外ニ二挺御送
り被下候様伏而奉願候、

右御用答旁且

皇国之形勢概略之形行申上度匆々如此、尚追々可申

上候、以上、

八月四日

大久保一藏

(新納中三)
石垣銳之助様

(前田久成)
上野良太郎様

再伸

兵庫開港之義如何之夷情候哉、愈アルコック之説相
立候哉、近頃関東之一左右ニ兵庫開港之免許無之ハ

百六十万兩之償金ヲ出候様夷人より談判相成候処、
償金相渡候筋返答ニ而大ニ望ヲ失候由、逆も大金得
出スマンキと之見込ニ而試候と之趣申参候、未実否
ヲ不知、

大久保利通文書 四

○ 十 ⑤ 「藩主へ（上申書）」 ① 8

私共事今般奉犯御大禁、為可奉救

②天 □朝之御危急、一同不待国命今晚

③王 □地ヲ志シ発足仕候、実ニ不敬之罪不堪恐懼候得共、全

ク後□□国家倒行逆施之挙動毫髪無之候間、別紙之通

□恐奉告政府候、乍然委曲曲折ヲ記シ候得は、段々忌諱

□極密之件モ多々有之候間、概略之主意ヲ相記候迄

ニ御座候、抑及此挙候儀一朝一夕之根拠ニ無之、来歴至

密之訳ヨリ相讓候次第ニ而、偏ニ御国家之御大事ニ相抱

候危急存亡之御時節ニ可有之奉存候間、□共主意且始終
之微細奉告度左条言上仕候、^{④此}

□賤之私共国家重大之機事奉申上、重疊非分之罪恐入候
得共、累代奉浴 高恩候臣子之情義難黙止、素志ニ而他

念無御座候間、如何様被処重刑候共一同奉甘心候、伏請
私共一同為 国家不奉□□候一筋 御取用被為在

□院様御遺志御相統被遊□在世中 御趣意第一近年
外寇相侵、終彼等意中に□開闢以來未曾有之瑾瑕被為
受ニ至り□ニましく、偏ニ被惱^{（瑕瑾）}

□不被為安御儀ニ候得共、幕役姦威ヲ逞し奉背□□
之処置ヲ以自儘之取計イタシ、此ニ至勤

④王 □水府老公ハ勿論 ^{（島津奇彬）} 順聖院様奉初、越前侯・尾張侯其外
御結合相成、是非醜虜ヲ攘除

□之御趣意相立、就而は何レ外ヲ禦ニハ内ヲ治ニ如カス、
内ヲ治ニハ□トノ策ニ相定、是非仁心仁聞ある御方西丸

ニ被為立改革ヲ成シ、風俗一新十分内ヲ堅シ候而外夷ニ
及し□醜慮ヲ恐伏セシムルノ遠略ニ而、兎角當時才徳有

名人望□□年輩彼是其器ニ堪□御方□是非一橋侯西

丸ニ御立被遊度御趣意ニ而□□為叶、既ニ去春堀田備中
守上京之節一橋公西上之義□有之候、公方様ニも御安心
ニ相成居候処候得共、乍然英明之御方候而は姦賊等我意
ヲ振ひ政權ヲ專にする不相叶候間、□幼君ヲ押立候様及
姦計候由、且外夷仮条約処置之□上 京候処、
被為対

□候而茂如何ニ付深被惱

□此期候而は人心之居合国家之重事ニ付、三家已下諸大
名□^{◎被}召度旨云々被下□終奉背

前中納言殿初、松平大膳大夫・松平相模守・松平土佐守
侯伯被牒合被遂 奏聞奉戴、

賊井伊掃部頭・間部下總守・水野土佐守等被及追討候□^{◎江}

戸表盟中堀仲左衛門江水戸より引合有之、當時
^(伊地知貞徳)
□薄之折柄ニ而此拳ニ付ては□□一大事之訳ニ而、
彼方より比叡山結合相成、其外□□国々モ響心之賦

ニ而候得共、急変之処専我人数□□於京師陽明殿ヨリ
モ一向御委任之趣等ヲ以今晝同志□急ヲ告来候、則形行

言上可從 国命義当然之訳御座候得共、乍恐

□□御在世中御深慮被為在

□聞之訳モ有之候而、水藩其外有志侯伯江被結置□聞
居 御逝去後ニ至、右之統合ヲ以江戸表同志中江□終
ニ及此拳候訳御座候間、至此候而は一日も早□急変義

第一肝要之義ニ而、兼而姦賊之余党ヲ以 王地江備置候
^{ヲ以 王地江備置候訳ニ候得共}
訳ニ候得は、一日之後ヲ以如何様之

□被為及候茂難奉図、第一御家之瑕瑾と可相成訳合御
座候間、聊

御遺志之寸毫奉相繼為

□万分ノ一ヲ奉補度、前後之思慮ニ不暇突出仕候一同之
赤心

□様不被為汚 御徳名明大体正名義

天朝之藩屏ニ被建置候 国家タル御職掌被為尽□^{◎思召}万世
不朽之基御開キ、公然明白御処置ヲ以後世之龜鑑と可相

成様御裁断可被為在度一同奉懇願候、

◎ 十一 建白書案

□守

□御内諭御赴以 御書取被仰下、別紙之通御請書血判
差上□上書相添連名奉歎願候、同八日谷村ヨリ入 御
覽即日左衛門殿

□仰出候、別而難有不堪恐懼候、

謹而奉言上候、

以

御書取不容易□御内諭之御趣奉謹承候上、卑賤之私共

御国家之機密ニ相係候事件押而奉建言候義、且亦何共恐
懼至極奉存候得共、実以

□之御大難 御家之御大事、且夕之危急と相迫候□

空手傍觀罷在候而は累年奉浴 恩沢候臣□之情義難相濟
不奉願万死之重罪奉至願候趣意左条ニ言上仕候間、不被
為叶思召候へ、仮令被処極刑候共固より可奉甘心候、

□今動揺之世体被為 知食

□聖院様 御遺志深ク御奉載^(戴)以御国家

□奉護可被抽御精忠云々之

□実以不容易御儀

□再興之 御機微幾重ニも難□不奉堪飛揚候、就

而は奉恐入候得共□待時候得は、策内ニ決不慮之御急備
□定不被為居置候而は不相濟御義と奉存候、既ニ

□奉

関東表
急水府始仙臺・長州・因州・土州其外勤

□藩四方合牒姦賊追討之義愈相迫、□上晋ク四方有志
之藩江布告し、十月中を期とす□策ニ而 京師江密使

差立候、時宜ニ及居候得は禍□前ニ赫然たる義ニ而不遠
變ラ告候義案中御座候、□之御危急は勿論 御家之

御大難奉陳迄モ無御座□速ニ御手当被為在度奉願候、

□軍備御手当向之義、兼而 御治定被居置被備不虞□御
儀と奉存候得共、此節之義別而 御国家之御大事□座候
間、急卒之間間ニ逢之御処置被為在候様ニ而は□以不被

為濟御儀尤器械之御用意等は抑枝□御座候、於是御急
務之義は第一人心之向□之義ニ御座候間、人望依頼之
人体執政ニ被居置□有御座度、島津左衛門殿□其任候人

体御座候間、早々御再職被□仰出

□御手当向嚴重被備置度様奉願候、右様危急之時節□猶予被為在候而は、千載之御瑕瑾と可相成奉存候間、早速御英断被為在候様奉至願候、

□數□御差出ニ付而は主將之任至重之御訳御座候間、□為請 御意候御方ニ不被為 在候而は相濟申間舖、□奉申上候義奉恐入候得共、当時重立候御□と不被為及御撰挙候共、島津圖書殿御器重人望御相当之御儀と奉存候間被命

御名代度、尤決挙之注進不出当日繰出相成候様 御治定

專要奉願候、且亦

右之趣謹而奉言上候間、急速

御英断被為 在候様奉願候、乍恐

順聖院様 (島津青形) 御在世中 (西郷達彦) 菊池源吾義被明 御服心奉□中

為

□水戸・越前・尾張其外 御結合之儀共凡而御委□被遊京師は勿論閑東諸所奔走周旋仕、第一一橋公西上一条之義尽力之折柄、事情不奉言上候而不相叶訳合有之、昨年七月罷下候処、別而被遊御満足始終之曲折達

御聴候、其時分幕茲威盛にて西上一条之義何分難致成就勢被遊

御承知 御沙汰之趣ニは万一モ姦策ニ陥、紀州江西上之義相決□得は、天下一乱ト相成候は顯然たる事は

□被遊

御出馬

天朝 御奉護可被為在、左候得は九州は尽我ニ属候は案中ニ候間、

御発駕之義モ九月朔日ニ御日限被定置候得共、彼表依模

様は 御出府不被為遊 思召ニ付、早々致出府形行可申

上越段も被為 在

御意候由、実以希有之、

御英断難有不奉堪感服候、右様勤

□御忠誠確乎たる御義御座候間、自然□被為在候半、

鎌田出雲殿去八月滯伏之節 近衛殿ヨリ偏ニ 御国ヲ

御頼 思召候、

叡慮之趣被奉承知 御請書迄被差上候時宜ニ而殊ニ 薩

摩守は相果候由、跡之義差支無之哉、

御沙汰迄被為 在候義親敷 近衛殿ヨリ月照和尚 御直ニ奉承知候段、実ニ股肱柱石共被為

□誠以不奉堪感激、悲痛次第御□御頼被為 思召候御儀御座候得は、是非諸藩ニ□被為渡

勅意 御奉載不被為在候而は被為濟間舖候間、奉願候趣意早々御取用相成、

皇室 御興復之

御大志 御卓立被為 在度、実以天下万世ニ亘り名分大義之所關係御座候得共、非常之以

□英断

公然明白之御措置

順聖院様 御遺志千載ニ相輝候様有御座度奉存候、然は太守様 御継述之御忠誠永世相貫、古今未曾有之 御功業可被為遂大機会ト奉存候間、私共一同不奉恐潜踰之罪以必死奉歎願候、

◎ 十二 建白書案

御内諭之御趣奉拝承、尚亦奉言上候義

□奉達

順聖院様御遺志被為貫、以御国家□護可被抽御精忠云々御内諭之御趣密奉潜承、誠ニ 御国脈盛大ニ帰し、転禍為祥、千載不朽□美事雀躍飛揚仕候次第御座候、依之愈畏□靜罷在当然之義御座候得共、乍恐勢を不被 御君美相頭名実御一致之処肝要之御義□尤ニ御□政之御事御座候得は、万人□

□急キ候而は返而一方之害ヲ招候訳も可有之候得□処位之变革大小輕重之御取捨可被為在御儀と奉存候、既ニ

天下之危急被為知食候上は細故ニ無 御猶予

御英断被為在候様奉至願候、幾重ニ茂決定□注進旦夕モ

難凶義御座候間、日夜忘寢食□

□程義応之

御英断被遊候上之御義ニは候得共、古今未曾有之御国家御大事御座候得は、其期ニ臨急卒之御処置ニ而致混雜候様ニ而は、末代之御瑕瑾ト相成候義と奉存候間、既ニ勤□之 思召被為居候上は、実地之 御仕置無御動揺御治定相成候様有御座度、只今之処寸時モ御猶予被為在間輔、

第一之御急務前文人望依頼之人体御撰奉之義肝要之御事
□奉存候間、今明日ヲ不出是非 御処置被□□形勢危
急不日ニ相迫

御家之御大難眼前ニ致頭赫候段は再三奉□通ニ御座候処
乍恐

□御英明ニ被在、豊後義執政被差免候御儀、実以□断
難有一同之人心不奉堪感伏候、殊ニ今般以

世上一統動搖之世体被知食、万一時^(行カ)變^(カ)□
御意且重疊非分之罪科幾重ニ茂不免□候得共、兎角 御

国家 御大事ニ相係候御急務之義緘黙難仕、殊ニ愚存之
義不相替可奉建言 御旨 謹承仕候上は、伏臆罷在候而

は臣子之至情不相濟訳合御座□亦々奉願候趣左条ニ奉言
上候□政奉仰候ニ付、既ニ一姦御攘除之上は進退□

不達、早々島津左衛門殿御再職被 仰出候様有御座度、
退惡奉賢之処置ニ付御差障之簾可被為在御訳無之、乍併

是迄之習弊正邪明白之御裁断被為調兼候御義も有之欵ト
奉存候得共、御政事之御要務ニ付□互ニ被為過候様ニ

而は決而

□主意国内ニ拡充致候義相調間舖、尤□今不可言之大患
不日ニ差迫候得は□之去同御国家之大事ニ御座候間、是
非人望帰向之御方政ニ入被居置急備之御治定不被為在候
而□□濟御時節ニ御座候、平生無事ニ□□

□□兎角偷安之徒無事ヲ□□只今通ニ而は
大守様不出世之 御明断被為在候御義御座候得共、乍恐

補佐之重臣無之候而は匡救奨順之御君美益相頭、御治政
行届候御訳ニ無之候間、是非々々明日を不被為待之

御英断を以左衛門殿御再職有之、一挙注進出十日を不出
人数繰出相成

□朝御奉護被為調候御治定疾ニ被居置度奉歎願候、
右之趣再三奉言上候訳合ニ而、実以奉恐入候得共、関東

表水府等之一挙十月中を期とする之定□相成居候義ニ御
座候得は、注進□□密路御開可被下段、且亦愚存不

相替可奉言上と之御旨、実以難有次第奉恐入候、依之奉請
御意候御礼為可奉述如斯、謹白、



○ 十三 ㊦ 「藩主へ（上申書）」

謹而奉言上候、

（島津齊興）
金剛定院様

御在世中自

御劍打方儀被為

蒙 勅命、則波平江被 仰付、成就之上御腰物方役人野村

助七[㊦]領被 仰付、上 京仕居候処、今般御逝去ニ付早々

御剣幸領ニ而罷下候様豊後殿以一名問合相違、別而之不

都合ニ而罷下候、右ニ付而は被為対[㊦]違

①-10

勅之被為請

御名目

之御逆鱗は勿論

近衛殿ニ茂別而 御立腹被為在候由、甚以

御国家御一大事ニ而千載之御瑕瑾と可相成機微之[㊦]節

実ニ不奉堪痛心次第御座候、仍而 御処置之儀奉建白度

愚存之趣御座候得共、名分大義之[㊦]保且亦大臣黜陟ノ

訳ニ候得は、至重至密之儀ニ而始終之詳悉書面ニ而難相

記、自先度再三御目通之儀奉願、難有

御内論之御趣迄奉謹承候上[㊦]奉願候儀奉恐入候得共、

如何様共御密路御開被下

御目通被仰付被下候様奉歎願候、彼是御嫌疑之御訳茂可

被為 在、奉存候得共、此内時勢トは一変之[㊦]間格別

被為触忌諱候御訳茂有御座間敷奉存候付、乍恐而日中御

都合被成下候様伏而奉願候、幾重ニ茂

御国家 御大事ニ相懸候事件[㊦]上僭踰之重罪不免極刑

候得共、兎角[㊦]臣子之至情難默止不奉願万死亦々言上仕候、

恐惶敬白、

十一月十九日

大久保正助

(海江田信義)
有村俊齋

上

※ 十四 覚書

(井伊直弼)
掃部頭昨日登 城之節

途中狼藉者御座候処□

戸様并松平修理大夫様御□

来之趣相聞申候、掃部頭ニ茂

手負可申程之儀ニ付、昨夕分

御達も御座候得共、何分□

之者此期暫時も難罷□

御捕押ニ相成候者共□

相成候様家中之者共子細□

相心得度旨一同懇願仕候

何卒御隣察被成下願之□

被仰付様仕度此段奉願候、

御付札書面之趣難引渡□

三月四日

井伊掃部頭殿

家来

岡本半助

同道

相馬舍人

○ 十五 ② 「御小納戸昇進祝宴案内の

名前書」

老人 ○、上田源七右衛門殿

六人 、山田十介殿

□人 、友野市助殿

□人 山口矢太郎殿

□人 ○、早崎七左衛門殿

三人 ○、皆吉五郎右衛門殿

三人 ○、成尾清次殿

老人 ○、八木源七殿

□人 ○、佐々木新之丞殿

老人 ○、兒玉軍兵衛殿

武人 ○、山本勘左衛門殿

四人 、皆吉氏

□人 、藤井氏

□人 、石原氏

老人 、牧野氏

老人 ○、白濱氏

△ 、新納嘉殿

武人 、樺山氏

右類中

□人ツ、○猪俣伊右衛門

老人ツ、○大久保金四郎

奈良原喜左衛門殿

吉井

有村

千田李右衛門殿

高崎

田中

江島

伊地知十郎左衛門殿山口 道嶋

伊地知 有馬

本田

柴山 橋口

森岡 森山

西郷 吉田

有馬 ○岩下佐次右衛門

町田 郡山

川畑 鈴木

松方 谷村

是枝 野津

○日置半藏殿

右人数不及吹聴

拾五

右類中之儀は吹聴のミニて祝延引之趣口達ニ而

候而宜舗ハ有之ましくや何分御吟味宜舗奉頼候、

○ 十六 ㊦ 「軍政改革に関する諮問

案」

① 70

家老中江

軍制向治定之儀は国家之大事ニ而

(島津齊興)
金剛定院様

(島津齊彬)
順聖院様不容易

御深意被為在

御三代様之旧制ニ基キ、和漢洋之法を折衷し屹度

被為召居置候得共、時世人氣ニ応し変革不致候而不相叶

場も可有之候、非常之砌別而之急務と深令心配候付、各

中は勿論、役人諸士一同迄存寄之趣急々可及言上事、

○ 十七 ㊦ 「同志姓名録」

① 17

有馬

谷村

伊地知助教
三十七

松方

吉井無役
三十四

森岡

江夏産物方書役
三十

永田

有村無役
三十

神宮司

鈴木四十三

柴山籠

税所三十五

大山十

奈良原喜八二十八

伊地知源

野津二十七八

柴山愛

仁礼三十位

橋口

道嶋二十七

高嶋三

森山棠四十

中嶋

田中謙二十七八

房村

高嶋清廿位

田代

西郷廿位

深見休八

村田二十七八

木藤彦次郎

山口二十三四

大野四郎助

平山二十七八

高崎善次郎

本田三十四

竹内三十郎

大山彦三十七八

木田謙

坂元二十六七

三島弥

鈴木源廿位

川井田

森山新十九

坂元城

野津七次十八九

鈴木昌十九

有村如廿位

吉田清

大山弥

楠田助

坂元六

赤塚

山之内

上五代東一郎

原田 岩次郎

小山田 仲次郎

村田 勇右衛門

加世田郷士
鮫島 誠藏(高信)

当分勤方有無又ハ旅行等之訳

○ 十八 史 「久光公へ言上の覚書」 ① 20

一守衛人数十組御邸又は寺院江被召置候事、

一小河人数当分通被召置候や否之事、

一関東表久世上洛之一左右有之候、尤明十四日打立来ル

廿九日着之事、

一 国分新城一条

一 八木称平

一 御鎧一条

一 五代競太差遣

一 ならしかた

一 御馬一条

一 二ノ丸御

一 石川確太郎

⊗ 十九 覚書

草道市郎右衛門

肥後 十郎

高嶋 壮之丞

⊗ 二〇 覚書

⊗ 二一 覚書

肥後

轟木徳兵衛

宮部貞藏

水府

梶清次左衛門

姫路

川井惣兵衛

西町奉行(具卷)

瀧川播摩守

東町奉行組与力

儒者

平塚飄齋

九月

筑後
駿河
但馬

○ 二二 ⑤ 「言路洞開の達書草案」 ① 36

上書之儀

順聖院様御代被 仰^{⑤達}候得共、尚又以来

御為を存し何事ニよらず^{⑤奉}言上度面々は致封^{⑤書}

御側役江相付可差^{⑤通候}右は上下之情意

思召ニ而被 仰付候間^{⑤奉}之儀無之実意を以^{⑤奉}言上候様

士以上之面^{⑤々々}可相達候旨被 仰^{⑤付候}此旨不洩様早々可

致事^⑤

大久保利通文書 六

○ 二三 ㊦ 「中山中左衛門への書翰の

別紙」

①-39

西本願寺・東本願寺之内油小路越前御邸

今般

叡念之御趣云々

関白様

宮様 御内意詳悉御拝承

天朝幕府之御為不容易

思食ニ而春嶽公〔松平慶光〕・容堂公深難有被奉存、屹度御請相成
御礼申上候様云々、

一 容堂公義

関白様御内書之御趣ニ付而は、御用往復迄は御上京御
延引被成筈候得共、表向

御召之奉 命相成候得は、人心之折合甚六ヶ舗内情有
之、推而御延引有之、返而密議ヲ破り候憂も有之、不
得止来ル十日御乗船ニ而上京有之候事、

一 容堂公御上京相成、直様

大樹公上洛御延引之

勅命被下候ハ、早々關東下向ニ而、御尽力有之候事、

一 勅命被下候ニ就而は、真之

叡慮ニ而願クハ一橋公・容堂公御参内ニ而

御直ニ

御達有之、一橋公江は御巡見之一条、且撰海之警衛も
有之候得は下坂いたし、尚亦手当向行候様可致容堂公
江ハ關東下向いたし

勅命之趣相伝周旋いたし候様被仰出度候事、

但

容堂公再御上京之義は、期日ヲ定メ春嶽公一緒ニ

上京相成候様

御召有之度事、

一大樹公上洛之義既ニ御治定ニも相成、一同目当ニもいたし、就中滯京之大小名群集ノ事候得は、一応物議之憂ハ不一方義ニ候得は、右鎮撫之御一策有之度趣は

御召ニ依り上京之列候一同参

内被 仰付、今般攘夷被

仰出候上は大樹公上洛有之候而は、云々之害有之候ニ

付御延引

御達相成候、就而は各

召ニ応し上京丹誠ヲ抽候志ハ至極

觀感ニ

思食候、雖然徒ニ滯京いたし候義無益之訳候ニ付、只今ニ至而は各国武備磨励第一、攘夷之基本当時之急務ニ候間、早々帰国いたし必死ニ守禦之術行届候様可取

計旨反覆御示諭有之度事、

一大樹公上洛御延引之義武備嚴重行届候様ニと之

思食ヲ以被

仰出候訳ニ候得は、

大樹公御名代として一橋公沿海之国々当時相調候丈之

武備御巡見蒸気船ニ而有之候様被

仰出度事、

但本文通被 仰出候得は、滯京之列候帰国ニ付而も

人心折合可然、

大樹公御名代ニ而御巡見ト申訳ニ候得は、沿海之大

名自らが在国無之候而は不相済訳ニ候事、

一右通表向御請相成候得は、第一容堂公 御召之

勅命且 御延引之

御内意表裏御奉

命之筋相立屹度御両全之御処置可有御座事、

一前件通御請相成候得共、何分不容易重大之事件ニ付、

容堂公御上京有之、直様御延引被

仰出、万々一人心之居合附兼、変害ヲ生候場合ニも、

暫時御差扣ニ而春嶽公・三郎公御上京之上篤と御議論

ヲ被_レ尽、愈御延引相成可然御見留相付御決議相成候ハ、其節被

仰出候様、若上洛不相成候而不宜ト之事候得ハ三月初

御上洛相成候様

一右様両説ヲ以

関白様

宮様へ及建議候ハ、屹度暫時御見合之方ニ可相成儀

ト奉存候、只今ニ相成候而ハ無左候而不相濟ト奉存候、

一右通訳ニ相成候ハ、

大樹公御上洛三月初と申処へ、只今より御内決被_レ為在

度奉存候、

一御献石

皇子

皇女両度

行幸之次第被

仰上之義、容堂公

御奉 命ニ而御上京被_レ為 在度奉存候、

一何れニ御決定相成候而も、諸大名予参丈ハ早々武備充

実之訳を以御差留相成候様、

一右一条ハ宇和島老公・因州公其余長岡杯、尚亦談合有

之候ハ、如何様共御処置之附様可有之奉存候、

○ 二四 ② 「姉小路少将暗殺に關する

意見書」

一仁禮等（公知）姉小路刺客之嫌□□受ケ候付而ハ、実ニ不容易

□□仁禮僕被召捕候付、存知丈ケ之事ハ白状ハ案中ニ可

有之、就而確乎たる

君公之御忠誠は貫日月天地ニ不可□□③ 候儀得共

天下之浮説種々御請相成候は無申迄、扱浮説は如山起

り候而も少も不差構候得共

朝廷□□

乾御門警衛御固御免

宮様、陽明家出入等御禁相成候義等考合候得ハ、尚此

上之処例之暴論ヲ以此日之私怨ヲ以種々申立、三条辺

へ申合

朝命ヲ以

宮 近衛家は勿論

御家へ 御譴責相下り候も難凶事と被存、余計之様なから若其所へ相成候得は起へキノ名も無之、如何ソともする事も不相叶義ト被存候、依之兎角災ヲ未然ニ禦候術計不尺候而は不相成候、

○ 二五 ◎ 「藩主上京に関する意見

書

① 44

宸翰ヲ以

御召之内

勅被為蒙候義、古今希有之御冥加、実以難尽言語御儀

ト奉雀躍候、就而は不日

御上京 御請御礼被為

在候義、御至当ニ御座候得共、兎角時機ニ応し始終之

御大策被為立候上ならてハ、仮令

勅命といへ共草卒之

御挙動ヲ以

御上京相成候義不可然、畢竟寸切なき而已ならず却而

是か為ニ害ヲ引候様にてハ奉

勅も真之奉

勅ニ不相成候義ニ可有御座候、然処篤と熟考仕候処左
条之通ニ御座候、

一重富・宮之城之間守衛人数被召附、早々上京被仰付、
先ツ当座御請御礼被仰上度候、しかし表向は姉小路刺
客嫌疑一条ヲ以御申立トいたし、極内々

宮様先関白様へ意通ヲ以被 仰上度趣意ハ、不容易内

勅奉蒙、実ニ不奉堪恐懼万々難有武門之冥加無此上奉

存候、早速上京仕度候得共、何れ来月中旬ニ不相成候

而は兎足難仕候故障も有之、其上却而其節ニ至り候得

は機会を生候義ト見据候訳も御座候、遠国之事情得は

是迄屢機ヲ失候事も有之候得は、本田出立迄之形勢ヲ

以機といたし候事ハ難叶訳ニ御座候、依之其内少々之

変換ハ可有之奉存候得共、私上京迄之間は是非無御動

揺、乍恐御災難相及候程之義有之候共、少も御構無之

候様有御座度吃度奉救候格護ニ罷在候云々、申上込置

其儘重富・宮之城間御滞在ニ而何も不及御尽力御出京

御待被成候様有之度、

一七月下旬

御発駕被為在度、

一守衛人数之義

御旗本三組被 召列度、

○ 二六 ㊦ 「生麦事件に関する伝達

書」

①—23

一岡野

新助夷人殺害□形行御届相成候処、夷人申立之筋齟齬いたし、是非当人探索は勿論見留人差出候様幕府より屹度御当り之趣有之、岩山八郎太・内田仲之助急ニ致上京候得共、最初より有体之形行ヲ以御届相成候事ニ而候得ハ、如何様敵□御達有之候共事実相違之訳無之候得ハ、今更御届替難相成儀ハ勿論見留人等被差出ニ不及前意ヲ以御突切、此上ながら於幕府応接被出来兼候ハ、薩州江廻船いたし候様御達有□度、左候得ハ於薩州彼等□落着出来候様

皇国之御瑕瑾不相成、聊国威ヲ失ハす事実明白応接可仕之大意ニ而岩下佐二右衛門・吉井中助・高崎猪太郎江御舍メ相成、急出府被仰付候、詳悉之義ハ当人共心得居候事、

一右ニ付篤と被為及

御熟慮候処、幕府前条之次第内外主客之取違有之候様思食候、外ヲ疎にし内ヲ親ミ真実

皇国之御為ヲ存、公平之論ニ出候得ハ、応接ヲ以夷人ヲ鎮撫スル道ハ如何様共有□全ク私ヲ離レ双方ニ偏倚セスして思食候而も全体大名之行列ハ作法嚴密ニ而国内之人ニ而も無礼を働候得ハ切捨にいたし候習ひ、況乎夷人におひてハ猶更之事□彼此之分も有之依而当日薩州通行ニ付徘徊□無用ト令シ置候、夫をも用ひず徘徊いたし候ハ曲其方ニ在り、且亦無体ニ行列江乘駈候ハ、大ニ失礼ニ相当り其方ニ於ひては作法不案内ハ勿論□此方ニおひてかねて非常を戒ルノ職分之者ニ而主ノ為ニ右式ニ及候ハ、日本之気風ニ而臣子之本意とする処ニ候得ハ、此方ニおひてハ左のミ咎ムへき訳にあら

す三〇其方之申立ル処且人を害^①候得ハ糺明之上処置を可加候得共、当人其場逃去り国内広大ニ而急ニ尋得ス精々探索中之事候ニ付、如何様火急申立候共其外ニ致シ様^②兎角探得候迄ハ静り居候様理を尽し応接相成候ハ、其上枝葉之事申立候義ハ屈服致させ候道ハ如何共可有之、大体之筋ヲ立、右之趣意にて押通候ハ、別段配慮ニ及ましく思食候事、

一幕之趣意ハ是非本人差出可処敵刑賦ニ被伺候処、全体皇国如此之衰体人心紛擾治乱之機ニ隣り候ハ、畢竟夷人渡来より根拠する訳且詰り攘夷ト申ハ先々より確乎たる
有之
配慮ニ被為 在、天下ニ顯然たる御事ニ候、加之未曾

聖断ヲ以
勅使被差立、公武御合体万民安堵上下、和復古之基本開かせられ、夫カ為ニ一橋・越前出頭相成、於幕も朝廷尊崇之道相立

皇国ヲ世界第一等之強国ト成シ、寛永度ニ被復度大變

革之御初政之時節^③右様内外取違之御取扱有之候而天下人心之居合ニ於ひて如何可有之哉、薩州人心ニおひてハ先般堀小太郎一条ニ而難制止之人心ハ差知居、まして此節之訳ニおひて^④憤激十倍し候ハ案中也、克々熟思候得ハ第一幕府ノ為不宜、天下ノ失望ニ相成候義ト

思食候、右辺篤と御勘考ノ上越前へ御演説切迫^⑤御議論有之度
御沙汰ニ候事、

〇 二七 ⑥ 「横浜発行英字新聞薩英戦争記事訳文」

八月廿五日^{我七月十二日}新聞紙

ミニストルのニール政府之命を受鹿兒島に渡来す、士官二人^{我十二時}応接の為に来る、ミニストルより申し立たる返答を二十四時間を限りに相待、然るに

太守様六十里^{我二十里計}計りの所出張相成居ルニ付、急ニ返答出来兼候処、アドミラルもミニストルに上陸セよと被申

候得共、其儀断りに相成、而シテ返答も参り候得共、十分満足する返詞無之、依之軍艦三艘にて薩摩の蒸気船三艘を、小港之内より引出しに掛候、然処台場より最初の砲発、ユラユリユス船ニ当ル、因て碇を引上ケ蒸気船を焼□へきの命を下ス、一ノ丸船將ジョライン、次官のウキルモットに当テ二人共に即死ス、空弾一ツ船の看板ニ来リ二十五人の水夫死亡手負アリ、併ミニストル同伴の人数ニハ手負ナシ、此方より空丸・実丸ヲ放チシニより鹿兒島市中ハ多分ハ焼失セシナラン、鹿兒島ニカ、リ居リシ軍船ハ、多分風ニテ破壊セシト覚へ、台場も船も砲発の内大風ニ遇シナレトモ、船損スル事ナシ、此事ノ知ル来リシ書状ハ、八月十八日^{我七月四日}ユラユリユス船ヨリ来リシナリ、夫故軍艦ハ横濱ニ帰る、

右去十六日横濱より長崎へ蒸気船一艘渡来ニテ新聞紙相廻ル、
十九日朝御当地へ達ス、

七月

〔表紙〕

大久保利通文書 七

二八 小松帶刀宛書翰

①-41

○
三郎様益（島津久光）

御機嫌克兵庫御着船ニ而、猶御都合能被為②□_在

御京着候半、恐悅御同慶奉存候、於御当地

太守様奉始

御子様方 御姫様方被為揃、益御機嫌克被為遊御座、御

同然奉大慶候、兵庫

御着船之御左右以來御模様不相分、日々奉待兼候、

御着涯之御都合如何之御事ニ被為 在候哉、

御配慮ハ勿論 尊公様方之御心配一方御義と実ニ忘寝

食奉親察候、何卒

御吉左右伏而奉願候、何分ニも這回は無御余義御申立ヲ

以御帰国被為 在候処、呉々ニも奉念願候事に御座候、

志々目出立后御当地何も相変候義無御座、下人氣も別而

静謐先々大幸無此上御儀ニ奉存候、

御仁政被施置候故、御台場之御修築も上・下・西田町よ

り男女日々五百人余ツ、御加勢夫ト唱へ、夫立いたし候

間、不日して成就相成、実ニ難有御事に御座候、諸御役

場之処先ツハ格別弛張之廉も無御座候得共、別段 御立

后跡戻り候と申程ニも不至仕合之至御座候、尚此上之処

折角御趣意不立戻候様ニと昼夜心痛仕候事ニ御座候、大

略之形行ハ中山方へも申越候間何卒御聞取可被下奉頼上

候、

一御立前承知仕居候國分新城御築立之義

太守様 御光越ニ而被遊

御覽、大抵御治定相成、地面引并シ方として兩日中郡

奉行被差越候賦ニ御座候、

御屋形御造立之処ハ未画凶面も成就不相成候得共、先

ッ大抵之処にて新御造立有之、夫ニ華倉御茶屋御引直相成候へハ、十分之御一殿出来可相成候、現ニ地形彼は見分いたし候処、実ニ当時世ニおひてハ寸時も夫成被召置候場所ニ無之、要害堅固ハ勿論海岸一里程を隔候上一里位之浅瀬有之、仮令数千之軍艦寄来候共、枕を高くする之要地にて、東南之眺望ハ比競争に類なく自然ニ陽氣を含蓄いたし、実ニ無申分候間、屹度御手被召附度義と奉存候、就而ハ

御姫様方御迦場之義、蒲生地頭仮屋之方へ中村御茶屋御引直之筋

思召も奉伺居候処、國分地頭仮屋之義一体手広ニも有之候上、右通之場所柄、殊ニ地頭仮屋御囲続キニ往古(島津義久)龍伯様之御殿跡有之、犬追物場之古地其外聖堂跡なと相残り、石垣柵形等之惣構へ其儘手ヲ下さずして被相用候間、江戸澁谷御殿廻りニ而も御引直有之候得は、忽然一字之御城下出来いたし候、府ヲ移ス事ハ中々不容易義にて急々御取起シハ不相叶候得共、只今より漸ヲ以成ス之御賦ニ而御手相附度類ニ所願ニ御座候、左

候得は中村御茶屋之義も國分地頭仮屋之方ニ被引移候方別而之御良計、且は國分・蒲生一時ニ御手相附候義も余計之御入価ニも被為及、當時は不可欠之事とハ乍申、四方ニ土木之費も起り候間、先ツ右通國分の方ニ相円り候ハ、寸分ニ而も可然詔と奉存候、

御姫様方御迦シ被為在候而も十分之要害相備り旁、可然其筋ニ

太守様

思召も御治定被為在候而中村御茶屋御引直之処ニ御手相附申候間、

尊公様宜舖御汲取被下御執成被為在候処、平ニ奉頼上候、しかし別段

御深慮も被為在候御事にも御座候ハ、早々御申越被下候処伏而奉願候、跡越ニも可相成候得共、蒲生之方江御手相附候処ハ如何様共致方可有御座奉存候、何分ニも

思召御同被下候処宜舖奉頼上候、

一文武両館御造立も追々相促シ、随分不遠成就可相成奉

存候、

一御帰国之節細島

御着船ニ而日州筋

御通行 御着城之段被

仰出候御趣奉承知候、形行中山方へ申越候ニ付、是亦

御聞取可被下候、

右今日飛脚被差立、大略之形行奉申上越度、尚亦委

曲之次第ハ蒸氣船便より申上越候様可仕候ニ付、

左様思召被下度奉願候、以上、

三月廿四日

大久保一藏

帶刀様

○ 二九 小松帶刀宛書翰

① 42

三郎様益御機嫌克被為遊御滞在、恐悦御同慶奉存候、伏

見京都より之御問合追々相達拜見仕候、去ル十四日

御着懸ケ 陽明家

御参殿被為在

中川宮様・関白様・一橋公・容堂公御揃ニ而天下之 御

公論ヲ以無御遺漏 御建議被為

在候得共、例之御不断ニ而終ニ被相行兼候由、実以千載

之遺憾共可申候得共、是亦時世之然らしむる処偶然なら

ざる之運数ト奉存候、併暫時たり共

御上京被為 在、的当之

御確論相立、為

天朝 御尽忠之

御誠意ハ天下後世ニ亘り赫々然たる之

御盛事と奉存候、此に至ル根拠ハ攘夷

勅諭之一事ニ誤り候訳ニ而、

三郎様

御趣意ニ戻ル之発起ニ而、実ハ其以来之

御建白 御尽忠之件々は、不可行を知而止を得給ハざる

之

御赤心ニ御涌出あらせられ候御義ト可奉申候得は、乍恐

御分上之処ハ至れりと奉存候間、今日成らざるを見而遺

憾トすべき訳は無之義ト奉存候、幾重ニも可恨ハ攘夷之

勅命を誤り候一義ニ御座候、此上は今一時之一機会を

御見合大挙之処奉希望外無御座候、就而は今度

神速

御帰国被為 在候義、国家之

御大幸而已ならず天下之大慶ニ御座候、

一筑前御借入之 御供船は、実ニ存外之次第ニ而言語同

断之奴原共ニ御座候、則昨日

御使として奈良原始被差越、且御道具等差廻候付、追

々到着可仕と奉存候、何分ニも偏僻之地江数日之

御滞在、

御窮屈 御不如意之程実以恐懼至極奉存候、最初ハ全

ク右様御供船間違之事共ハ存も不寄訳ニ而、廿四日五

日ニは

御立可被為 在と奉存、尤

太守様ニも昨日蒸気船より國分迄

御出之 御賦ニ而候処、右之一左右相違 御延引相成

候時宜ニ而、別而被遊

御案煩候御事ニ御座候、しかし表方大口筋通行之人數

も昨日加治木通行之段承申候間、追々着ニ而三日四日

ニは

御立可被為調と奉存候、

一足輕三十人

一御鉄砲十五挺

右表方志岐などへ承候処、

御召船にハ積入有之ましくと之趣承候間、為念今日差

立申候、

一蒲生地頭飯屋へ中村御茶屋御引直、國分新城一条御立

前承知仕居、右之趣等奉申上度、去ル廿四日飛脚差立

候賦にて別封認置候処、細島

御着船之御左右相違候付取止、其儘書状召置候ニ付、

今更不用ニハ御座候得共差上候間、御旅^{（馬方）}之御閑暇ニ

御覽被成下度奉願候、左候而國分地頭飯屋へ中村御茶

屋引直之一条等最早中村ハ解崩シ方ニ打立居候間、万

々一

思召も被為 在候ハ、早々御下知可被成下候、幸此度

ハ國分へ

御泊ニ御座候間、画図面等持参之含ニ御座候、新城も

地面引直シ方先日より取付居申候、別紙通之次第にて
此節御覽被成下候ハ、決而乍恐

御異論ハ被為 在ましく奉存候、何卒宜舗御汲取
御伺置被下度奉頼上候、

右昨日形行奉申上度奉存候処、急速之事ニ而間ニ逢
不申候間、態と申上程之御用筋ニも無御座候得共、
彼是取交早々如此御座候、何も近々拝謁之上奉申上
候、以上、

三月卅日

大久保一藏

帶刀様

大久保利通文書 八

○ 三〇 ㊦ 「時事に関する意見書」① 69

熟方今之形勢ヲ大視仕候処、天下四分五裂之有様ニ變遷、皇威益衰微シ外夷之輕侮ヲ受、不可救之地位ニ陥リ候ハ、顯然たる訳ニ御座候、此上は如何様俊材明智之人傑輩出いたし候共、挽回之術有之間鋪、凡古今盛衰治乱之事蹟ヲ鑑候ニ、其衰ニ赴キ、其乱ニ就ク之時世ニ及テハ所謂数運之然ル道理ニテ、乾ヲ転シ坤ヲ旋ス之業アル人傑ト雖も、是ヲ如何トモスル事能ス、既ニ我

中将公外難日迫、内憂月萌

王室之衰ルヲ至憂セラレ、幕府猛威ノ焰ルヲ顧ラレス、天下ニ先テ大義ヲ唱ヘ突然上京、幕府ヲ扶助シテ王室ヲ興スニ非スンハ成ス事能ザル時世ヲ計リ朝廷ニ献言シ

勅命ヲ奉戴シ關東ニ下向シ、一橋公・越前公之人材登庸之議ヲ周旋シ、其堅ヲ破テ以 命ヲ達シ三月ニシテ

朝廷ニ復

命シ、終ニ勤

王至誠之大志ヲ遂ラレ、其形ヲ成ス事十分ニ至ルト雖モ、衰世之然ムル所以カ、長州如キ暴論有テ名ヲ勤

王ニ仮リ、薩ノ威名、己ノ上ニ出ルヲ忌諱シ、論スル所尽クニ我ニ反シテ妨害ス、其大綱ノ一・二ヲ挙ルニ、我云 大樹公上洛二百年ノ大典ヲ起スノ大礼トイヘトモ、外患迫リ内憂萌ノ時、關東ヲ空城ニシ、且駅々人馬奔命之疲勞其害不少ト、彼ハ促上洛事頻々タリ、我云 皇國武備充実シテ、征夷スルニ非スンハ能ハスト、彼ハ成否ヲ論セス、断然攘夷スルニ非スンハ能スト、其相反スル事如此、二度上京ニ及、其説ヲ建言シ玉フトイヘトモ、

終言不行速ニ帰京シ彼ノ暴論ヲ達シテ、断然攘夷ノ

命ヲ矯メテ天下ニ布告スルニ至ル、是則

朝廷ニ三条其余之暴論説ヲ合スルニ由ル、然ルニ亥八月十八日ノ一挙有テ長州境門之堅ヲ免セラレ、三条其余七人之堂上方ヲ延テ帰国スルニ及、於此其機不可得之一挙トシテ我

中將公及一橋公・越老公・宇和島公・土容堂公之明賢侯ヲ召シテ天下ノ議ヲ一定セント欲ス、衆議悉 大樹公ヲ召シテ一定ノ大策ヲ施スニ如スト、仍テ各藩使ヲ關東ニ促シテ上洛ヲ周旋シテ漸ニシテ成レリ、然ルニ

主上大樹公ヲ遇スル事深ク、明賢侯ヲ愛シ玉フ事厚、會津越老公・宇和島侯・土容堂侯 朝廷參預等之事起リ幕府御用部屋ニ出テ天下之議ヲ定ルニ至ル、亦其議合セス横濱開鎖之論紛々、我

中將公之論從初毫モ變易スル事ナク皇国ヲ起シテ武備充実之説ヲ持スルニ、且長州御処置ニ就而異論紛々、却テ疑ヲ受誹議ヲ蒙ルニ至ル、於是其言之不可行數運ニシテ、人力之及ハサル嗚呼大事去矣、終

ニ病ヲ告テ

朝廷ニ暇ヲ乞、肥後良之助公子・宇和侯・越前老公相共ニ帰国シテ其起ヘキノ機ヲ待ニ至ル、市橋公

禁裏守衛惣督ノ

命ヲ奉シ、京師ニ止ル、會津守護職之命ヲ蒙テ助之、諸藩人數ヲ残

禁闕守衛ニ備フ、我人數ハ五百ヲ残

御名代圖書殿是ヲ宰シテ非常ニ備ラル、終ニ長州七月十九日逆名ヲ顯シ、

○ 三一 ㊦ 「諸藩志士行動覚書」

①—58

中村

岡部正藏

若州 櫻田良介

水府頭取有志 住谷寅之助

同 下野隼次郎

同 矢野長九郎

右四人国元

片岡爲之丞
外三三人

右在府

太田誠左衛門

老中 鳥居瀨兵衛

右三月廿四日極々

奸物

武田耕雲齋

大場一真齋

岡田信濃守

右同日退役愼

水府城下 三百人

舎 七百人

都合千人

小河方 七十

筑後 筑前

肥前之間

三百

右真木和泉守方

肥後 七十

□里位脇

靱負 周防

藩中 秋良敦之助 六七十

大和 奈良 河内

両三人あり 七八百

甲州之方

土橋鉞四郎 二百

長州

合致之賦ながら 百人余

宛ニならず

阿蘇大宮寺

手勢三百人

○ 三三二 ㊦ 「藩大臣方心得言上書」

御大臣方之義往々要路ニ

御国家之柱石と成

万民

① 37

之^{⑧上}立政事を司、治乱興廢之相係ル御大任を御荷ヒ被

成御事候得は、平生文武之御修行ニ勿論別而御心を用ヒ

御養ヒ無之候ては不相濟事ニ候、平生^{⑨之論}を以^⑩候得

は右様大事之処は我々不及処、其節ハ其時之事と度外ニ

差置候様之事ハ小人^{⑪之}云草ニ候、是を佳事と御心得被成

候而は大なる御間違ニ御座^{⑫候}生なから其任を御持被成候

得は今日之処其御心得無之候而は御家柄相当之御職務不

被為調筋ニ可有御座候間、昼夜念々右之御大任を無御忘

却信実御用心有御座度^⑬饑餓^⑭を憂候ことく有之度候、

右之御工夫被為在候得は、自然政事之得は人情時変ニ御

心ヲ用ヒ被成候様可相成候、只今之処ニ而は美を好之御

志ハ随分被相立候得共夫迄ニ而着実御真志無之夫故始終

御遊芸之方ニ御流れ被成候義有之候、何れ右様御大任ニ

御居り被成候得は事を執而明敏果断言行はれ人氣も帰伏

致候様無之候ては不相濟候人氣帰伏言行はれ候は人ニ不被

信候而は不相成候人之信を取候義ハ信を取らふと心寸分

萌候得は則名聞ト申者ニ候間真実志相立候処返々肝要ニ
候、然れば行状之上は折角御慎之処專要ニ候間先々御遊

芸之義は無之様有之度候、

⑩ 三三 書翰案

一 中山侍従逃下關江籠居之由、格別なる撰家外戚之御

家鳳輦下を立去候義何分不審千万如何様之異心を被挾

候也、実ニ不容易訳柄ニ候間、公武より此度御探索可

有之事ニ候処、左も無之別而如何之義ニ候間、早々御

手相付屹度御処置有之度、

一 伏水一条大赦可否之論は弁を不待て明也、抑暴挙人数

は一己之私怨より起り候訳ニ而

皇国を憂ふる之赤心ニ出候義ハ難申、彼桜田東禅寺之

一挙ハ上道なくして、姦吏四方ニ盤据訴る方なき処よ

り不得止忠憤ニ出、其志可愛候得共、天下興復ニ至ッ

テ是ヲ赦スルハ当然たるへし、伏水之暴ハ是ニ反ス浪

人鎮撫之勅命ヲ下サレ候上は暴ヲ禁し給ノ

聖旨顯然故ニ云々之
聖慮且たるヲ以丁寧反露内論ありしも不用暴挙ニ及し

ハ違

勅之大罪といふべし、依之家君股肱之士ヲ以一時ニ打伏其任を立られし也、或説云、家君鎮撫之命を奉し是ヲ沈メし次第至当之処置、更ニ異論なしといへとも天下之公論ヲ以スレハ其有罪タレハコソ赦といふし、尤其志ハ皇国を憶ニ至心に出たるニ相違なし

○ 三四 〔市來正右衛門外五名役目〕

〔転免覚書〕

① 46

集成館掛
鑄物方兼務

市來正右衛門^(四郎)

集成館掛

中原 猶介

御軍賦役動

小野強右衛門

郡奉行

種子島城左衛門

御使番格
是迄之通

相良 覺兵衛

山奉行御内用掛取止

相良 正之助

稻葉美濃守様より御渡書附^(正邦)

小笹原太膳大夫^(忠幹)

松平大膳大夫儀兼而禁入京之処、陪臣福原越後を以、名ハ歎願ニ詫し、其実強訴国司信濃・益田右衛門介等追々差出候処、以寛大仁恕雖扱之、更無悔悟之意、言を左右ニ寄セ不容易意趣を含ミ既ニ自之兵端を開キ、对

禁闕発砲候条其罪不輕、加之父子黒印之軍令条授国司信濃由、全軍謀頭然候、旁防長ニ押寄速ニ追討可有之事、

七月廿三日

右之通從

御所被 仰出候付、御追討有之候間、速ニ軍勢国許江相揃ひ差図相待可被申候、尤從彼妄動致し候ハ、不待差図口々より撃入、誅滅可被致候、

但寄手之攻口并攻掛候日限ハ御決議次第可相違候事

松平越中守様御渡書付^(定敷)

元來長藩人、名を勤

◎ 三五 〔征長被令書付写〕

王に託し、種々之手段を設け人心を惑し候故、信用致居候者も有之候得共、

〔禁闕ニ発砲し逆罪明白ニ而追討被

仰付候、若信用致居候者も前非を悔ひ改心候者ハ御宥免可相成候間可被申出候、且潜伏落人等見当候ものハ早速申出候ハ、御褒美可被下候、若隠置他より顕れ候ハ、朝敵同罪たるへき事、

大久保利通文書 九

○ 三六 新納立夫宛書翰

① 59

尚々大島義も上京ニ而早速拜謁被仰付、御軍賦役ニ
而応答掛被仰付、

此節ハ一体議論もおとなしく少も懸念無之安心仕候
御上之御都合も今ハ更ニ御疑惑も不被為在、難有次
第御座候、御安心可被下候、

既ニ春光も尽果候処、先以御安靜被成、御毎勤奉拜賀候、
於御当地

少将様益御機嫌克被遊御座恐悦御同慶奉存候、随而私事

大元氣相動候間、乍略義御降慮可被下候、先度ハ御懇翰
被成下候処飛脚通行等之折も多忙中ニ而御返書も不申上
甚以背本意候次第、真平御有免可被下候、御当地形勢追
々御承達被為在候半、段々之變態故障到来ニ而、逆も

御趣意十分被相行候丈ニ無之、実ニ衰運之然る所以とハ
乍申、如此機會ニ成得候ものを不遂功候ハ千載迄之遺憾、
只々長大息之外無御座候、御案内通動揺未定之

朝廷最初より十分之望ヲ奉懸候義ハ不相叶、況乎 幕府

ニおひてハ猶更之事候処、思きや、独木中央より相変し

我藩ハ固より其余名賢侯ヲ疑惑し、既ニ春嶽公守護職御

(松平慶永)

辞退相成候様御内諭等有之、御願書も被差出、近々被免候

向に御座候、且亦今般

禁裏御守衛惣督撰海防禦指揮等被 仰出候義も、頻ニ依

御内願無御扱被 命候訳にて、殊ニ内々ニ而滞京之列藩

凡而御暇之事被仰立候由ニ御座候、畢竟ハ薩ヲいなす之

趣意ニ出候向ニ被聞、誠ニ言語同断之所為、其外数条之

奸略も有之候得共、大小之事情逆も筆紙之及所ニあらず、

當時内外切迫之秋ニ至り名賢侯ト共ニせずして、何ヲ以

天下之制禦出来可申や、欲する所あれはいよく拙策ト可申候、何分ニも兩人之羽翼之為ニ失徳も不少、此兩人実ニ大害をなし、殊ニ反覆表裏齒牙之論ニ難掛候、長州御処置之事御内達も有之、長州末藩本藩家老 御召之命も相発、近々上坂之向ニ被聞候処、未

朝廷幕府御役方御下坂之御定りも無之候、此御処置一条も橋之趣意相変候訳歟ト被察、前条疑惑ヲ生、隔絶ニ至り候も、多くハ長彼れ之離間策ニ陥り候訳ニ御座候、其外申上度義段々申上度御座候得共、筆頭ニ難尽候間、何も御遠察可被下候、先ハ今日飛脚通行ニ付、乍延引御札之御礼答迄早々如此御座候、尚追々可申上候、以上、

四月二日

大久保一藏

新納(立夫)嘉藤次様

再白岩下氏關子等へ乍憚宜舖御伝声奉頼候、其元衷情如何ニ候や、両都開港之義、強情申出、有馬遠州帰航相成候頃ハ板倉候ハ何様ニ候や○先度水元保太郎一条御問合申遣候処、如何様之事や、其後何たる義も返事無之ニ付、何分之趣御申越相成度左州江御談合可被下

候、

○ 三七 新納立夫宛書翰

① 91

尚々乍毎乱筆御免可被下候、近日余寒急相成別而強く、大かた雪にて寒サ骨ニ透申候、御地も御同然ト奉察候、

本田左兵衛便より懇書難有拜見仕候、追日寒氣弥増候処、益御安康被成御精務恐奉存候、随而私無別条相勤居候間、乍憚御安心可被成下候、扱も其元大奥惣引取之一条、偏ニ以御尽力

(兼川家定送)天璋院様御得心ニも相成、都合克相運候段誠ニ以国家之

大幸無此上、是全ク貴所様御誠意之貫き候訳ニ而不容易御功勞と奉存候、今度亦々岩下君・吉井・桂太夫小蝶丸より上京、岩下君於御国元御家老被仰付候段、御互ニ恐悦之至ニ御座候、近日御出府之賦ニ御座候、是ハ其元引取一条も余京師之論過激也と少々

御趣意ニ触候訳も有之、委細之形行岩君より御申上相成、先 御安心ニ被為成候へ共、尚此上之処惣引取ハ暫見合

之方ニ

思召も被為向候得共、新納より

天璋院様江も御安心相成候様申上、其上ニ引取之都合ニ可致と之含ニ而尽力仕候段申参居候間、其通運候ハ、宜舖可有之と御申上之処、夫ハ其上もない事と

御沙汰も被為在候御都合之由候間、無難ニ御見込通御成功相成候付而ハ、旁之御仕合私共ニ至、別而大悦仕候事ニ御座候、岩下君ハ第一横濱一条ニ而出府之由候間、涯々之事ニ而尚御談合も可被成貴所様之御幸と推察仕候、

御当地も先日無事ニ似たる姿ニ而 大樹公于今滞坂、永井主水正等も上坂相成候由、於藝州宍戸備後介取合有之たる由候へ共、一向談判之次第委曲分兼、別而機密々々ト申事之由、十万石ヲ削 神武天皇御年回ニ御赦ニ被召入と之御内意ニ而無異儀承伏いたし候と之説も有之、亦内実ハ六か舗長延候と之説も有之、兎角近日中ニハ委曲有無相分可申候、橋府ト幕と之益間ヲ生シ、双方より薩ヲ取込んと秘術ヲ尽候向ニ相見得、おかしき事共ニ御座候、會ハ幕之方ニ傾キ候模様ニ御座候、段々委曲之次第

も御座候へとも、不遠岩君御着之上御聞取可相成候間、余事相省キ候、且亦小銃等之義御面倒罷成、堀江金子御渡被下候段、旁御手数懸上御礼申上候、堀未滞府共ニ候ハ、何卒早日調らへ品とゞき候様御伝被下度、多分出立后と相考態と書面差扣候、別紙金子入書状伊東次右衛門方へ早日届候様是亦乍自由御願申上候、本込六眼鏡外ニ有之由、近々本田も帰府之賦候間、其折何分可申上候、先は貴翰御答且御礼申上度如此御座候、尚追而可申上候、頓首百拜、

十二月廿一日

大久保一藏

新納嘉藤二様

追而本田便よりめつらしき名品御恵投被成下難有御礼申上候、久々ニなつかしき香に触れ申候、尚御礼ハ跡より可申上候、当分段々先生方御集ニ而別而にきく敷、不相替岩君太夫めかぬ御振舞感伏いたし候、当地之御聞中ニハさすか先生もおだれなされ、時としてハ御腰のよろめき候事も有之、似合ざる御事共御着之上御すぎり被成度候、

○ 三八 新納立夫宛書翰

◎ 395

去ル十九日之御投書昨日相達拜閱、弥以御安康被成御奉務候、恐悦奉存候、刀持込一条ニ付、詳細被仰越赴委曲承知仕候、自被同越可相成候間、是非一弊にても打破り候様尽力可仕候、段々うるさい事のミ可有御座と奉察候へとも、何卒夫

朝廷、精々御尽力被下候様奉祈望候、別封は先日山口範藏大坂江発足之筋にて差上度したゝめ置候処、延引相成、夫形召置候付、其まゝ差上候間、左様御承知御覽可被下候、御旨趣之通縉紳家之弊習は実ニ胸悪キ事のミ有之、中々たまり兼候、忽して兎角華族立をして当地ニ而も公卿は勿論、藩ニおひても自然藩士ヲ鄙しめ候一弊有之、参議などの事ハ別而異議不平有之候趣ニ被聞候、成程我輩之如キ鈍物非常之技擢ヲ蒙リ居候故、人ヲ以論ヲ受候得ハ致方無御座候へとも、望んで出たるものにも無之、朝議ヲ以被仰付候上ハ、豈藩士ヲ以可論之理あらんヤ、今日之御政体門閥ヲ破り草莽といへとも御登庸可相成御治定ニ候へハ、是非其御旨趣相貫キ、十年之後ハ華族士

族之差別なきほとにいたり不申候而ハ、宇内各国ニ対し皇威を輝シ候事ハ夢々出来不申候、仍而益此弊ハ私情ヲ離し一洗不致候而は決して相済不申候付、尚其御心得ヲ以御励精可被下候、御紙面之趣同席副島江示シ候処、至極同意ニ而是非打破り不置候而は后害不可救と之事ニ御座候、右回復而已、早々謹言、

十月廿九日

大久保利通

新納宮内権大丞様
(立夫)

大久保利通文書 十

○ 三九 小松帯刀宛書翰

① 67

安行丸并去ル八日立之飛脚より被成下候 尊翰難有拜見仕候、益御機嫌克被遊御精務奉恐悦候、於御当地

御兩殿様益御機嫌克被為遊御座、御同慶奉存候、扱今般愈征長相運候段委曲奈良原より承知仕、迎も急々相運候如無覚束奉存候処、誠ニ案外之次第にて無此上御都合、先々大慶之事ニ奉歛察候、最早 御進筈御日限も近寄、種々混雜御配慮之筈と奉察候、於御当地も則より人数御繰出之手配ニ而大抵ハ御究相成居候得共、現事ニ臨候へ

は色々混雜も有之事ニ御座候、器械積蒸氣船小蝶丸未廻船不相成追々催促いたし、近々ニハ相廻ル賦候得共、現在廻船無之候而ハ安心出来不申候、人数ハ被仰付置候外ニ攝津及求馬・奈良原・松方出軍被仰付候、此節出軍ニ就而は多くハ外藩よりも依頼いたし候訳、副將越公九州江下向相成事候得は全体御親も有之訳ニ而、彼は御軍議も御相談相成候ハ案中之処、成程其地人数ヲ以救応ハ有之候得共、現事其内之処旁不容易場合ニ而、被仰付置候人数迄ニ而ハ、形勢事情吞込候人々も相少ク、万々一御国恥相成候様実以不相済訳合ニ而、何れ御家老・御側役・御小納戸辺被仰付候方可然と之

御趣意にて右通被仰付候、勿論
御出馬被為在度、段々起り立候訳も有之、第一御家老被召附候へハ、三軍之人氣も居合、外聞実義可宜と奉存候、攝州出軍被仰付候而は御国之処御差支之訳ニハ御座候得共、何分無致方御事ニ而、兎角式部殿御はまり無之候而は相済ましく、彼是

御直ニ御下知被為下候得は、随分可然奉存候、愈以御国

之処御大切之御事撰海異人廻船ニも相成候得は、詰り御上京不為在候而難相濟場も難図、尚一涯練兵等行届不申候而不相成事候間、及限り精々振はまり候賦御座候、左様御納得可被下候、御帰国一条ハ可成以御都合早目之処奉折候、

一児玉莊助・吉利祐助句読師助ニ而山ノ内教授よりも分而申出相成、此兩人迄ハ被差出候筋致吟味、江戸遊学被仰付候、尚亦宜舗御差図可被下候、委曲ハ先便ニも申上置候通ニ御座候、

右兩人、今日被差立候付御用答旁公私取交如此御座候、一々御答可奉申上等候処、今日は別而取込其義不相叶、尤兩人は早着も難図候故、大略奉申上候、以上、

大久保一藏

帶刀様

侍史

追而來月朔日蒸氣船出帆ニ而一組あしや迄差送、一組ハ朔日・二日・三日陸地被差立、一組ハ阿久根江待受、朔

日出帆之蒸氣船帰着之上差送り候賦ニ御座候、軍勢三組ニ而三度ニ被差立候、御陣所もあしや之方ニ決申候、

〇 四〇 小松帶刀宛書翰

①—80

「

小松帶刀殿 大久保一藏」

尚々奉恐入候得共、市來江宜舗御伝置被下度、且岸・谷兩士江宜舗様奉願上候、

汾陽就帰崎一筆拝呈仕候、残暑去兼候得共益御安康被遊御滞崎、恐悦奉存候、於当方乍恐

御兩殿様益御機嫌克被為遊御座御同慶奉存候、随而私事海上都合克去ル八日安着、則より毎勤仕候間、乍憚御意易思召可被下候、於御元は御厚意被為仰聞難有御礼奉申上候、御当地之形行着涯未分兼候得共、何も静謐ニ而諸事振興之向ニ而大慶之至ニ御座候、昨日從京師飛脚相達、西郷・吉井書翰届申候、去ル六日立ニ而何も相変候事も無之、尚亦彼表時宜見計断然人数引私之大策熟評、御国元御吟味其通決定候ハ、諸郷守衛交

代も被差出ニ不及、備後殿御迎船早目廻船之都合取計可異、仮令大樹公東下なく共、模様ニ依り此已前之人數位残置、京・江戸共引弘候様可致候間、何分早々熟評相遂注進相待と之趣ニ御座候、未而末藩御請之有無も不相分、五卿辺之処も少ハ能方ニ向候欤之模様之由申參、併是も突留候説ニも無御座候、御当地評議之処も於其地御帰船之上評決可仕、御示談仕置申候間、形行ヲ以奉達

御聽御家老衆江も其段申出置候間、御帰之処折角奉待候訳ニ御座候、

一去ル十五日之尊翰今日相達難有拜見仕候、蒸艦も去ル六日晚愈廻船、来ル廿四五日方ニ御出帆之御都合之段、別而大幸奉存候、前条申上候通行形ニ而、束手御待申上候処、模様不相分奉案候折柄ニ而安心仕候、余事なれハ御評決被為在候而も可然候得共、実ニ不容易重事件篤と御評議之上断而不疑之御処置ニ出不申候而不叶訳御座候間、纔之遅速処ニ無之故、御帰見合相成申候、就而ハ其元之御用不容易急務之御事候得共、可成ハ一

日片時も早目御帰之処奉万願候、外ニ段々相滞居候御用向も有之、兎角早目御帰不被下候而ハ難相濟奉存候、先右之形行且御礼旁奉申上度、任幸便草々如此御座候、何も不遠拜謁之上と申上殘候、謹言、

七月十九日

大久保一藏

帶刀様

參人々御中

追而英人クルム江被下用大小之義委曲承知仕候、達御内聽則取計申候、彼是都合宜舖由仕合之至御座候、

○ 四一 小松帶刀・岩下方平宛再啓書

翰

② 266

再啓

君上御機嫌克最早

御上京被為 在候事と奉遠察候、乍憚伺

御機嫌可然奉願候、

一小松君廿日比ニハ是非御発船相成候様奉願候、外国之事件等彼是当分通にてハ不都合之件々不少、今般

御東臨ニ就而ハ不可失之折、殊に奥羽平定も不日ニ有之候得ハ御交際上ニ茂万般御治定無之而ハ相濟不申候付分而申上候、

一若松出張之人数追々当所江着

御着輦相成候得ハ早々陸行にて被差立候筋に御座候、

是亦左様御含可被下候、

一内田等被差出候付、万事大に仕合ニ御座候、御金繰等

之事同人より可申上候間、相省キ同人共桜田江相詰申

候、

一東京邸之義大藩は廓内江一ヶ所廓外江二ヶ所之御取窮

ニ而望ヲ以申出候様御達相成申候、然処御国之处段々

及評義、廓内ハ桜田、廓外ハ田町一ヶ所ニ而可然と相

決近々申出候賦に御座候、余計に御邸相立候而ハ番人

等も無之候而ハ不相濟御入費ニも相懸無益之事ニ可有

之、仮令

君公御出府相成候而も已来ハ極輕便にて御出陣同様之

御振合にて相濟事候へハ、桜田ニ而不宜候得ハ明キ候

場所何方也共御借用ニ而も可相濟、さくら田も二本松

御邸位は十分ニ出来申候、廓内御取揚相成候邸ハ宜しき場所凡而なくなり申候、若御異議も御座候ハ、早々御申越被下候得ハ如何様共計様ハ可有之候、以上、

十月五日

大久保

小松君

岩下君

※ 四二 小松帯刀宛書翰

□□甚以迷惑千万ニ御座候、此度之事如何様疑惑を受候而も、実に無致方仕合御座候、実ハ一口は足ヲ留候事も、甚安からざる事御座候へ共、又爰元情実におひて意之如ならずとも無致方事御座候、事新らしく申もおろかに御座候得共、一身ヲ世ニ処スル誠に六かしき者にて、此度ニ而悟道仕候、随意に出来候ハ、山に入りて雲水を友とし、天命をたのしミ候ハ、げに安楽なるべしと御掛念思ひ出

世の中のはるをもしらて

こゝろにハ、あらぬおもひの立て

けるかな

御笑種ニ御覽ニ備候、呉々モ御帰国之上一二件之御運は
早々意外之御処置、奉渴望候、密事云々之一条も有之、
何卒御国難不相成候様、御用意専要奉祈候、時下御自護
奉祈念候、尊答迄草々頓首、

正月廿六日

一藏

小松閣下

追而御帰着之上、桂公江可然御伝詞被下度、御願候、

〔表紙〕

大久保利通文書 十一

○ 四三 〔史〕「俸禄の一部返上を請ふ

書」

① 111

口上覚

近年外夷入港以来世態一変仕、兵隊御組立等其余御軍備
筋多端之御入費、殊ニ

皇国今日之御危急ニ被為臨不被為止度々

御上京被為 在候付而は、不容易御失費差見得、勿論大

坂・長崎御借財莫大ニ被相及候段も承及

御国力ニ応し出入計較仕候而も、往々生財之道相立候程

無寛束、此上歲月ニ従ひ疲弊を重候様ニ而は、世態ニ応
し

御尽力之

御趣意貫徹難仕儀ハ無申迄、詰勉前後御当惑之場合ニ立
至可申致と不奉堪苦心候、依之被成下候御役料高之内三
拾石返上仕度奉願候、聊之石数固より万一之補ニも不相
成儀ニ御座候得共、前条世態被為

聞召、於 御国元

御両殿様

御身辺格外之御省略被 召加候折柄

御左右咫尺之職掌ニ而徒ニ黙食高禄候ニ難奉忍至情ニ御
座候間、不可黙止之^(意)徹志御採用被成下奉願候通被仰付被
下度此段奉願候、以上、

○ 四四 〔史〕「近衛忠房宛書翰」

① 108

一征夷大將軍職之事、

右御辞退申上候付而は、無此上御大幸ニ候間、諸藩来
会迄は何様之義被為在候而も決て

宜下不被為在候様御確定專要之義と奉存候、実ニ今日之危殆ニ推遷、天下之動乱を生

朝廷之御失体を醸候義は根源幕府之大罪ニ而、其幕府を補佐して大罪ニ陥れ候は一・会・桑ニ有之事ハ普所知にして申上候迄も無御座、就中昨年撰海異人来船兵庫港開鎖之義

朝廷御評議之節奉言上候次第より以往、頃日防長之義ニいたる迄暴を以奉挫威を以奉迫、朝ニ進討ヲ論し夕解兵を説、実ニ

朝廷を愚弄輕蔑奉り候次第、其譎詐百端之心術可恐所為ニ御座候得は、諸藩人心之離反は扱置、民間市店之輕輩迄も頻ニ惡声仕候人氣ニ御座候、仍て其然る所以を克々被為

聞召分、諸藩来会公議極論を尽し而后

御治定被為在候様、御尽力肝要之御事と奉伏願候事、

◎ 四五 建言

兵庫開港之儀、一昨年被止御請之処、猶又今度申立之次

第不容易重大之事件ニ付、被為、対先朝候而も、難被及

御沙汰筋ニ付、尚早々諸藩見込とも可被聞食候間、於大樹茂篤と再考可有之事、

三月十九日

○ 四六 ㊦「島津光久へ上申覚書」①-71

一御書之事久留米一条

一御兵具奉行詰

一御馬預同断

一高崎善次郎

一御軍賦役詰

一諏訪一条

一勝安房守江内々被下候事、

一御軍賦役

一足立梅景表医師

梅 安子

蘭書講釈

今般於
◎ 四七 貼 「長州藩歎願(写)」

朝廷大政被為 聞食、猶列藩之公議を尽御基本御確定可
被為在旨被仰出候処伝承、以 皇国之御大慶無此上奉存
候、然而ハ是迄弊邑之儀奉蒙

天譴、意外之戰爭ニも相及候次第毫末奉対

朝廷、異心無御座候付、大膳父子勤王至誠之事實臣子不
可止之情義ヲ以屢幕府江及言上、態微衷徹上仕兼候段ハ

必定、中間に擁弊いたし候儀と昼夜泣血鬱塞罷在候処、

豈図今日之機会と變転仕長・防二国士民大旱雨ニ覽之憶
をなし末家―家老―不故当所迄出張仕候、是非

闕下江哀訴歎願仕度存候間末家―家老―入京仕候様奉願
候、此段御頼致候、百八十書、

◎ 四八 徳川慶勝歎願並御沙汰書(写)

十二月廿二日夜尾老公仰願 朝廷より御沙汰之御書付

尾張中納言

頃日被 仰置御筋ニ付段々尽力之処、華城往反彼是難届

次第に有之、自身下坂死生之間ニ立候而も

御趣意御徹底ニ一ツ至誠志願之趣旨今日より御暇願度旨
始終出格之心得神妙ニ

思食候間願之通被

仰付候、但シ去ル九日已来日々物義ヲ生候事偏尾・越周
旋之廉不孝之故ニ付、此上ハ廿五日中午三日を限り成功可
有之候、右斯日ニ至リ尚是迄之如ク遷延之義被申出候而
も於

朝廷情決而不行件々も有之候間、前件之通弥以精々尽力
可致候被仰出候事、

謹而御請奉申上候、臣慶勝下坂仕、御趣意御徹底仕候様

鄙誠を相尺度奉願候処、蒙

勅許難有仕合奉存候、然処臣々々等周旋之廉不孝故を以、

此上ハ来ル廿五日中午三日を限成功可仕旨勅意之趣誠以恐
懼之至奉存候得共、於坂城多人數之儀候間、一々説論仕

候得ハ、一言之間ニハ難行届、且道程往返之時刻も御座候

間、御斎日之數ニ而可奏成功とは難行届奉存候、臣―

熟慮仕候ニ今般

皇国御維持之為

朝政御一新之

御趣意ニ被為在候得ハ不動干戈天下之蒼生得其所候様相

運候方時日遷延仕候共

天意ニ相叶候儀と奉存候間、何卒日数遅速之儀ハ別段之

天恩ヲ以 御許容被下置候様偏ニ奉懇願候、臣——不堪

天闈哀訴之至、誠恐誠惶頓首々々、

十二月

大納言慶勝

※ 四九 御沙汰書

十二月廿二日夜被相下候、

御書附

願之旨趣も有之別紙之通被

仰出候、隨而ハ復古之初日ヨリ偏ニ被為の目と候儀ハ尾・

越周旋徳川内府言上之廉成否ニ有之候間、各其分可心得

候、尚又海外各国御布令之事ニ於而は、迅速御処置可然

御確定之上段々言上之向茂有之、旁昨今之御運ニ至候得

共、越・土・藝始下参与之輩彼是建言之次第其情実も亦

難黙止被

思召候間、万端右期日ヲ限トシ御処置可被遊候、此段為

心得被

仰下候事、

※ 五〇 参与中へ御沙汰書（写）

一徳川内府字内之形勢を察し政權を奉帰候付

朝廷ニおいて万機

御裁決被遊候付而は、博ク天下之公議をとり偏党之私

なきを以衆心ト休戚を同し、徳川祖先之制度、美事良

法ハ其儘被差置御変更無之候間、列藩此

聖意を体し心附候義ハ不憚忌諱極言高論して救繩補正

ニ力を尽し上勤

王之実効を顕し下民人之心を失はず

皇国をして一地球中ニ冠絶せしめ候様悴励可致旨

御沙汰候事、

十二月廿三日参与中江被

相下候、

※ 五一 覚書

□廿七日夜

□向之事

右議定職

右上之参与

右下之参与
前条之通被
仰下候、
思召ニ而此段一応

御沙汰候事、

○ 五二 〔時勢に關する意見覚書〕 ② 201

一 裁判所規本不相立人心不折合ニ付早々御処置被為在度
条、

但副督云々 岩下云々 長ヨリ云々、

一大評議ニ付兩三人被召下候事、

但後藤内話

一会計之事、 鴨脚不評判之事、

非藏人御所のミ云々、

但神田彦兵衛云々、諸侯借金云々、

実ニ不操之訳も有之当座三十万云々、

夷人ヨリ云々、

一 容堂公外国掛之事、

一 官方公卿御内江町人・百姓等御用達之名目ニ而帶刀御

免数百人被仰付不可然事、

一 講師之事、水本之事、宍戸之事、

一 公卿方云々 中根之事、病院之事、

学習院儒
中沼了三
長州藩 (食邑)
廣澤兵助
井上聞多

東久世前少将
(通稱)

三條前中納言
(実美)
宇和島少将

寺院領云々、

一遷都衆議云々之事、

一箱館商法運上之事、

二百萬御利問之事、

一中御門卿云々 三岡云々、

○ 一五三 ⑤ 「長藩木原又右衛門上申の

大要覚書」

⑥ 197

一長藩木原何某東山道出兵イタシ居、廿七日江戸出發、
去ル二日夜着京近状言上之形行、

一帰京之趣意トスル処ハ、全体大兵ヲ敵地江繰入長滞陳
ニ及候儀大ニ可忌次第、殊ニ兵隊ニ於テハ戰ヲ決シ十
分士氣振興、既ニ討入ト云フ時前夜ニ当リ御差留相成
候辺御趣意モ可有之候得共、一同ニ於テハ其意難奉得
記ニ而居合附兼候間、右御伺且速ニ御決定之程奉願度、
最西郷氏ニモ上京之由も伝聞候付、彼は御決議モ可被
為在トノ賦ニ而候処、既ニ西郷氏も復命ニ而帰陳之段
承り面会イタシ度候処、行違ニ而其儀不相調夫形上京

仕候次第ニ御座候、然処早云々御決定之段具ニ拝承、
何も跡越ニ成たる記ニ候トノコト、

一其外信州築田戰爭之次第、或ハ下総辺江ハ王臣此ヨリ
内ニ不可入ト之制札ヲ打候事、亦簷下等江暇差出シ候
節今日之次第ニ及候ハ、畢意薩・長之所作ニ而実ニ
可惡ノ次第、シカシ即今ノ形勢不得止候付暇遣シ候、
乍去他日薩・長ノ間必ス相軋ルヘシ、其節機會ニ乘シ
大挙スベク候間、一同徳川ノ為ニ尽クスベシ云々紙面
ヲ達シタルトノ趣、林玖十郎ヨリ承知イタシ候ナドノ
断ニ而相濟候、

一四日太政官出席之処岩卿ヨリ承候ハ実ニ申兼候得共、
不得不言処ヨリ其方迄申聞候、木原ヨリ逢度ト申事ニ
而演説薩兵ノ処驕傲壓倒ノ気味有之、諸藩ニ於テ大ニ
異論ヲ生シ且総督ノ命令も不奉様之儀も有之、彼是懸
念ニ不堪於総督様御配慮不少候故、何分早目居合相付
候様從

朝廷御沙汰ニ而も被為在候様奉願候、勝ナトノ引合薩
州ヨリ勝手ニ引合スルヤフニ説も御座候、シカシ是ハ

木戸ヨリ承候得ハ全ク左ニアラサル現実之御次第モ承
 り候間、始而安心仕候云々之趣御承知被成、是ニハ多
 分繰違ノ情実モ有之候半ナレトモ、聞タルマ、申サテ
 ハ於心底相濟ヌ事故申聞候トノ御コト相応御挨拶申上
 ル、

一木戸ヨリモ前条趣意大同小異ニ而、兼而弊藩ノコトも
 御聞込之コト有之候得ハ其マ、承り度存居候、亦私共
 聞込候得ハ無御伏臆申上候含ニ候故御断申上候、定而
 木原見聞ノ違ヒも可有之、將亦諸藩ノ処偏執妬心ヲ以
 サマノ説スルコトモ可有之、弥御互之間離間策モ被
 相行候得ハ別而心セズンバアルベカラス、一概ニ差窮
 申上候事ハ万々難致候得共、詰リ御藩ト諸藩ト不和ノ
 基ニ可相成ヤフナ気味相見得、左候而はドフも不相
 濟儀ニ見受候トノ断ニ而、察スル処兵隊ノ処ハ戦ヒ勝
 候ヘハ如何ニモ進ミ過ルノ弊ハ何方も同様ナルコトニ
 而、乍憚下兵士之御内ニハ其辺ノコトモアラセラル、
 カも難凶奉存候、仍而伊地知君御出張ノ由候間総督御
 本陳ニ而も御出席時々御論等被立候様御座候ハ、自

然一定之道相立一同ノ処モ居合可申坎ト愚考、余リニ
 差過キタルコトナカラ是も有ノマ、ヲ申上候、君公
 様ハ勿論各様に於ひて更ニ御承知も無之御事ニ而、夫
 ヲ黙シ居候テハ幾重ニも不本意ノ事也、兎角勢ひ一変
 スルヤフノコト万一有之節ハ、御藩ヲ先ニシテ次ニ我
 藩ニ限り灰トナルヘキ事ト存居、其機ハ克々相察シ御
 親陸申上タヒコトニ候云々ノ大意故相応謝置候事、

◎ 五四 人名連記

- 毛受鹿之介
- 田中國之輔
- 谷森諸陵助
- 新田三郎
- 菱田文藏
- 江馬正人
- 巖谷迂也
- 辻將(維)曹(臣)
- 廣澤兵助(真)

□ (抜カ)

□
□^(坂力)

□^(魁)
□

大久保一藏^(利通)

中根雪江

青山小三郎

土肥謙藏

平田大角^(彌鹿)

長谷川仁右衛門

小河弥右衛門^(一魁)

井上石見

玉松操

山中静逸

荒尾駿河^(成章)

福岡藤次^(孝弟)

副島二郎^(種邑)

横井平四郎^(小榎)

税所長藏^(善)

松田正人^(道之)

町田民部^(久成)

佐、木三四郎^(高行)

松方助左衛門^(正善)

大隈八太郎^(重徳)

林左門

山東一郎

小野淳輔

堀真五郎

山本一郎^(遠夫)

藤村四郎^(兼朗)

大橋慎三

〔表紙〕

大久保利通文書 十二

○ 五五 小松帶刀宛書翰

① 120

尊翰只今相達難有拜見仕候、於其元

中將公 益御機嫌克被為遊御滯坂、恐悦御同慶奉存候、

爾后

尊公様ニも御安祥被為成御在勤奉大慶候、爰元模様ハ今

朝大略西郷方へ申越候通ニ而別段相替候事件も無御座候

越老公御発駕御日限ハ別紙之通懸合御座候付早々差上申

候、此上は御治定通御登京之上形勢

御熟視被遊候外有御座ましく欵と奉愚考候、扱英ミニス

トル御伺申上候模様ニ御座候由、幸之御事ニ御座候間、

尚亦十分之御応接相成心ヲ攬置度事ニ御座候、風説ニ御

座候共得、於幕勝房州ニ英之説得ヲ任シ候処、容易ク御

請利ヲ以説候得ハ訳なしと申居候由、迎も其任之事ニ動

ハ致ましく候得共、油断相成ましく奉存候、先尊答旁草

々如此御座候、謹言、

四月八日

大久保一藏

帶刀様

侍史

追而御書物方ヲ林光院へ一応引移シ跡ヲ病院ニ決シ

申候、一廓之場所ニ而病院ニ相当カト奉存候、

○ 五六 蓑田伝兵衛宛別啓書翰

② 177

別啓

別紙之通今般大合戦連日之間一日も敗軍無之

官軍之御勝利と相成、終ニ華城を捨賊徒落去之次第誠ニ

皇運之然らしむる所以、先々御同慶奉存候、乍恐

太守公にも別而御安堵被遊候、賊徒姦謀実ニ可惡次第ニ

而、別紙三通罪状を鳴し御国を宛にして先鋒をクリ出シ朝廷ニ奏し一挙して可討と之策ニ相見得申候、然るに早断然

朝廷之御達も有之、機先を制シ一撃して打払ひ候故密策も画餅ト相成候姿ニ御座候、いかほど罪名を数へ候而も朝命を相反シ候筋合無之、固より九日之挙ニおひてハ五藩同意、各君侯参

朝警衛被差出候得ハ一藩をさし候道理も無之、最兩事件官位領地之儀ハ第一御国よりの論ニ候得共、是ハ宇内之公論にて寸毫私ヲ容るニ地なきものといふへし、独關東浪士

之事ハ失なしとも難謂候得共、是も渡ス渡ましとの事より及砲発候訳ニ而、武門之不可止者も可有之、何分ニも当らざる之罪名おかしなものニ御座候、幾重にも

朝廷無御動揺御確定征東將軍宮被置錦旗ヲ飄シ

御出軍被為在候故、三軍鼓舞いたし候事ハ勿論、四方孰

れか移靡帰響セざるへき、既ニ因州藤堂如キも砲発ニ及

ひ賊ヲ討候時宜ニ而、今日ニ至候而は弥

官軍勢盛ニ相輝き申候、順逆曲直明瞭たる次第ニ而誠ニ

以無此上御都合之事ニ御座候、此上ハ外国御交際之儀第一ニ而則將軍

宮華城御入城、三條公なども

御下坂御取掛之御賦御座候、賊關東ニ退キ候儀万々遺憾之至候得共、尊氏西国より再挙セシ様ニハ今時ニ而ハいたり不申、尤早々御処置なくんハあるへからず事ニ候、此跡

朝廷之御処置振遣大事ニ而寸毫被失候得ハ、人心相背必武家を慕ノ復轍を可被為踏御事候間、精々尽力もいたし候事ニ御座候、既ニ賞罰之御内話も承候間談合之上決而長・薩ニ私し給ハす、戦候藩ニハ同様ニ御褒賞被為在候様精々申上置候処、先其通御治定ニ而御座候、内実ハ兩藩之力ヲ以社此にいたり候訳ながら、外ニ同様賞ヲ被与候得ハ大ニ感動之場も可有御座と奉存候、爾后は合力同心を以

皇国維持不致候而は万々相濟不申候間、折角談合もいたし候事ニ御座候、長候不遠上京可相成と折角相待居申候、願クハ

中将様三月此ニハ寸時ニ而も

御上京被為在候様奉渴望候事ニ御座候、

右老兄迄申上候、御差含居可被下候、以上、

正月十日

一藏

(兼田)
傳兵衛様

○ 五七 ㊦「蓑田伝兵衛宛書翰」

◎ 181

春日丸之貴翰相達拜見、於

其許

中将様益御機嫌克日々

御順快被為遊大慶奉存候、於此地

太守様御同様被為遊御座御同慶奉存候、御当地形体格別

相変候儀も無御座、慶喜東帰以后薩江罪を負セ大ニ東国

列藩江布告シ再挙之勢相聞候得共、頃日相達候趣ニハ恭

順を唱へ會を帰国せしめ、駿府出張之人数も引弘川越ヲ

謝罪之使者トシテ上京セシメ、且和宮様御局を以同断上

京相成候と之趣も相達申候、今日之姿ニ立至候而は万々

戦之賦ハ有之間敷ト被察申候、乍去東国ハ從古

皇化ニ服從セサル処、其上二百余年徳川之恩沢ニ浴シ候

得ハ、実ニ不容易大敵ニ而無故機会ヲ失シ人心固結イタ

シ候日ニハ、中々退治六か舖、仍而関東追討不日ニ促サ

レ候様尽力中ニ御座候、斯迄非常之大御变革一戦血ヲ濺

候而も兎角

朝廷數百年因循之腐臭去兼、実ニ北条去テ足利ヲ來シ候

覆轍ヲ被為踏候御場合ニ立至候而は不相濟候付、浪華遷

都之議ヲ起シ地ヲ鋤、根ヲ植替へ断然一新之興業迄ニハ

ヤリ付度日夜手ヲ尽シ候得共、未運兼候次第ニ御座候、

乍去大政

親臨万機ヲ被為

聞食戰地 巡狩浪華

行在

親征ヲ以大ニ軍議ヲ起サレ、列藩江号令ヲ降シ天下之兵

ヲ促海陸軍ヲ推巢窟ヲ挫候丈之処ニハ、大略御治定必ス

行レ可申奉存候、太政官も二条城江被召移候付、明日方

親臨あらせられ候様可有御座、此根本挙り候得は、百目

從而振起イタシ候ハ不待論事と奉存候、刑部及伊地知其

余就帰国小細之儀御聞取可相成、兩三日ハ寸暇無御座大要迄申上候間、左様御納得可被下候、先ハ報酬而已、草々頓首、

二月朔日夜認

大久保一藏

○ 五八 小松帶刀・岩下方平宛書翰

② 265

一翰拝啓仕候、追日微寒相向候処被為御安祥被成御奉務奉恐賀候、随而小生事先月廿七日帰府碌々在勤仕候、乍憚御降慮可被成下候於当府モ別而静謐相成、元旗下移任之事も大分運相付、其外市中之折合比日殊に宜舖、一層人氣も賑ひ立候向に而至而大幸に御座候、乍恐聖上

天機麗舖無御滞

御進鞆被為在候由、御同慶奉存候、最早

御着鞆不日ニ相成、何ヤかヤ多忙にて御遠察可被下候、一會賊も愈降伏開城と相成、其余仙臺・米澤等も別紙之通次第にて、最早大安心ニ御座候、庄内・南部之事未

確報無御座候へとも、是以會等之根本前条通ニ候得ハ、子細無之候事と奉存候、先日須磨・平田兩士小臣着之日当所発足、為報知西上仕候由、委細情実御聞取可相成候付余は相省キ申候、水府表脱走之奸党等乱入混動之由候へとも、是以もはや平定いたし候由御座候間、御懸念ニ及不申候、

右今日浪華丸開帆之由承申候付大略形行申上候、多

忙中籠文御高免可被下候、草々頓言、

十月五日

大久保一藏

小松

兩明閣下

岩下

○ 五九 小松帶刀・吉井友実・税所篤

宛書翰

③ 289

尚々税所君御上京御待申上候、

被為揃、弥御安祥被成御滞坂奉恐賀候、然ハ昨日は大變之事件出来、横井平四郎小徳八ツ時分退朝懸、数名之

暴客より逢殺害及絶命申候、早速より敵密御取糺相成、未確証ハ無御座候へ共、大凡別紙之通手懸りハ出来申候、從來之形行も有之、内輪より之事なるへしと人々申シ候得共、浮浪士等も相加居候筋に相見得、別紙鹿島某も尾藩と言説も有之、全肥後藩とも難差究、最懐中所持之紙面等趣意甚あやしく天主教之事共是迄談候事も無之と申事御座候、何分今日中もいたし候ハ、委事相分可申欵必内輪に關係いたし候事と被存申候、実以残念千万之次第ニ御座候、同人も短刀を以相戦候へとも多人數之敵にて横合より首を被討候由、家来兩人外ニ門人兩人付添よほと相戦重傷を蒙り候由、一旦首を奪去候得共取返シ候由也、尚於御地も御探索之道有之候ハ、御入手可被下候、府へハ昨日懸合相成申候、

一 小松君江申上候伊地知御暇ハ輔相卿江細々申上御許容相成申候、左様御承知可被下候、扱黒田了介(前總)より尚亦巨細兵隊内情等承候処、一旦之事とも被存不申候、輕易にハ御変革六かしからんと大ニ奉案候、よほと御差配前後を御勘考甘ク御処分無御座候而ハ誠ニく御大

事と苦慮仕候、何卒被仰談是非御成功相立候様平ニ奉合掌候、

一 三邦丸ハ如何様之御都合ニ候や折角相待居申候、段々申上度義御座候間御出帆迄に申上候様可仕候、

右変事之形行申上度早々乱書拜呈仕候、頓首、

正月六日

一藏

(帶刀)
小松君

(友老)
吉井君

(應)
税所君

追而滞坂中ハ難有御体申上候、

○ 六〇 小松帶刀・岩下方平宛書翰

秋冷弥増候処、被為揃御安祥被成御座奉恐悦候、随而小生碌々相勤罷在候、御降慮可被下候、両公ヨリ追々御投翰被成下候得共、則御回答申上候事も不行届多罪至極真平御有恕所仰候、然は去ル廿六日復古功臣御賞典御施行被為在、両君御名代承知仕候様と之事にて御書附別紙写

之通御渡相成候、侍席は徳大寺納言^(実則)、御渡ハ大弁坊城殿^(後殿)にて候、最大広間出

御被為在候、御本書類ハ大切なる御品之事故、御邸之方江相廻縫成便宜ヲ以為登呉候様内田・田中江談置候間、追而相届可申候、其内形行文丈為御知申上度写取差上候間、左様御承知可被下候、積年御苦心之然らしむる処にて奉大慶候、

一当地爾米格別相変候事も無御座候、即今之形体先は静謐、乍去多少之事情中々禿毫ニ及候丈ニ無御座候、一昨廿七日集議院江

臨御、海・陸二軍之大評議被 聞食候、近来ハ基則も大改革シ少ハ実論ニ帰着いたし、追々之処ハ随分有益相成可申候、兎角此天下モ全国之公論ニ而きまり付不申てハ十分之事ニハ至り申間舖候間、是非今日ニ其基ハ開ケ不申而ハ相濟不申候、一今日ハ格別之以

叡慮、慶喜以下御宥恕之
御沙汰相成候、謹慎之者ハ断然被免候、東北藩一同同

様に御座候、就而ハ奥羽辺ハ格別人心折合一定可仕候、又一方ニハ異議ヲ生候にハ無相違事ト愚考仕候、乍去今日之急務ハ

皇威一定一和之基相立、外国之輕侮ヲ免終ニ皇威ヲ海外ニ輝シ候様目的ヲ立、実ニ宇内ニ眼ヲ注キ国内ハ懐之中ニ置候様無之而ハ、小規格ニ泥ミ狐疑ヲ抱キ彼我ヲ立候位にてハ、中々以

皇国之振起スル期無之、終ニ又旧幕之轍ヲ踏候外無之、今般右

英断ニ付而は小臣等ニおひてハ、別而奉感佩候事ニ御座候、

右要用而已申上候、追而委曲之御回答ハ可申上候、実ニ近来多忙中ニ而困却仕候、御憐察可被下候、

九月廿八日 大久保利通

小松清廉君^(普刃)

岩下方平君

〔表紙〕

大久保利通文書 十三

○ 六一 西郷隆盛宛書翰

(小松)

②-136

御安康奉賀候、扱別紙昨夜到来候由、只今帯刀殿御持参
ニ而御座候、吉井よりハ何たる一封も無之定而御方様へ
も参不申欵ト奉存候、三島弥兵衛上京之由候間、何れ着
之上形行承候上ならてハ、何も手ヲ下ンがたく事ト相考
申候、若三島着ニ候ハ、速ニ聞取不申候而ハ不相濟候付、
直様御殿之方へ罷出候事ニハ有御座ましくや、乍御面働
伊地知刃江御引合被下候様奉願候、帯刀殿も此方へ御出
之間、一応御入来被下候得ハ仕合御座候、直様出殿ニ而

ハ、旁差支可申と相考候付、此旨早々(以下欠)

十月十二日

「

吉之助様

別紙添

一藏

」

○ 六二 西郷隆盛宛書翰

「西郷吉之助様

大久保一藏

②-158

別紙中乍御面倒宜舖奉願候、

封

」

尚々徳山公着ニ付、(毛利支藩)長候上京之有無相分候事ト、岩倉公度

々御尋ニ而候、尚御尋問可被下候、

拜見大洲之事、別紙之趣ニ而は、昨日御達済ニ相成候

と被存候へとも、今日尚御談申上候様可致候、

一淡州之儀、(品川)品士江御引合何分為御知可被下候、御文言

之処調文有之可申欵、

一 淀江會大砲相備、橋本辺江人数操出、伏見新撰組横行
之次第、現在奉対

朝廷異心ヲ顯シ候義、夫ヲ邪佞ノ為一言

朝廷より御沙汰被成兼候ハ、古今衰世之習トハ乍申可

慨、可歎、依而伏見之義御当地市尹江兼務、且長・土

御国之儀ハ洛中外巡羅被仰付候付、伏見之義も巡羅イ

タシ非法ヲ警戒候様断然被

仰付度段申越置候、被仰付候ハ、早々人数差出鎮撫可

仕旨申上候、其段品土江御通置可被下候、

一 松木書面も只今相達候、御一覽可被下候、
(寺島宗則)

右等御答、早々御濟次第鳥渡御参仕被下度、旁御談

可申上候、岩公より(符之)より左様申上候様御沙汰也、頓

首、

十二月廿一日 一藏

(西郷隆盛)
吉之助様

○ 六三 ㊦ 「西郷隆盛宛書翰」

拜見、別紙一覽之上返上仕候、然は尚亦退而及熟考候処、

② 169

今形慶喜上京相成候而は実以難取返次第ニ立至候ハ必定
候間、是非會・桑婦国取計上京と申、今日之 御達振な

らてハ難相濟奉存候、若無其儀上京相成候得ハ、戦ハ窮

而出来不申、今日ニ相成候而ハ戦ニ不及候得ハ、

皇国之事ハ夫限水泡ト相成可申、就而ハ猶勘考之次第も

御座候付、明朝早目参上可仕候付、さ様御承知可被下候、

事理ト勢トハ未然ニ相察、断然尽死力不申候而ハ、勢不

及日ニ至り窮策ニ出候様ニ而ハ、甚遺憾之至ニ候ハすヤ、

深思熟慮いたさずんばあるべからず場合と私ニおひてハ

決定仕候、幾重ニも篤と御賢考被成置可被下候、委曲明

朝拜晤可申上候へ共、乍序此由可得御意候、頓首、

正二

○ 六四 西郷隆盛・吉井友実宛書翰 ④ 664

拜啓仕候、被為揃御安祥被成御勉務奉恐賀候、次ニ小子

去ル九日自蘇格蘭龍動府之様罷帰、無異逗留仕候間、乍

憚御放慮可被下候、○御地御静謐之由追々伝聞仕、殊ニ

皇上御都合克 還幸被為 在候由、日誌ニ而概略御巡幸

中之御模様奉拝承大慶無此上候、供奉之御中於実地事情御目撃之廉々モ被為在候筈と遙察仕候○兵部省紛紜ハ頗ル関心仕候得共、最早鎮定之由嚙西老兄ニハ御高配之御事と親察仕候、○当国模様ハ先便申上候通女王僻暑旅行中故、先々月廿九日ヨリ蘇格蘭并に英国有名之場所々々廻覧イタシ去ル九日龍動ニ帰候、来ル十七日方女王帰城之由候間直様謁見可成速ニ引取仏国ノ様可參と之用意也○廻覧中より段々珍舖見物イタシ候、首府コトニ製作場ナラサルハナク其内就中盛大ナルハ「リパプール」造船所・「メンチエストル」木綿器械場・「グラスゴー」製鉄所・「グリノック」白糖器械・「イヂンハロク」紙漉器械所・「ニューカッソル」製鉄所是ハアルムストロンク氏所建アルムストロンク小銃大砲發明ノ人ニテ今ニ存在、同人家内ヲ以テ見ルヲ得・「プラットホール」絹織器械所・毛織物器械所・「セツヒールト」製鉄所是ハ重モニ汽車ノ車輪其外一切ノ道具・銀器製作所・「バーミンハム」麦酒製作所是ヲ製出ス・「バークスター」ノ内イースウキキ塩山等ハ分而巨大ニシテ器械精工ヲ極メタリ、之ニ次クニ大小之器械場枚挙スルニ遑つたラス、英國ノ富強ヲナ

ス所以ヲ知ニ足ルナリ、尤可感ハ何レノ僻遠ニ至リ候而モ道路橋梁ニ手ヲ尽シ便利ヲ先ニスル、馬車ハ勿論汽車ノ至ラサル所ナシ、蒸氣發明ナキ已前ハ水利ニ手ヲ付タルモノト相見得、凡テ堀割ニテ船ヲ通シ候ナリ○一体田舎ノ風俗ハ龍動府とハ大ニ違ヒ相比スレハ少シク淳樸ニ有之、至ル所懇親ノ待遇米國ト異ナル事ナシ○器械所ノ外其首府ノ市庁ハ不及言学校・牢屋・裁判所・古寺・古城、其外名所旧跡、或ハ劇場等ニ至ル迄普ク歴観イタシ候内、「ウスター」トイヘル所ニテ狐狩ヲ一見シタリ、其集り場ニ至ルニ狩人六十人位皆騎馬ナリ、狩犬五千疋相競フテ群ヲナシ各屯所ヲ出立、一時ニ馬ヲ乗出狩山ニ至ツテ犬ヲ進退スルニラッパヲ用ユ、犬狐ヲ追出シテ一斉ニ之ヲ追フテ此山ヨリ彼山ニ至レハ、狩人ノ騎馬一同鞭ヲ挙ケテ之ニ従フ、又犬ニ隊長アリ副長アリ、衆大皆此長ノ進退指揮ヲ待ツ、実ニ競馬ノ勢犬隊ノ規律廻歷中ノ一奇観ナリ此騎馬ノ内ニ八十五歳ノ老人アリ、大ク逞シキ馬ニ打乗り凜然トシテ他ニ先キヲ譲ラス、其容体恰モ中老ノ人ノ如シ聞ク此老人狩行サルコトナシト○先便申上置候当国「グリトリ」トイヘル処ノ大訓練ハ、八月十日見物イタシ候、同所ノ或ル

平野ニ布屋ヲ張ツテ宿陣シ当日迄一周日ニ及候由、兵數凡三万五千、内騎兵一万、本陣ニハ旗章ヲ飄シプリンス・ヲフ・ワヘイルス世子ナリ、リユーク・ヲフ・ケンブレチ女王ノ伯父ニ当ル陸軍都督也、其外兵隊ノ先ニ進ンテ本陣ニ馬止め跡ヨリ惣勢整列シテ、本陣ノ前ニテ衆隊ハ止ツテ衆ヲ奏シ、一齊々々礼式ヲ行フテ行軍セリ、就中親兵ノ行粧花麗ナルハ不及言、騎兵ノ劍鎗隊其外帽服ヲ殊ニシ其美々タル絶言語、惣隊行軍終リテ巨離十丁位ナル所江兵ヲ約メ、先ツ歩兵惣勢進撃ノ形ヲナス、后ニ騎兵惣隊進撃ス、凡ソ十里四方位ナル原野ニ滿々タル兵數ナルニ進退駈引ノ自在分合列ヲ乱レス壯觀トイフヘシ、夫限ニテ発炮ノ操練ナシ○歐州近景格別ノ新聞モナシ、頃日米國ボストン港未曾有ノ大火災ニテチカコニ異ナラス、損失ハ大凡一億万ト申事、去ナカラ巨細ノ調ニ及ハ、猶余リアルヘント、

先ハ右大略申上度且御同等如此御座候、頓首々々、

皇曆

十月十五日

大久保利通

西郷隆盛殿

吉井友春殿

諸君

閣下

○ 六五 別啓書翰

別啓

御巡幸中之形行、時々欧米之新聞ニ発行イタシ候事ハ、先便ニモ申上タルト覚ヘタリ、然カルニ二城公之御建言ト申モノ其マ、新聞紙ニ出、先月中旬比ニモ候半、廻歷中ニ聞キタリ、其趣旨必ラス設ケタルモノニアラス、左モ有リツラント思ヘリ、只疑ラクハ新聞紙連中江如此事ノ漏洩スル筈ナシ、是等ハ等閑ニ差置ヘキコトニアラス、自ラ如在アルマシトハ遙察仕候得共、内密閣ノ事宇内江発露イタシ候様ニテハ誠ニ一大事トハ申モ愚カナリ、發出シタル事件ハ無致方候得共、将来ノ為屹ト御糺シ有之敵罰ヲ御当テ被成度且又因ニ申上候、御巡幸ノ事ニ付小子中辰中宮内省ト兵部省ト御内談ニテ出来タル建白書

ノ如一紙ヲ内見イタシ候処、右書面海軍省ヨリノ建言トテ新聞雜誌ノ内ニ有之候、是ハ事実ノ相違ハ勿論大ニ聖徳ノ隆否ニ関係可仕、折角之

盛典天下欣慕奉ル処ニ、某々ノ建言トテ公然ト新聞紙ニ出候テハ遺憾之至ニ堪ヘス候、吉井君御職掌之事ニ付跡事ナカラ愚衷申上候ナリ、

○ 六六 西郷隆盛・吉井友実宛書翰 ① 679

拜啓、御揃御堅固被成御奉務奉敬賀候、随而小子巴里(パリ)より白耳義(ベルギー)・和蘭陀(オランダ)を経過して当分普国(ベルリン)・緑林江滞留仕候間乍憚御降慮可被下候、当国ハ他之欧洲各国トハ大ニ相異ナリ、淳朴之風有之、殊ニ有名之「ヒスマロク」「モロトケ」等之大先生輩出、自ラ思ヲ属候心持ニ御座候、已前ニ当政府之事モ種々風説モ有之候得共、実地ヲ目撃候得ハ相違之廉不少候、殊ニ「ヒスマロク」ハ益信任セラレ何モ此人之方寸ニ出サルナシト被察候、去ル十二日議院開業之礼典一覽ニ参候、帝親臨シテ議案ヲ読ム、其赴(趣)ハ税ノコト・砲台築造ノコト・小給ノ兵士給料増ノコト以

上三ヶ条ナリ、益陸軍ニカヲ用ヒ候赴(趣)ニ相見得申候、凡而仏ノ償金ヲ費シ候間、此上一層ノ強国と相成可申候、陸軍訓練モ一覽イタシ候、当時農暇無之時分ニ而大訓練不出来、小人数ニテ候得共其整嚴不堪感伏候、○小子ニモ帰朝之命有之、来ル廿六七日比当府発軛、巴里江出、凡来月初旬中ニハ出帆可致ト決定仕候、何モ不遠而晤可申承、略文仕候、

右申上度如此御座候、匆々頓首、

三月廿一日 大久保利通

西郷隆盛様

吉井友実様

※ 六七 別啓書翰

別啓

爾来、御地之模様いかゞ之事候ヤ、万端御厚配不一方と遙察仕候、御国之形情を熟思仕候ニ、小ゴト(事)なしニ成ル事は、幾許之星霜を経不申候而ハ、所詮六かしと愚考仕候、就而ハ是非老兄御担当不被下候而ハ相済不申候間、

一層御勉勵奉伏願候、米国は無申迄当国ニ於而モ、文武
之長官といえる人は凡而白髮之老骨而已、見るにもすさ
ましく実に感伏仕候、就中当国はセバステホール・支那
・印度之戦争ニ出タル人々多く御座候也、

〔表紙〕

大久保利通文書 十四

○ 六八 吉井友実宛書翰

② 129

昨日之責翰相達別紙三通髓ニ落手いたし候、其后愈振起
 確乎無動揺趣不堪欣然候、然処一昨廿九日辻將曹小太夫(小松藩刃)
 江参引合候次第別而案内之至、其趣ハ植田乙次郎廿三日
 ニ帰芸、廿五日ニ又々長州江被差越候由、於国元評議之
 形行ハ当分之形体ニ而幕府ニおひても益用心堅固ニいた
 し、中々意表ニ出ルト申儀も難調、尤只今出張
 皇国之御為ニ相成ルト見据も無之候付、先登坂之事見合
 候方可然と之趣意ニ而、植田再行いたし候段只今従国元

申越候と之事候由、実ニ言語ニ絶候次第ニ御座候、乍去長
 之処ハ御国ト別段引合之末芸之説ニ依リ可動筋ニも無御
 座候へとも、少々ハ又手間取候事ニ有御座ましくや甚懸
 念ニ御座候、右は定而品川出立后相成同人ハ存知無之筈
 と相考申候、何日比同人出立相成候事カ右之形行帶刀殿
 より御問越相成候半トも奉存候へ共、為御心得申上置候、
 最初より頼とハ不致事候へ共、それ位須臾反復ハ有之ま
 しくと存候処、齒牙ニ被懸不申候、此旨飛脚帰便より草
 々申上候、已上、

十月二日

大久保一藏

吉井幸輔様

侍史

追而未寸切と無之甚込入申候、内輪之一条類に承り
 只々心せき候次第御座候、

○ 六九 吉井友実宛書翰

② 134

尚々自ら藝藩一左右ニ而広生出立ニ可相成ト存候へ
 とも為念別紙早々差出候、 朝廷向し十分ニ相成候

如如此種々之間違到来甚不堪慨歎候、

御安康被成御滞坂奉大慶候、廣澤氏下坂ニ而爰元形行委曲御承知之筈ト奉存候、然処今日長本国より福田某上京ニ而、一挙見合之談判として被差越候ト申も、三田尻江御国船之来舶遅々四日迄も何たる事無之候故、其辺之処より起候内情ニ被察申候、就而ハ廣澤氏兎角立帰り相成候而談合無之而ハ、又々懸違ひ相成候而間違も到来いたし候間早々上京有之候様別紙ヲ以懸合相成申候、色々々線違実以遺憾千万ニ御座候、貴下も一時御上京相成候而も可然候へとも、人心ニ關係いたす場も可有之ト相考申候、何分早々廣澤帰京相成候様御取計可被下候、此旨早々已上、

十月九日夜

大久保一藏

吉井幸輔様

○ 七〇 吉井友実宛書翰

① 198

別紙相達差上候間、御覽可被成候、先々能キ都合之由御同慶ニ奉存候、今日大坂へ仕出可申候間御覽済御返却可

被下候、

君公江ハ入

御覽置申候、此旨早々、以上、

四月十一日

追而別紙梅吉一条書付差上候間黒田江御廻シ被下度奉頼候、

「メ

吉井幸輔様

大久保一藏

別紙付

」

○ 七一 岩倉具視宛書翰

① 723

拜読仕候、西郷一条ニ付、度々御入念之御示諭拝承仕候、右は是非暫時ニ而も得拜謁、御直ニ御咄可申上所存御座候処、御用御差支ニ付而ハ無致方候付、乍輕卒以書中申上候、内実は今朝当地発足いたし候次第に御座候間、広ク発表セさる内に順序ヲ以相運候様有御座度至願に而申上たる事に御座候、是は御職前にて御承知被下候而は甚困却仕候付不悪御聞置可被下候、且又御追書明朝御一同

所置云々今晚御答申上候様承候得共、意味了解仕兼候付御都合次第得拜謁拜承可仕候、此段御請如此御座候、誠惶頓首、

十月廿三日夜

利通

具視公閣下

◎ 七二 吉原重俊宛書翰

昨日は吉田子と御談合

被下候間御苦勞奉存候、就而

猶御咄合申上度候付今晚

七字比より参上可致候付、御在宿

可有之哉鳥渡御尋申上候也、

十一月二日

利通

重俊様

○ 七三 野津鎮雄宛書翰

御安固奉欣喜候、扱明日ハ谷子・樺山子等寛々相咄度約

束いたし置候付、御差支無御座候ハ、明午後第五字比

◎ 906

より拙宅江御入来被下ましく候ヤ、外ニ御咄申上度義も有之、若や明後日御発足かと奉存候付、此旨以寸楮奉得御意候、草々頓首、

七月十四日夜

利通

鎮雄様

猶々甚御面働奉存候得共、高島子御賢弟御誘曳被下候様御願申上候也、

○ 七四 石原近義宛書翰

◎ 927

拜啓爾後御安固奉敬賀候、随而小子無異北京滞在仕候間、御安慮可被下候、去月廿日貴翰去ル十二日相達忝拝読、御願申上候家之事も色々御面働成上候、猶又宜ク御頼申上候、一方ハ小子帰東之上ニ相成候得ハ仕合御座候、其外内之事も万事可然御下知可被下候、田尻へ宜ク御談置可被下候、

一御賢兄より御状相達無事安着、ゑい子も元氣にて被致着、東京咄四方八方より取懸られ候形行くわしく被申遣候、定而貴様江細書参候筈、御安心之事と御察申上

候、

一高輪邸も龍助混と参、田尻同行御出被下候由、仕合之至ニ候、宜ク御下知可被下候、

一県元江便宜之節、無事之形行ハ御申遣且御賢兄江可然御伝可被下候、

一当地気候別而宜ク仕合之至、来月中位ハ東京と格別相変候義無之候由、

一御用向も未相分兼候得共、もはやながくもかゝり申ましくと被存候、

一彦之進・伸熊其後之左右如何と関心仕候、多分発足之事と相考、さすれハ今比は安着可致か、分次第為御知可被下候、

右御返詞旁如此御座候、是迄別而多忙御推察可被下候、何方へも書状不遣候付、宜ク御伝言可被下候、
草々拝首、

九月廿八日

利通

石原近義様

「封

石原様
平安

利通

○ 七五 石井邦猷宛書翰

⑤ 1055

過日御談致置候恩給例一条、比較之調至急ヲ要シ候間、速ニ御差出有之度此旨草々如此候也、

十一月七日

利通

石井様

○ 七六 西郷従道宛書翰

⑤ 1087

黒田子明後廿二日差支無之と之事候付、午後四字比より於精養軒、相催度河村子と申談候、大山子へも御通知可被下候、此旨早々頓首、

十二月廿日

「」

西郷信吾様

利通

上置

「」

◎ 七七 岩倉具視宛書翰

〔今〕 日二時より徳大寺殿御

約束申上候、

仍御気色宜ク候ハ、

〔御〕 出被下候得ハ仕合奉存候、

拜首、

十二月廿日

利通

殿

○ 七八 五代友厚宛書翰

③ 1665

弥御堅勝奉拝賀候、しかれば明日ハ愈御発途相成候哉、

若御立ニ候ハ、是非今日ハ名残之御一戦いたし度、定而

御用多ニハ可有之候得共、狐亭江御出陣被下度小子ニハ

十字より参居可申候間、屹と御延期無之様願上候、尤接

戦之上勝敗相分れ候ハ、神速御繰り上げ被成候而よろ

しく、此旨草々奉得貴意候也、

五月十一日

猶々此品持参いたし候まゝ御笑覧ニ備候、御叱留被

下候得ハ幸甚、

「封

〔五代友厚〕
松陰主人

甲東」

○ 七九 中井弘宛書翰

③ 1372

明日山懸子日本料理御馳走云々致承知候、今日同氏より

も承候間、可参旨相答置候、如命相待居可申候付御立寄

可被下候、此旨拜復、草々拜首、

一月廿一日

利通

中井君

○ 八〇 三条実美・岩倉具視宛書翰

③ 1538

熊本県令富岡より左之通電報到来候付奉供高覧候、

十九日午後二時十分発

本日薩賊根拠全ク拔ケ然ルニ西郷・桐野以下精兵数百

ヲ引ひエノタケノ絶壁ヲヨチ登り、我哨兵線ヲ破り西

ニ向ヒ脱走、唯今ヒケキ中ノ旨山縣参軍より報知ニ付

捕縛方手配中ナリ此旨上申ス、

今晚明朝ニ懸、陸軍之報知可有之候得共、為御心得、草々如此候也、

鹿兒嶋
安藤中警視

八日十九日

利通

三條殿
岩倉殿

○ 八一 ④ 「三条実美・岩倉具視宛書

翰」

⑤ 1542

八月廿二日

熊本權令富岡

午前九字五十五分熊本発

三條殿
岩倉殿

残賊マミハラへ来ルモ難凶ニ付、鎮台ト協議臨機ノ処分
昨日迄ニ手配シタリ、然ルニ昨日午後二時(三田井)ミタイへ来リ
シ報知ニツキ今朝鎮台兵一中隊繰出セリ、猶別働隊一旅
団千六百名今晚四時ニ松葉松橋瀬に着、警備十分なり、

右之通唯今到来候付供高覽候也、

八月廿二日

利通

○ 八二 三条実美・岩倉具視宛書翰 ⑤ 1571

熊本賊魁池邊吉十郎潜伏所探偵ヲ遂ケ、直チニ探索掛田
中辰五郎外式名差遣シ、本日午前九時郡山郷コウチ村野
崎彦三宅ニ而捕縛セリ、只今糺問中ナリ、
十月十六日午後七時発
右之電報唯今到来候付不取敢奉供尊覽候也、

十月十七日

利通

〔表紙〕

大久保利通文書 十五

※ 八三 (宛先不明)

御書頂戴被仰付戴有奉拜見候、益御機嫌克被為渡恐悅奉存上候、旧臘は誠ニ奉絶言語候御大變、何と可奉申上様も無御座、只々茫然十方ニ暮候次第御座候、就而冤罪御赦免之一条云々被為 仰聞
御趣逐一奉承知御尤之御議ト奉存候、今般之事故実ニ不容易

皇国之御大事ニ而、右事件等ニ就而は於弊藩も固より深憂大患する所ニ而、必可奉傍觀識ニ無御座、分上之限り

ハ尽力仕候間決而 御懸念不被為遊様ニ奉願上候、即今之処ニ而は

廿二卿之 御列より強テ御有免之御尽力被為在候而は却而御宜舖無御座と愚考仕候ニ付、先々 御沈黙之方可然、段々ト風説等も相生

御私論相立候様ニも申触候而は忠義之 御至情も空舖甚遺憾之至ト奉存候、風評も不願ト申スハ時処位可有御座、兎も角も先忍之一字暫時

御確守被成下度、決而不遠機會も相生可申ト奉存候、前条過当之言上不免多罪候得共、旁愚考之次第も有之兼御懇命奉拜承偏ニ

御為筋と奉存、此段不願恐赤心吐露仕候、書中不能委事御賢察所奉 仰御座候、

恐惶頓首、

※ 八四 上書

今朝拜承仕候両条

御達之儀、尚亦熟評公議ヲ尽候処、迎も鎮撫ヲ主ニシ

テ奉願候趣意ニ被何条理ヲ被失候事如何ニモ

御体裁ニ於テ不可然、天下万世ニ宜ク

御盛華之御瑕瑾遺憾無此上奉存候、仍而別紙之通評決

愚意相認申候間差上候、

一別紙之通御確定之上ハ、一字一点茂御転削不為出来候

ニ付、如何ト尾・越候江

御示諭、若此上色々申上候ハ、無御採用、左様ならハ

是迄手続ヲ以兩候又ハ家來之者早々下坂五日ヲ限り尽

力御届可申出、若其儀も不出来候ハ、被為得止候付

朝廷ヨリ断然

御趣意通 御沙汰相成候外無之トノ御大決断之外無御

座儀ト奉存候、

右今日御決議、実ニ御大事之御場合再三再四勘考評

議決定仕候次第、乍恐以紙面奉言上候、以上、

十二月廿四日

大久保一藏

上

聞召候ニ付而は

朝廷辞官之例ニ倣ひ、前内大臣と被

仰出候事、

一政權返上被

聞食候上は、御政務御用途之分徳川領地之儀取調之上

天下之公論を以返上候様可被

仰付候事、

○ 八五 ㊦ 「岩倉具視宛書翰」

① 204

今日早々御人差立相成相達次第発足上京いたし候様、木

戸・後藤江敵命被降度、明後日中にハ是非御決議ニ而即

刻關東江被差立候御都合ニ無之候而ハ、実ニ御大事ト奉

存候事、

閏四月六日

大久保吉井引取候而亦更ニ如此申越候、実ニ木戸ニも内情氣

毒ニ存候得とも、上京無之候ハ、一同下坂と迄決し居候間

是非々々木戸・後藤被召連候事、祈念候事ニ候、

一今般辞職被

返ス〜よろしく希上候事、

具_(岩倉)視

三條実美
條公

○ 八六 ② 「岩倉具視宛書翰」

② | 210

今晚御会評之儀、兎角多人数ニ相成候得は、約り兼可申候間ならハ、総裁様御兩人ニ而可然と昨日廣澤と示談仕候、過刻中山卿なども

御出会被為仕候哉ニ相伺、尚亦退考仕候処、今晚三方先小人数ニ而御内定、明日表立外様江御評議被相掛候方旁可然奉存候付、右之御運ニ御都合相叶候得は、無此上候間御勘考被為遊被下度此段言上仕候、謹白、

閏月八日

大久保一藏

上

承候、先時申入候カト存候、今晚ハ三條小子二人而已外足下始メ七人申入候事也、

別紙山形ノコト三條ニハ面会無之候由ニ候得とも、尤同席可然との事ニ候間必同伴頼候也、

○

八七 ② 「岩倉具視宛書翰」

② | 214

上等

兩 総 裁

中山前大納言_(忠能)

正親町三條前大納言_(実美)

徳大寺大納言_(実則)

肥前閑叟_(鍋島正)

越前宰相

阿波少将

土佐前少将

中等

萬里小路中納言

宇和島少将

細川左京亮_(護美)

上等

木戸準一郎_(孝志)

後藤象二郎

廣澤兵助_(真臣)

中等

横井平四郎(小種)

副島次郎(龜邑)

三岡八郎(由利公正)

大村益次郎

門松少造(脇力)(重徳)

青山小三郎

福岡藤次(孝巻)

中根雪江(節巻)

土肥鎌藏(兼力)

神山左多衛(君風)

右者就 御下問愚見之儘相認差上候、尚以

明察御取捨被成下、御任用專要ニ奉存候、御大事之人撰

寸毫私情ニ涉り親疎ニ抱り候様御座候而は大政之不興基

ニ而至重無之候間、公平虚心の当之

御裁断不奉堪懇願候、謹言、

閏月十三日

大久保一藏

上

○ 八八 岩倉具視宛書翰

① 744

過刻御廻状被下只今拜見仕候処、樺太より之宮本等呼出は明十七日一字と申上置候、尤其段は寺島方并に黒田方へ相通置候様と之御沙汰ニ付、夫々申入置候、しかるに御書中ニ時刻之処書入候様相見得候処、家来共其まゝ御廻状は相写置候旨申出、甚不都合之至ニ御座候、乍去何れ之筋一同九字ニハ参 朝可有之候付、明日御参 朝之上、右形行御申聞一字ニ樺太人数出頭候ハ、御聞取有之候而可然奉存候得共、形行ハ可急申上置候、此旨早々如此御座候、頓首、

十一月十六夜

利通

具視公閣下

○ 八九 岩倉具視宛書翰

① 460

「岩倉大納言殿

大久保利通

御受

明治三年六月廿七日

毎日酷暑難堪御座候処、益御所勞も御快氣被遊候半と奉

恐悅候、然は只今副島より民蔵云々之事、御内談之趣奉
拜承候、就而は否御对答可申上と之旨に候得共、全体此
内申立候旨趣は、人之進退等に關係仕候訳に無御座、第
一確定之御見込被為立、廟堂之御目的是を以千載に貫ク
と云所に御居り相付候辺御願申上候義にて、右御居り相
付候以上、如何様共御手順ハ相立可申事と相考候、何れ
にしても御大事無申迄内小臣共申立通なれハ、先平穩ニ
相済可申と初発より存詰候次第ニ御座候、乍去副島より

承候通之御旨趣に候得ハ右根本兩様之処、先是迄之御旨
趣被為實候思食ニ被為在候欤と相伺候得共、廣澤初得と
示談候上申上候、未一存ニ而御受仕候義ハ相調不申候付、
尚又示談之上尚御直ニ右府公并御前方之

思食奉伺候上、御返事申上候様可仕候付、左様御承知可
被成下候、明日中同席中相談可仕筈に副島と咄合仕候、
右乍恐以寸椿拝陳仕候、草々謹言、

六月廿七日

利通

岩倉卿閣下

尚々腫物相発不參仕候故、今日は參殿も難仕、依時

宜明朝鳥渡參昇可仕欤と奉存候、条公より今朝御紙
上ヲ以今晚明朝之間罷出候様承居候付、若今晚參上
可仕と之事ニ候得ハ、自ら御前も御出可被為在事と
奉存候、

大久保利通文書 十六

◎ 九〇 得能良介宛書翰

今日も御安康奉賀候、扱親類白濱仲右衛門事此節日置江被召附、肝付半平隊旗手役ニ而上坂いたし居候処、被差下候段被仰渡、当人事御案内通之次第も有之、是非一廉御奉公相勤度所存之処、帰国いたし而ハ再度上京ニ而も致候儀不相勉事候付、何卒相残し呉候様類ニ歎願ニ御座候、同隊ニも段々欠跡被仰付相残り候者も有之由ニ而無拋申立候付、乍御面働本營方へ御頼入被下何そ之欠跡ニ御繰入被下候様御取計被成下ましくや、甚自由奉存候へとも

貴様事情も御存知被下候事故此段御頼申上候、万一出来不申候ハ、よろしく御説得被下候様尚又御頼申上候、委事ハ当人より御聞取可被下候、以上、

二月廿七日

「封

得能良介様

当用

大久保一藏

○ 九一 得能良介宛書翰

今日も御安然奉賀候、昨日致御示談候三邦丸之義、爰元軍防局大村ハ下坂いたし候付、相弁兼候付、於大坂同人江御内談被下候様、別紙ヲ以小太夫江申上越候付、早々御仕出被下度奉願候、是非遅候而も廿七八日迄にハ開帆相成候様御取計被下度、分而申越候、尤於爰元ハ関山家始乗船可有之、重富も御同様之筈と奉存候、被差下候人々ハ早目此節ハ御下シ相成方可然、且關東之一左右御発轡之御左右第一於御国元御安心之廉候間、及延引候

而ハ相濟不申候、此旨早々以紙上奉得御意候、可然御願
申上候、以上、

三月廿三日

追而久木山泰藏婦国被仰付候段ハ承不申候処、如何ニ
御座候や、

「得能良介様

別紙へ

大久保一藏

○ 九二 得能良介宛書翰

① 190

今日は岩倉様ニも御出之賦ニ御座候や、無其儀候ハ、今
朝鳥渡参 殿之序有之申候付、御せき込被下候様申上可
申何分

御内慮御窺可被下候、此旨早々奉得貴候、以上、

三月廿五日

「

良介様

一藏」

○ 九三 得能良介宛書翰

① 193

別紙愚考之まゝ相認差上候、御紙面ニ別段相変候趣意も
無之候、返而本之方よろしく候半と奉存候、尚御用捨之
上可然御取計被下候様御頼申上候、以上、

三月廿九日

「良介様

上置

一藏

◎ 九四 覚書

万民塗炭之苦ヲ不被為
忍至仁之

聖旨より不得止追伐被仰付事候得は、厚御趣意を体忍奉
らすんハあるへからず、強ニ誇り弱を凌ぎ、万民を苦し
め、法律ヲ乱し候ハ則賊之所業に候、堂々たる
官軍ハ恩威並行ひ秋毫も侵す事なく、到る処
王化之忝を感伏奉り候様無之候而ハ不相濟候付、克々其
正邪相分るゝ所謂を相弁し候義着眼之肝要とすべし、

右之意味合相加候而ハいかゞ、

三月卅日

○ 九五 得能良介宛書翰

② 195

明日調練火入之事御聞置ニ相成、差支無御座候間、発砲之筋ニ御手当相成候様御取計可被下候、此段早々拝見、

三月三十日

「得能良介様
要詞

大久保一藏

「得能良介様

大久保一藏

急キ

○ 九六 得能良介宛書翰

② 194

明日調練

御覽濟より阿州様御方江御出御願被成度候付、私より其段申上具候様承知仕、退出懸參 殿申上含御座候処、退出より 條公江參殿候様只今承知仕、決而及遅刻可申候間、貴様より御申上被下候様御頼申上候、最岩倉卿初も御同様之由ニ御座候、御刻限ハ未刻調練場江御出懸相成候賦ニ御座候、此段早々如此御座候、以上、

追而阿州候ニも今日御出仕ニ而御承知相成居申候、○

徳大寺卿、萬里小路卿、小岩倉卿も御覽御願ニ御座候、

※ 九七 得能良介宛書翰

過刻ハ失敬仕候、別紙差上候含ニ而書面相通候処ニ家来等有之取落たる筋に相見得早々差上申候間宜鋪御計可被下候、定而江川ニハ実事と存込候欵も難図候付、何卒明日ニなし置度如何様ぞして右三人ハ糺付度ものニ御座候、何れ江川へ引合委敷御引見可被下候、此旨早々拝首、

三月晦日

「得能良介様

大久保一藏

〇 九八 得能良介宛書翰

② 203

昨夜遅方罷帰、貴墨拜見、尚御壮栄奉賀候、關東表模様も格別相替候処も無御座候へとも、軍艦一条色々六ヶ鋪、終ニ四艘相渡候様御達相成、其通御受仕候由、未御請取相成候事ハシレ不申候、野州・総房辺四方ニ賊徒蜂起、江戸官軍も追々繰り出候由、既ニ千住迄も寄セ候趣ニ御座候、其後も段々江戸より脱走ニ而、全江戸ハ離レ候姿ニ而戦ヘハ散シ退ケハ合シ、所々ニ隠顯シ、全ク官軍を掠シ候術計ト相見得申候、官軍も飽迄是ヲ察し、進撃ヲ宗トセス、持重ニ攻撃スルノ策ニ出候由、何も懸念ハ無御座候、昨日参謀林玖十郎着、近々西郷も帰京之由ニ御座候、委曲ハ面上ナラテハ難申尽候、今朝も早出ニ而出殿も難出来候付、大略ハ御申上置可被下候、此段御答旁早々頓首、

又四五日

「得能良介様

大久保一藏」

〇 九九 得能良介宛書翰

② 211

拜見、信州路之方眞田尾州ナトノ兵ヲ以飯山ニおひて大勝利、賊敗走之由に御座候、其後の左右ハ無之候得共、凡而散シ候事ト相考申候、尤會より進入ト申ニ而ハ無之、梁田辺之殘兵或ハ水戸脱藩人等ニ而候由也、何も格別之事ニハ無御座候、亦々御腰痛之由折角御保養專要奉祈候、兩三日ハ寸暇を得不申候間、御不沙汰打過候、此旨御則答迄、早々頓首、

閏月十日

「良介様

御答

一藏

〔表紙〕

大久保利通文書 十七

※ 一〇〇 吉井友実宛書翰

今日ハ御塩梅如何ならハ御出勤一条御運之処御願候、扱
福積日記・西郷書状鳥渡御借用被下度御願申上候、此旨
早々拝首、

三月十二日

「」

吉井幸輔様
(友実)
侍史

大久保一藏

○ 一〇一 吉井友実宛書翰

② 226

浪華丸一昨夕大坂江着候由にて、小松家より一封参候、
関東も十五日ヨリ戦争相始候由、勝敗も全ク相分不申候、
岩倉卿江條卿ヨリ十五日朝御出之一封彰義隊暴虐益相募
候ニ付誅伐ニ御決定、今朝官軍進撃いたし候トノ趣迄に
御座候、横濱より之問合拔書ニ肥前侯ナトモ被差留候筋
ニ相見得申候、何も委曲ハ不分候、就而ハ御示談申上度
候付、御入来被下度岩下家も入来候付此旨早々奉得御意
候、以上、

廿日

「」

幸輔様

一藏

○ 一〇二 吉井友実宛書翰

③ 343

尚々今朝山下弘安参シユトル一条早日相運候様承申候
先生江御示談可申上旨申入置候、
御塩梅も日々御快方之筈奉拝賀候、昨日は御紙面之趣承

知仕候、今朝中井も參候而同人趣向も承候、内田も參候付、何れ打寄篤と談合可致段申入置候、今朝岩卿より同人被召御説諭之筈ニ候由故、明晩ニ而も可然、未寸切と不被為在候ハ、其方江罷出候様可仕候、依時宜今日出懸可申段中井江談置候へ共、明日御国元江昨日賞典之御慶事ニ付、飛脚差立候旨承候付、迎も今日は出會出來申ましくと相察候、少々御快氣ニ候ハ、御勉強御出勤有之度祈入候、彈正台も被置候迄にて門脇も一日位相見得候而出勤無之、成程規則等不相運候而出勤詮なしとの考も可有之候へ共、今日政府之多端ハ飽迄存知有之候通亭主前ニ居りやり立不申候而ハ、政府ニのミ責ヲ負セ候而ハ、今日之時勢一事も挙り不申候道理ニ相考申候、仍而推而御出勤御尽力不被下候而ハ、益以不運を究申候、実ニ此二三十日之際ニ而凡之治定相付候処御座候間、伏而奉誠願候、此旨御答旁早々如此御座候、拜首、

六月三日

追而依時宜可參旨中井江申入置候間、御逢候ハ、御通シ置被下度奉頼候、今日は副島氏江碁打ニ而參居申候

間、先生もよろしく候ハ、駕に而御出被成ましくやト申上呉候様承候間、余り内籠りも宜ク有之ましく候間、御出懸可被成候、中井江も乍御面倒御通可被下候、

「封

吉井幸輔様
要用

大久保一蔵

○ 一〇三 吉井友実宛書翰

③ 406

御無沙汰至極ニ御座候、然は小子も此内より素願之通歸藩之処、此度御採用之御内定ニ而、今日被仰付と之事御座候、就而退出より神田橋邸江參、委曲相談申度御座候ニ付、貴兄ニも御出懸被下候得は仕合御座候、此段早々頓首、

十二月五日

「封

吉井少弼様

大久保參議

○ 一〇四 吉井友実宛書翰

③ 424

弥以御安康御超歳被成御奉務候半、奉敬賀候、小子にも京坂殊之外長滞在ニ相成候得共、幸ニ御国船便宜有之、今日解纜仕候、然は、京州大村罪人之御処置ニ就而ハ以之外なる次第にて、折柄踏懸り大に心配仕候、兎角此上之処無致方、何れ

朝裁次第と存居候、海江田へハ此度は、段々説得いたし論ヲ詰候、実に兼而生質丈之事と存申候、大村へ私怨ヲ報候なと々種々嫌疑ヲ受候へとも、厚ク承試候得ハ、全其趣意ハ無之、畢竟

朝廷之御為になるましと之過慮より起り候事ニ御座候尤此条ハ一人而已ならず、門脇におひても同断之事ニ御座候、誠ニ軽重ヲ失、条理ヲ弁せざる之甚きニ御座候、海江田発足之日も參候付、此上之処懇々相談置必しも事激ニ出さる様致具度、万端穩当に無之而は、必大道を失候事、古今同轍ニ候間、是非ノ不怨天子、

尤人過失ハ何く迄も伏罪之外無之と申入置候、随分同意ニ而当人も相決候様子ニ御座候、門脇よりも只不堪遺憾ハ、類ニ草莽之説ニ煽動いたされ候様見受られ候半、実ニ以左様之義に無之、全ク台中而已之見込ヲ以一函ニ

朝廷之御為相成ならざると之旨趣ニ而申上候、赤心ニ候得ハ、夫丈ハ洞察イタシ呉候様承申候、乍去右等之情実は申立候而も今日ニ至り候而は相立候訳ニ無之時宜会ニ御座候、副島參議よりも情実有之候ハ、申越候様申来候へ共、今更弁し候ても無益ニ而懇と委細ハ不申越候、何分ニも大体ヲ失候事不得止事ニ相考候、海江田も只々一向之性質ニ而甚念遣飽迄忠告ハいたし置候得共、偏頗ニ陥らざる様ニと想像いたし居申候、右形行申上置候間御舍居可被下候、貴兄よりも厚御示諭御願申上候、

一京州大坂も格別相変候事も無御座候へとも、何分情実通兼候事多々有之、大坂も兎角内情六か舗由ニ被聞申候、木場も少々小言出候向ニ候へ共、万事穩ニ罷在候

様申入置候、何れ当春中ニ今一ツ根本相立候上ならて
ハ、何事もいき不申候、大坂府ハ人少ニ而差支、權大
參事御居被下候様分而承候、就而小倉建野郷三か平戸
之安藤庄兵衛か待詔より御出シ被成候而可然相考副島
迄申越置候へ共、尚又相考候処、是以先当分通にて追
而精撰之上被仰付候而も宜舖候半と奉存候、乍去随分
右兩人ハ任にハ堪可申候間、御評議に異条無御座候ハ
、今日被仰付候而も失策は有之ましく奉存候間、此
一条ハ副島迄御咄置可被下候、

右用向而已早々如此御座候也、

正月十日

大久保

兵庫港より

吉井君

尚々長藏江も久々振面会、此比別而壮健、案外ニ御
座候、しかしそろく(續着)おふちやくはじまり候由忠告
共いたし置申候、

大久保利通文書 十八

○ 一〇五 ④ 「徳川氏処分に關する意見

書」

② 187

一 恭順之廉ヲ以慶喜処分之儀寛大仁恕之

思食ヲ以死一等ヲ可被減事、

一 軍門江伏罪之上、備前江御預之事、

一 城明渡之事、

〔(本書) 但軍艦銃砲相渡候勿論之事、〕

右三ヶ条ヲ以早々実行ヲ奉候様

朝命嚴然降下、若シ奉セスンハ

官軍ヲ以テ可打碎之外条理有之間舖奉存候事、

但余条ハ推而及

御沙汰べき事、

○ 一〇六 ④ 「三条岩倉両公に呈せし建

言書」

② 200

一 徳川家名相統之人体は、血胤之者御撰出被為在候外有

御座ましく、就而三家之内ニ而は徳川亀之助可然カ、

乍去其内情も可有之候得ハ、尚

大総督宮ヨリ内々御探索之上ニ而可然者ニ 御治定被

為在度、既ニ大久保・勝なと尽力ニ依り家名ヲ全スル

コトヲ得候儀ニ付、彼等之希望スル処ヲ以被

仰出候ハ、恭順之趣意貫徹イタシ、彼是御相当之訳ニ

可有御座候、

一 給祿之儀ハ百万石以下ニ而、七、八拾万石位之処御相

当と奉存候、畢竟

御親征ニ而錦旗ヲ巢窟迄被為向ケ候程之御儀ニ候得ハ

不免誅訳候得共、内外之情も有之、格外之寛典ヲ以死

一 等ヲ被滅、祖宗之勲功あるを以家名ヲ御立テ可被下
趣

御沙汰相成候儀ニ付、右通被 仰出候得ハ寛猛其中ヲ
得候御処置と奉存候、

一 領所之儀ハ封ヲ移サレ候御儀と奉存候、差向場所等存
寄無御座候、即今關東ニ於テ 大総督宮ヨリ御処分至
急ニ被為 仰渡候付而は、其内御取窮迎も相調不申儀
ニ付、先相統人体給禄如何程ト

朝命ヲ下サレ候、御礼參
朝之上ニテ被仰出可然奉存候、

○ 一〇七 ④ 「徳川氏処分に關する建言

書」

② 206

徳川御処分之儀、実ニ御大事ニ候処、畢竟スルトコロ移
封之否ニ有之、移不移トハ

朝廷断然之御決議ニ可有之奉存候、可移之論ニ候得は彼
必ス叛スルノ

御着眼ヲ以今一層ノ御威力ヲ被為備、一言ノ歎願トイヘ

トモ御採用無之、屹度御推シ詰メ、号令ニ背キ候得は直
ニ干戈ヲ用、假令

皇国内之大乱ニ及候トモ御願念不被為在之御根本確定不
致候而は相濟不申候、

初メ大総督宮御進軍相成候ハ、是非賊城ヲ屠ラントノ御
趣意ナルヘク候得ハ、今日ニ至テ追討ノ目的

御挫ケ可相成筋ニ無御座候間、東京ノ説ヲ以駿府江移封
ト判然

御断決被為在候儀条理ニおひて的當ト奉存候、左之通奉
願候、

一 和漢古今遠境ニ師ヲ出シ敵情ニ通セスシテ眼前ノ無事
ニ因循シ

廟堂ハ其実ナクシテ不決ノ決ヲ以闕外ノ將帥ニ任シ、
大敗ヲ取り禍乱ヲ招社稷ヲ亡シ候類不少候間、厚ク現
地ノ情実ヲ御詳知有之、決而在外將帥ノ任ト度外ニ不
被為置、今日ヨリ

朝廷上彈丸矢石ノ内ヲ被為踏候思食相立

鳳凰ハ何時ニ而も被為促、軍兵ハ只今御繰出シ進テ不

願後退而不恐前、四方ノ御兵備正整嚴肅御充実肝要、至急ニ可有御座奉存候、

一御処分之儀

御達ニ付而は不容易御大事ニ候間、総裁ノ内御一卿急

ニ御下向、嚴然

勅命ヲ被伝度奉存候、

一前条御治定ノ上ハ殊更厚鉄船御入手ノ儀大急務ト奉存候間、早々夜ヲ日ニ繼御金策有之、御談判ノ上是非御入手海軍ヲ備江戸海江碇泊為致置、万一

敵命違背ノ節則賊ノ軍艦四艘ヲ奪厚鉄ハ勿論回天・開陽有用ノ軍艦撰海江相廻シ、軍兵ヲ江戸江運送海陸一

挙シテ賊ヲ碎クヘシ、且亦軍艦ヲ分チ越後江振向ケ奥羽追伐ノ官軍ヲ助ケ大ニ進撃スヘシ、

右之大綱 御廟算相立其実御履行被為在候ハ、

願クハ名分ヲ明ラカニシ

御英断被遊度奉至禱候、若寸毫も御猶予ノ

思食ニ候ハ、不移ノ論ニ一定シ其儘江城ヲ与ユ

ルノ外無御座儀と奉存候、謹白、

閏四月

大久保一藏

追白

総裁御一卿御下向ニ付而は不肖之私ニ候得共、誠

ニ

皇国ノ御一事候得ハ、一死ヲ以篤鈍ヲ奉尺度奉存

候間、随従被 仰付候様奉伏願候、頓首、

「本文総裁御一卿御下向之儀第一

(龜山家茂大) 靜觀院宮御迎之 御奉命可被為

右儀と奉存候、」

※ 一〇八 建白書案

徳川御処分之儀実ニ御大事ニ候得共、畢竟スル処移封之否ニ有之可申奉存候、移不移ハハヤ

朝廷断然之 御決議ニ可有之奉存候、可移之御論ニ候得

ハ彼必ス叛スルノ御着眼ヲ以此上一層ノ御戎刀を被為備

一言ノ歎願トイヘトモ御採用無之屹度御押詰相成、号令

ニ反シ候得は直ニ討伐ヲ用、仮令

皇国内之大乱ニ及候トモ御願念不被為在之御根本屹立不

致候而ハ相濟不申候、初メ大総督之宮御進撃ノ儀ハ是非
賊城を屠ラントノ

御趣意ニ候得ハ、今日ニ至テ追討ノ意味御挫ケ可被成訳
ニ無御座候、仍而ハ東京ノ説ヲ以駿府江之移封ト判然
御決定被為在候儀、条理ニおひての当ト奉存候間、左之

通之

御用意被為在度奉願候、

一和漢古今遠境ニ師ヲ出シ敵情ニ不通シテ眼前ノ無事ニ
歎ヒ、因循シ將ニ廟堂ハ闕外其実ナクシテ不決之決ヲ
以在外之將師ニ任シ、内外大禍乱ヲ招、大敗ヲ取候類
不少候間、厚現地ノ情実ヲ被為得、出張ノ將ニ不被任、
今日ヨリ

朝廷上実ニ戦地ヲ被為踏思食ニ而

鳳輦ハ何時ニ而も被為促、軍兵ハ只今ニ而も御繰出進
而後ヲ不願、退而不恐前四方ノ御兵備正整敵肅相調御
充実肝要至急之儀ト奉存候、

一移封之御沙汰ヲ被伝候にハ総裁ノ内ヨリ御一卿御下向

敵然

勅命ヲ被下度奉存候、

前条御決定ノ上ハ拝受

一甲鉄船御買入ノ儀大急務ト奉存候間、早々ニ御金策御
談判御入手ノ上直ニ海軍ヲ備、江戸海江碇泊為致置、
万一

敵命ヲ違背ノ色相願候ハ、則賊ノ軍艦四艘ヲ奪厚艦
ハ勿論回天・開陽有用ノ軍艦撰海江相廻シ、軍兵ヲ江
戸海ニ運送海陸一挙シテ賊ヲ碎クヘシ、且亦軍舟一艘
ハ越後江振向ケ奥羽追伐ノ官軍ニ一層ノ兵戎ヲ加ヘ大
ニ進撃スヘシ、

右之通御断決ノ実挙リ不申候ハ、寧江城其儘ノ御処

置ニ如サルベシ、幸ニ

御英断ニ而相調候得ハ御追討ノ詮相立

皇威振興被相迎儀と奉存候、頓首、

但総裁御一卿御下向ニ付而ハ、不肖之私奉恐入候
得共、皇国ノ御一事ニ候而ハ一死を以相尺度奉
存候間、御隨從被仰付候様奉拝願候、何卒也、

二候得共カ

〔表紙〕

大久保利通文書 十九

○ 一〇九 鴻雪爪宛書翰

朶雲拝見、爾来御安祥被成御座奉拝賀候、然ハ過日は遠方迄御出被下候へとも、乍毎失敬而已御高免所仰候、扱不存寄御品御恵投被成下、難有拝受仕候、自ら拝接可奉多謝候得共、其内御請迄早々頓首、

閏月十日

一蔵拜

雪心方丈

〔雪爪尊老

大久保利通

② 212

拜復

○ 一一〇 海江田信義宛書翰

尚御安康奉賀候、昨日は態々御入来忝奉存候、明朝ニ而も御暇乞参上仕度候処、其儀相叶ましく候付、何卒御海容可被下候、折角御励精有御座度所承候、兼而御咄申上置候事故、今更喋々と何も相弁し不申候、此品輕少ながら備御笑覧候、御叱留可被下候、時下御厭專要奉存候、此旨早々拝首、

八月廿七日

尚々何方へもよろしく御伝声奉頼候、長藏江御逢被成候ハ、小松家寄進之石燈籠以考よろしくたのむト御伝可被下候、

〔海江田君閣下

大久保利通

○ 一一一 石井邦猷宛書翰

〔石井邦猷殿

大久保利通

③ 983

封

至急御談申上候義有之候付、乍御面倒明日午前第八時過御入来被下度、此旨草々不具、

三月廿二日

利通

石井殿

〇 一一二 石井邦猷宛書翰

「石井邦猷殿

大久保利通

① 990

封

唯今より高輪江出懸候付、御閑暇ニ候へ、御出いかへ、定而御憤鬱も有之候半と存候間、此旨草々如此候也、

四月十日

利通

石井殿

〇 一一三 奈良原繁宛書翰

猶御安康奉敬賀候、然は御面倒之至奉存候得共、御談申

① 992

上度義有之候間、今朝八字比より御入来被下候得へ、別而仕合奉存候、此旨不願自由、早々拝首、

四月十三日

利通

繁様

〇 一一四 石井邦猷宛書翰

「石井邦猷殿

大久保利通

① 1119

封

明日午後四時半比より佐々木相招候間、御差支無之候へ、御入来相願候也、

二月廿六日

利通

石井殿

〇 一一五 石井邦猷宛書翰

「石井様

利通

① 1226

封

当詞

此天氣ニ而は高輪辺ハ頭出シ出来不申候間、本亭とイタシ候付、此方江御出可被下候、何時よりニ而も差支無之候、此旨草々、不具、

九月十七日

利通

石井様

〇 一一六 金井之恭宛書翰

① 1225

「□然

金井之恭殿

大久保利通

親斥

猶々就所勞御懇志被示聞辱、此度ハ格別之事ニ無之、御案被下ましく候、明後日ハ參朝之心得ニ候、

昨日は御紙面敬読、太田御採用之一条細々被示聞趣承知仕候、右無御拋御情実之由、則御請申上度候得共、此度地方官人撰之事ハ、分而鄭重相成、再三再応内評を遂、且熟考之上遺憾ナキヲ以内決ニ及候都合故、何分唯今之処ニ而否御答も難申上候、此内高崎県令も纏々以書面申越候趣も有之候付、折角勸考中ニ付、何れ追而何とか模

様御内示ニ可及候付、左様御承知可被成候、此旨貴酬如此候也、

九月十六日

利通

金井之恭賢台下

本文因循之御答、惣理衙門大臣之氣臭と御笑も難凶候得共、今般ハ廢官連も御承知之通ニ而、不得止之三字ニ関シ候モノ多々、別而困り果申候付、不惡御汲量是祈ル、○昨日檢印之上返付候廻議モノ、内、琉球裁判一条ニ付、琉官より上申之一書有之、右ハ少々見合度義有之候付、御差廻被下候様御願申上候、既に御達濟相成候得ハ無致方候得共、乍御面働早々御調見可被下候、

〇 一一七 石井邦猷宛書翰

① 1318

「石井邦猷殿

利通

至急

封

少々用向も有之候付、御差支無之候ハ、高輪の方へ御
入来被下度此旨、草々、拝首、

十二月九日

利通

石井殿

〇 一一八 前田正名宛書翰

「一田育種場

前田正名殿

至急

大久保利通

封

⑧
1558

昨日は都合能相済御同慶ニ候、扱御頼申上置候仏公使招
之事いかゞ之都合ニ候や、外々へ吹聴も不致候而不相叶
候間、一寸御尋申上候也、

十月一日

利通

前田殿

※ 一一九 岸良兼養宛書翰

「岸良兼養様
至急

大久保利通

封

爾後御疎遠に候処、愈以御安固奉敬賀候、扱遮而御談申
上度義有之候付、甚乍自由御出懸正院迄御立寄被下候得
ハ、別而仕合奉存候、此旨早々、拝首、

十二月廿八日

利通

兼養様

〇 一二〇 村田氏寿宛書翰

「警保之条

村田警保頭殿

大久保利通

封

⑨
1728

猶々御聞料有之候前、一応申上置度義も有之候、
昨日申上置候鹿兒島県警察費増額之義猶繼承合候処、表向
上申致候趣ニ候間、差出候上委曲御聞料有之度、仍而昨
日差上置候書類ハ御返却可被下候、此旨草々、拝具、

三月九日

利通

村田殿

○ 一一一 河瀬秀治宛書翰

③
1635

深川行之事ハ、来ル十六日午前十時より出張之管大藏卿
申談候間、左様御承知有之度、此旨草々申進候也、

三月十三日

利通

河瀬殿

〔表紙〕

大久保利通文書 二十

〇 一二三 得能良介宛書翰

② 215

今日も御安康被成御座奉拝賀候、昨朝ハ愚考御聞取被下、
為國家別而大慶仕候、尚亦御承知之旨も有之候御事と奉
存候間、少々御不快ハ御勉強御出殿相成候様万々御願申
上候、此段乍大略以書面早々奉得貴慮候、頓首、

壬四月十八日

「得能良介様

貴下

大久保一藏

」

〇 一二三 得能良介宛書翰

② 199

御安康奉賀候、昨日ハ御手紙被下候由別紙乍失敬前後相
替候方よろしくハ有御座ましくや、漫に御加筆申上御免
可被下候、伺

天機書附ハ加州江御廻相成候様御取計可被下候○関東事
情御書面之内孟陽丸御乗組申様ト有之候ハ、何方ニ而可
有之候哉○歩兵千人余脱走いたし候ハ、何方屯集ニ而、
何方ハ向き事相分候ヤ○板倉、近藤降伏等ハ日限相分候
ヤ、乍御面倒為御知被下候様奉願候、此旨早々、頓首、

四月廿一日

「得能良介様

大久保一藏」

② 一二四 得能良介宛書翰

御安康被成御勤奉拝賀候、扱先日より致承知候

御議定職之儀、兩日中にハ御沙汰可相成相考申候、就而

明日御参

内之事只今小野半左衛門と申人参候而預尋問、何も差究

通答難申入相答置申候へとも、明日之処ハ

○ 一二六 得能良介宛書翰

② 223

御所勞ニ而御不參相成候而よろしくハ有御座ましくやと
愚考仕候、御布告文今日成就ニ付、明日ハ相発可申候、
未惣体之処も御達不相成事ニ御座候、此旨貴兄迄早々申
上候、尚御勘考よろしく御願申上候、以上、

壬四月廿九日

「得能良介様
急

大久保一藏

○ 一二五 得能良介宛書翰

② 222

下坂之兵隊今日出立共御達相成候ハ、少御見合相成候
様御取計被下度、委曲之事ハ退出より出殿御示談可申上
候、此段不取敢奉得御意候、以上、

五月十七日

「得能良介様

急

大久保一藏

○ 一二六 得能良介宛書翰

② 223

一拜見仕候、吉井より返答之趣致承知候、就而今朝御出御
聞取可被下由、左様被成下何分爲御知可被下候、
御大事之場合心痛ハ無申迄事に御座候、然処兵機ニ致大
関係候事由、如何様之御談合とも難凶候へとも、外々江
ハ先ツ御談無之候様御願申上置候、此旨貴兄迄早々申上
置候、已上、

五月十八日

「得能良介様

貴下

大久保一藏

○ 一二七 得能良介宛書翰

② 228

今朝
御立御日限来月三日方ニ御内定ニ而ハ如何ト御示談申上
置候処、岩倉卿より何欵御都合向被為在候付 御日限ハ
何分
御沙汰可被為在候付、其内御差扣相成度トノ

御事ニ御座候、差向今日被差出候船手当方之事、三日方ト申合ニテ取計候様御達置ニ而よろしくハ有御座ましくヤ、兩日ニハ御達も可有之候付早々可被仰越候付、左様可相心得旨にて可然と相考候間、何分御評義にて宜舖御願申上候、決而寛に相成候訳にハ無御座候間左様御得心可被下候、尚御直ニ可申上候へとも其内早々形行申上候、已上、

五月廿七日

追而御面働之至奉存候へとも酒匂求馬早々参

朝候様、若私退出后ニ相成候ハ、弊宿へ参候様一封御出シ被下候様、書役衆へ御懸声被下候様御願申上候、金札拝借一条弥被仰付候筋に御座候へとも、就而此節願書ニハ二十万兩と申出、(由利公正)三岡大に不平にて直ニ突下ケ候と之事ニ御座候、小藩とハ乍申甚無面目次第、強腹千万に御座候、兎角取扱之者心得違之訳ニなし三万金丈ケ拝借相濟候様運にいたし申候而ハ無致方事に御座候、何方へ罷居候も不相分候付乍自由御願申上候也、

「得能良介様

急キ

大久保一藏

〇 一一八 ㊦ 「得能良介宛書翰」

② 267

尚々彼是御直談も申上度候へとも本文通之次第且昼夜客来等にて得寸暇不申候、夜ハ遅なり候而もよろしく御座候間、御出被下度奉願置候、

其后御安康奉拝賀候、然ハ今度兵隊江時服料被下等之事ニ付、兵隊小荷駄方辺より督府江申出、御金申下ケ詰會計方ニ引合なしニ被下方等取計之次第ニ付、内田仲之助段々存慮之趣有之、一昨夜相談承申候、同人所存之処選近役場被差出置候付而ハ一応ハ引合も可有之事、無左候而ハ追々余多之兵隊も着不并之次第有之候而も不相濟云々之趣ニ付尤ニ相考申候、就而別紙之通今日右形行及議論候と之事申来候、約り小子方へ参候と之事御座候処、一昨日同席大木民平着ニ而

御着輦之上御発令等之御手順其外万端取調之御用にて今日ハ早目退城、彼方へ出会之約束いたし置、迎も差懸り

たる御日期寸刻モ延、バシ候事不相調候、仍而甚御面働なから貴兄内田方へ御出懸被下、よろしき様ニ御裁判被下ましくや、御案内通おぢさませき上ケ候性質ニ而争論かましく成候得ハ、兵隊ハ又勝誇りたる気味も有之、一体之人氣細マカナル規律共ハ願もせぬといふやうなる情に候得ハ、必折れ合六かしく相考申候間、其間之処、宜を不失、彼も承服いたし候様取計極可有之間、偏ニ御願申上候、幸肝付郷殿なども関係候哉ニ被聞候間、貴兄より御談被成候へハ必得心可有之奉存候、小子ニも実ニ左様不得止次第ニ而、幸に貴兄御出ニ而大に力を得候付、早々申上越候次第ニ御座候、余人江ハ難申候へとも、当分ハ万般之御用筋御着輦に就而ハ色々心配之条々ハ不少、中々前条之如小事を承居候而ハ間ニ遇候丈ニ無御座候付、情実御憐察奉万禱候、呉々も可然御頼申上候、此旨早々如此御座候、頓首、

十月十日

追而内田氏江ハ今日無拋用談ニ付、大木方へ參候付、

貴兄江申上越候次第も有之候付御談被下度、是非承候儀も有之候ハ、明朝ニ被成下度段返答いたし置候間、左様御承知可被下候、

〔表紙〕

大久保利通文書 二十一

○ 一二九 得能良介宛書翰

拝見今日ハ云々被仰聞承知仕候、馬差支ニ而御歩行之由甚御迷惑と奉存候、内田拝借馬も有之、二疋位ハ御心配ハ出来不申候や、何卒相并らへ申度事に御座候、何れ昼時分ニ相成可申候間、御傍見可被下候、此旨早々拝首、

廿六日

追而別紙隨ニ落手仕候、

「良介様

一藏」

③ 1799

⊗ 一三〇 裏書

裏書御免

玉著拝見、別紙落手仕候、明日

御出旁ニ付、御示談申上置度候付、今晚御閑暇候ハ、鳥渡御入来被下候得ハ別而仕合御座候、比旨乍序、御願申上候、百拜、

⊗ 一三一 裏書

裏書御免

拝見、通路云々之事委曲承知仕候、報知之上逆も六か鋪候ハ、いたし方有御座ましく奉存候、今晚ハ岩君へも色々用向も有之候付参り可申候、晚迄ニハ報知之者罷帰候半、彼方へ為御知被下度奉頼候、懸而之事ハ大に間違候事も有之候付、細御糺シ可被下候、明朝早目出勤候事ハ奉畏候、此旨草々、百拜、

○ 一三二 得能良介宛書翰

拝見別紙何も異存無御座候、御代官ハ知府事・知県事之

③ 1683

名目ニ相成居候付、御取調可被下候、為御心得此段申上候、以上、

六月三日

「良介様 一藏

御答

〇 一三三 ⑨ 「得能良介宛書翰」 1797

猶御安固奉賀候、扱先日粗御咄申上候御近隣吉田清藏事、近日中家内引越ニ而赴任之趣承申候、就而ハ小生より相談仕候而も宜ク候得共、返而遠慮も可有之候付、甚乍御面働、老兄より御試ミ被下候得ハ別而仕合ニ御座候、此旨乍自由以寸楮御頼申上候、拜首、

八月十九日

猶々十八日方より出発とか申事故、可成速に御懸合被下度奉頼候也、

〇 一三四 得能良介宛書翰

⑨ 1614

益御安固奉拜賀候、陳ハ年内御遣被下候御製造之紙試毫候付、供御高覧候、尤上等支那製二枚相認差上候、書之御看定ハ無覚束候得共、紙之工拙御分り可有之候間、御比較被成度候、此旨草々拜首、

一月十二日 利通

得能賢台

尚々先日は御尋被下辱未御無沙汰御免、近々御引越と承候間、其上と因循致居候也、

〇 一三五 得能良介宛書翰 ⑨ 1793

拜読明日は差支有之、明後日ハ三字比よりハ差支無御座候付、出頭可仕候、此旨拜復まで、草々拜首、

四月十三日 利通 得能様

〇 一三六 得能良介宛書翰 ⑨ 1794

猶御安靜奉賀候、扱明日参堂可仕御約束申上置候処、無抛云々致出来、乍残念難罷出候ニ付、何卒廿日後ニ御延

引被下度、五代・寺島江ハ小子より形行通知可致候、折角之御催ヲ御氣之毒ニ候得共、不得止次第ニテ何も拝表可致陳述候、此段御断申上度、草々如此御座候、頓首、

四月十四日

利通

得能尊台下

○ 一三七 得能良介宛書翰

⑨ 1691

今朝ハ御尋被下忝奉存候、扨明日御差支無御座候ハ、十二時より御入来被下度、若御練合六ヶ鋪候ハ、三時頃より高輪之方へ御入来被下候様御願申上候、此旨草々奉得御意候、拜白、

四月廿日

利通

得能様

猶々何分御返詞可被下候、

○ 一三八 得能良介宛書翰

⑦ 1202

益御多祥奉敬賀候、扨出旅前キヨソネ氏より画額一面送与ニ預、則一礼可申入筈之処、出立前別而多用其儀不相

調、帰京後も罹病旁ニ而今日迄延引仕候、仍而些少之至ニ候得共、国産二品進呈いたし度、一先貴兄迄可持上候付、宜御取計被下度乍御面働御頼申上候、折角之厚意ニ対し等閑経過候義不本意千万、其辺可然御致意被成置可被下候、右御頼迄草々、尚面上可奉謝候、拜具、

八月十一日

利通

得能老台下

○ 一三九 得能良介宛書翰

⑨ 1798

猶御安固奉敬賀候、扨過日御咄有之候獵銃五代江相咄候処、誰ソ所望之人可有之候、一見可致と之事ニ候、未外ニ御遣無之候ハ、同人方へ御持セ被成ましくヤ、多分同人相求置候積欵と被察候、此旨草々拜首、

十二月廿七日

利通

得能賢台下

大久保利通文書 二十二

官書記の見当として

被申遣候処右同人を御国より被差登候由、今般帶刀殿出府にて既ニ近々出府いたし候と之嘶承候、只今四人之者被免候而又々如キ之者被差出候而は、前門虎を追而后門狼を養ふにひとしく、実以不堪歎息候、間に遇候ハ、是非大坂迄にて御喰留、篤と形行を以御国元江御申越御差下シ被下候様御取計可被下、分而御願申上候也、

右就幸使用向而已、早々頓首、

十一月四日

大久保拜

得能君
侍史

一 僕事早々上京可仕候処、今般大宮駅氷川社御参詣供奉被仰付、帰府仕候処

岩輔相卿御病氣于今御参仕無候、且亦庶務繁遽、尤吉井も着府有之、同航之約束いたし、来ル十日比当地発足横濱出帆之含候間、中旬中ニハ無別条候付、其内は是非御待居可被下候、尤於当地御示談申上候件々、尚吉井とも及談合候事も有之候付、旁御打合いたし度候、此内外国

○ 一四一 得能良介宛書翰

② 272

尚々便宜之折ハ御国元之御模様共、時々為御知可被下候、

拜啓御安康被成御在職奉恐賀候、次ニ僕無異相勉申候間、御降慮可被下候、扱御堅約申上置候へ共終ニ御差留相成上京相調不申候、其情実吉井より御聞取可被下候、小松

君にモ殊之外御塩梅不宜、一応帰国保養御暇相成、却而御同人早々ニ御引取之都合ニなり申候、誠ニ御破約之姿ニ属シ御立腹モ難凶候へ共、不悪御汲取可被下候、賊艦北地暴動之拳相達、且岩輔相御所勞中不一方御心配にて、御喰留ニ付而はさすかニ難去情念モ有之申候、乍去御約束之事故来月中にハ是非御暇申上候含ニ御座候、将亦御談合申上候件々篤と吉井江遂示談置候間、万端被仰談御尽力之程奉祈候、御国之事ハ吉井も一はまりやろうと申事候間、幸伊地知も帰国故此兩人一憤発有之候得ハ、必(伊地知正治)西入道モ引立候事相調可申目算イタシ候、此事出来候得ハ国事ハ不足憂候、

○中井弘藏事ハ於爰元御談申上候通再度御差出無之候而ハ相濟不申候、宜鋪御取計可被下候、同人より戰爭图等内献之含之由、貴兄迄御頼申上具と之事候間、是亦よろしく御頼申上候、同人ハ手綱ヲ引しめ御スル人アラハ大ニ用ハナシ申候、夏中彈藥御買入金策ナト大ニ相働申候、○御頼置之金刀相調吉井江相托候間御落手可被下候、随分克出来御秘藏可被成候、小生のも出来懸御目誇り候賦

候処いたし方無之候、御憐察所仰候、日々六ヶ舗事のミ大かた日暮ニ退散、堪ゆれハ堪ゆるものと感心いたし居候何御遠察可被下候、先右御断旁申上度如此御座候、万端吉井より御聞取可被下候、早々頓首、

十一月十四日 一藏

良介様 待史

○ 一四二 得能良介宛書翰

③ 344

一翰拝啓、時分柄弥以御安祥被成御精務奉拝賀候、随而小子碌々相勉居候間乍憚御降慮可被下候、此内度々御投翰被成下忝拜見仕候、則御答も可申上候処多端にて失敬仕候、御免可被下候、扱函館も弥先月十八日及平定、追々凱陣相成御同慶奉存候、

一両御殿ニも此度格別被為蒙重賞奉大慶候、爰元先無事之姿ニ相成候、函館平定にて内地ノ人心ハ格別方向も相定り可申候、版図返上之事も近々御運可相成候、京州より下り候処承候より実ニ危殆之姿ニ而如何之結局

ニ立至り可申哉と懸念仕居候処、先今日迄ハ持答ヘ此末之処誠ニ御大事ニ御座候、就中樞幣之事晋ク流通と申訳ニ不至、実ニ治国ノ根本タル會計ノ基本不相立候

テハ万事致方も無御座候、段々此度御下問等にも相成

申候、就右内田近々^(内田政廣)帰国相成答御座候間、着之上御聞

取可被下候、

一西郷ニも不凶東着ニ候得共、是非函館江參ト之事ニ而

出張相成候、就平定直様帰国之由万事御聞取可有之、

御賢息様も無異御帰着御一同御安心之筈と奉歎察候、

右就幸便拜答而已、早々如此御座候、桂家江一封差

上申候間御聞取可被下候、頓首、

六月四日

大久保一藏

得能良介様

追啓

甚以自由奉存候へ共、岳飛并范託仁石刻摺上ケノマ、ニテ宜ク御座候間相叶候へ、御申受、早便より御登セ被下度御願候、段々被望候付、推而ハ申上兼候得共、御願申

上試候、其元如何ニ候哉、当方此比ニ成却而雨天多く氣候別而不順ニ御座候、未夏服ハ用ひ不申位に御座候、時下折角御厚護專要ニ奉折候、不意、

○ 一四三 得能良介宛書翰

① 1611

益御安固奉拝賀候、陳ハ九州臨時裁判所ニおひて中原以下取調關係之中山・河野之輩糺明之上作為之始未判然いたし、過日処断相成、就而昨日岸良江面会之処右口供有栖川宮より各県令江心得達相成答ニ而、活版之義、台^こ江江依頼いたし候と之咄承候、右之事件ハ西南暴動之原因ニ而是非明白相成度希望之処、今日之運ニ相成候事ハ国家之大幸ハ不及言、第一ニ迂生等に至別而大幸之次第に候、可相成ハ年内ニ各県令等江御達有之候得ハ都合宜クと存候間、年内ニ是非出来候様不堪至願候、節季ニ切迫之事故、必通例之義ハ休暇相成答ニ候得共、右之事柄ニ候間、特別ヲ以御働かせ之御勤考相調候得ハ無此上候、迂生より申上候も少しく筋違に候得共、昨日岸良より承り候まゝ此旨突然御願旁早々如此候、拝首、

十二月廿八日
得能賢台

利通

〔表紙〕

大久保利通文書 二十三

○ 一四四 吉井友実宛書翰

③—346

今朝羽侯兵士某入来、外国船先月廿日ニ鹿児島江致着、直ニ翌廿一日出帆ニ而右江便船ニ而参候と之事也、いぢゝも公議人被仰付、同日ニ出立、長崎江参、それより西京江一往参候而祇園共見物いたし候而東京江出ルトノ事、鑄錢も御止ニ相成候旨先御互ニ安心ニ御座候、西郷ハ伊作江温泉中何事も藩内寥々たる事と被察候、中村より伝言等も有之候也、右早々如此、敬白、

六月六日

追而雅先生も入来御出懸いか、

〔吉井友実宛〕
三峰盟台

甲東

白峰駿馬

○ 一四五 吉井友実宛書翰

③—442

朝廷江御呼出シ、於政府垂国其外事情御聞取可相成と之事ニ御座候、居所等不承置相分兼候間、乍御面倒明日十二字比より参、朝相成候様御通被下度御頼申上候、尤小子ニハ明日不参仕候間、(高行)佐々木迄にても参、朝之旨名札ニ而も差出候得ハよろしく御座候、此旨早々頓首、

五月八日

尚々御請之有無何分爲御知可被下候、

〔封〕

吉井君

用事

大久保

○ 一四六 吉井友実宛書翰

③ | 458

今朝は只今より廣澤江参示談之筋に御座候間、十字ニハ
婦亭仕候付、其上尚御高論拝承可仕候、先日已来廣澤所
存も有之内談承居、兎角此度ハ両様判然之療治を下シ不
申候而は相済不申、尚拝上ニ讓、匆々頓首、

六月廿一日

「
」

吉井兄閣下

要用

利通

「

○ 一四七 吉井友実宛書翰

③ | 1693

今日は此方江御入来被成ましくや、岩下氏江も申進置候、
此段早々頓首、

七月十四日

「封

吉井様

大久保

○ 一四八 吉井友実宛書翰

④ | 520

米田等ハ今日ニ延引、退出より可参と申遣候間、御同行
可仕候、此旨早々頓首、

十月四日

「
」

吉井君

大久保

○ 一四九 吉井友実宛書翰

④ | 538

大坂行弥明日より御発程相成候や、彼是御咄も申上置度
候付、今日御退出より御来賁奉待候、此旨早々、拝首、

閏月五日

利通

吉井君

○ 一五〇 吉井友実宛書翰

⑦ | 1112

今日岩公・徳卿御出ニ候間、四字比より御出被成ましく
ヤ、此旨早々、拝首、

二月七日

「封

吉井様

利通

過日來之建野一條も未御決着も不相付甚殘心不少候、余
拜眉可申上候也、

十一月廿日

利通

○ 一五二 吉井友実宛書翰

⑦ 1125

吉井君

別紙之通申參候、明日は緩歩之方ニ被成候ヤ、左候ハ、
相断可申候、早々頓首、

三月二日

「封

吉井様

大久保

○ 一五二 吉井友実宛書翰

⑧ 1593

敬読、水戸邸書画一覽之義山口江御咄被下、何時ニ而も
差支無之と之事候由、此三兩日ハ差支有之候付、其後相
願可申候、扱武官兼勤侍補之一条昨日岩公より御伺相成
候処少々御異論有之由、仍而猶委細御申上相成度御談致
置候、乍去御拒ミ之訳ニハ決而無之候、如此事件ハ兼而
侍補之心得ニも相成事と存候付、乍序御内示申上置候、

〔表紙〕

大久保利通文書 二十四

※ 一五三 吉井友実宛書翰

拜見、今日は段々御苦勞奉存候、隊長より罪ヲ蒙ルト申事候得へ、迎も致方無之、形行ハ岩卿江可申上候、殊ニ輔相亭江 御呼出され重疊御迷惑御氣之毒ニ御座候、小生ニも夜分克キ節句ニ逢申候、此旨早々頓首、

六日

追而氷進上候間暑サ御止可被成候、

「メ

吉井幸輔様
キ早々

大久保一藏

○ 一五四 吉井友実宛書翰

昨日は参上可仕山々相考候へ共、段々客来等有之其儀不相叶遺憾ニ御座候、雅物滞留ニ候へ、今日二字後此方へ御遣被下度、此旨早々頓首、

十四日

「メ

吉井兄

大久保」

※ 一五五 吉井友実宛書翰

別封相達候間差上候也、

三月十三日

「封

吉井民部大丞殿

大久保利通

別封入

○ 一五六 吉井友実宛書翰

⑨ 1776

鎌藏被參候間、此方へ御出懸被成ましくや、閑所も有之候付御同道可申上候也、

五月廿六日

三峰君

甲東生

○ 一五七 吉井友実宛書翰

⑨ 1784

張旭之一卷鳥渡御借用被下度奉願候、少々習らひ見申度御座候、決而わやくハ不申上候、此旨早々頓首、

十一月十三日

幸輔様

貴下

一藏

○ 一五八 吉井友実宛書翰

⑨ 1772

御隙ニ候ハ、きじ橋牧馬方へ御遊歩被成ましくや、

二月廿一日

大久保様

吉井

(裏書) 御免

承知仕候、只今来客中ニ候間、相濟次第御供可仕候、御立寄可被下候也、

即刻

吉井様

大久保

○ 一五九 吉井友実宛書翰

⑨ 1773

今朝伊藤方都合ハいかゝに候ヤ、模様次第第二木場より辞表差出候筋に早々為相運可申と存候、鳥渡御尋申上候也、

四月七日

吉井様

大久保

◎ 一六〇 吉井友実宛書翰
兼而参候大工何と申候哉、名前為御知被下度御願候也、

四月十三日

「メ

吉井様

利通

○ 一六一 吉井友実宛書翰

⑨ 1779

今日は十一字より公使館江参、帰懸中井江立寄之約束致置候、別ニ御趣向無之候ハ、御出懸被成ましく候ヤ、早々頓首、

八月十一日

「メ

吉井様

大久保

○ 一六二 吉井友実宛書翰

⑨ 1774

伊知地一条今日可申上含候処、猶又相考候ニ昨夜ハ醉中

之由候得ハ、若其時ニ至否申立候様有之候而ハ甚不都合之次第ニ付、為念今一応御推シ詰置被下、弥無相違得心之事候ハ、其上條公江申上候様可致此段草々拜首、

五月三日

友実様

利通

○ 一六三 吉井友実宛書翰

⑨ 1777

今朝無抛来人有之少々遅刻ニ及候間、御先江御出居可被下候、此旨早々拜首、

六月二日

「封

吉井様

大久保

○ 一六四 吉井友実宛書翰

⑨ 1780

拝読、別紙一覽返上仕候、夕六字より出懸可申候、此旨早々頓首、

八月十七日

友実様

利通

〔表紙〕

大久保利通文書 二十五

※ 一六五 覚書

一 海江田江示談ノコト、

但北前野 一条

京都御処置 一条

一 政体ノコト、

一 府県ノコト政度ノコト、

一 兵制ノコト 一政体、

※ 一六六 〔貼〕「黒田家沙汰書」

当今御一新ニ付而は追々被仰出候御旨趣も有之、不容易御場合候間

御趣意を奉戴し

王事勤勞可致之処、其藩儀先年来家来之内混雜之次第有之、即今ニ至正邪不分人心不穩由相聞、別而如何之至ニ付早々取調、判然加処置、国内一定之力を以此上可尽忠勤之旨

御沙汰候事、

○ 一六七 〔貼〕「賞典禄奉還に関する上

書」

③ 436

昨秋米穀不登、方今ニ至窮民不少非常ニ斃候者有之段、追々伝聞仕、実以痛心之至ニ御座候、就而は被下置候御賞典残半高奉納之儀、昨冬奉願候処、不被及御沙汰旨拝承仕、再三奉願候も不堪恐縮候得共、何分不容易凶荒、此未之処も案煩仕、乍聊難然止至情ヲ以、猶又奉納仕度奉懇禱候、恐惶頓首、

四月二日

御附紙

賞典之儀已ニ昨半年高返納被

聞食候処、尚又残半高献納再三懇願之趣、全至誠之

所致神妙之至被

思食候、就而は乍

御不本意願之通被

聞食候事、

※ 一六八 ㊦ 「建国体裁の論」

一建国体裁ノ論四冊共熟覽ニ及候、其論スル所事理判然、

其条目ハ百端ニ立言アリトイヘトモ、要之ニ大信大義

以テ其軸ヲ固フシ至衆力ヲ必合シ、名正事順天下禦ク

コト能ハザラジム、將又英雄ノ手段ヲ以テ是ヲ成ス乎、

公明正大ヲ以是ヲ成ス乎、一途ノ目的確定シ先以因循

ト姑息トヲ離レテ、

朝廷御自反先務ノ事ヲ急ニト申候趣旨ト存候、

但

本文御目的ハ如何様被為立候テモ、政府ノ基不立、

今日ノ儘ニテハ有名無実寸益無之、仍テ先大信大義

ヲ体トシ公明正大ヲ目的トシ、不可奪ノ御根本被為

立、先一事ナリトモ其実ヲ被挙度、大信ノ大信タル

モノ別冊詳ニ論之、其実ヲ挙ルノ件々左ニ両三ノ急

務ヲ掲候、

※ 一六九 覚書

明日例刻参集之義、條公御参有之候ハ、御談之上各参

議江通知之事、

大隈参議昨日ハ風邪ニ而不参ニ而候間、明日ハ遮而御評

議之義被為在候而、例刻参集之義別段御達有之度、若不

参ニ候とも同人ハ此内御談之上異論無之と之事候間差支

無之と愚考仕候、此上延引相成候而ハ彼是都合ニ相拘り

候間、明日ハ是非御評議相成候様仕度候、

○ 一七〇 ㊦ 「岩倉公宛覚書」

一政体規則大ニ御取調ノコト、

- 一井上申立云々、
- 一人撰登庸御見合ノコト、
- 一三藩召兵隊兵食等ノコト、
- 一海陸軍分局ノコト、
- 海軍少輔吉井云々ノコト、
- 一斗南藩云々ノコト、
- 一甲府県大参事柴原申立ノコト、
- 但阿波兵召云々、
- 一黒田内願ノコト、
- 一岩下内田云々同断、
- 一春日世古云々召、
- 一鹿兒藩上納金コト、
(島脱カ) (脱カ)
- 一府藩県大号令ノコト、
- 一榎本ノコト、
- 一酒釀ノコト、

○ 一七一 覚書

④ 記官

④ 1706

書記官

田辺少丞 (太二)
 塩田三郎
 福地源一郎 (後編)
 何禮之助

柴田大記

小松济治

川路簡堂

今野
 米田桂次郎

大蔵省

田中戸籍頭 (光頭)
(邦之助)
 阿部潜

④ 司法省
 法

中野剛太郎

④ 兵部省
 部

山田市之丞 (充カ)

文部省

兵 宮 司 工 大 □ □^外

○
□^廟
□^岩
〃 井上^(憲)
〃 伊藤^(博文)
〃 後藤^(兼三郎)
〃 佐々木^(高行)
安場
山縣^(有朋)

大輔
寺島^(宗則)
〃 伊集院
〃 西郷
山尾^(蕭三)
穴戸^(璣)
吉井^(友実)
川村^(純義)

一七二 覚書

外務

□^工 部省

宮内省

野村治之助^(増力)
肥田濱五郎
香川敬三
村田新八
田中国之助^(輔)

⑨
1706

租税寮
戸籍
勸農
出納
記録
正算
紙幣
駅遞

一七三 覚書

文
副島
○ 旧参議
○ 参
〃
〃
〃
〃
○ 律法調掛
江東
津田
勝
西
彦根谷

統計

宮繕

次郎殿

石崎江答ノコト、

○岩公江画図面写十五日迄差上候事、

○授産方云々ノコト、

○ 一七四 ⑤ 「岩倉公襲撃人名覚書」 ⑤ 1700

武市熊吉

島崎直方

山崎則雄

武市喜久馬

四名昨夜及捕縛^{④候旨} 警保寮より申出候、

○ 一七七 覚書

四等相当

二百円 大書記官

五等相当

百五十円 權大書記官

六等相当

百円 少書記官

七等相当

八十円 權書記官

奏任以上

八等

六十円 一等屬

九等

五十円

○ 一七五 覚書

一小子支那行之事、

一(兼前名)大山岩之事、

一伊地知・黒田之事、

一山縣之事、

○ 一七六 覚書

○広業会社云々ノコト、

④ 1736

④ 1712

④ 1750

五十円 二等属

十等 四十円

四十五円 三等属

○ 一七八 ㊦ 「前島密へ協議事項の覚

書」

⑤
1473

前島少輔へ

一 鹿兒島県外国人雇解放

小野修一郎ノコト、

一 草莽新聞ノコト、

一 船越衛ノ進退ノコト、

一 境県巡查八百名募集ノコト、

一 福岡県書記官云々ノコト、

一 鹿兒島県

⊗ 一七九 覚書

三笠運簡ノ事、

甲地 河内ノ事、

力食社資金ノ事、

松平御暇願ノ事、

⊗ 一八〇 覚書

不瀧 置賜 青森

右船越

宮城 磐前・福島

扣

□ 森 水津 岩手

右野村外務五等出仕

北越

敦賀 石川 新川

筑广

右 王禮 松平

小倉 福岡 佐賀

長崎

右 中村權大夫

鹿兒島 宮崎

□川 大分 三潞

西京 大坂 奈良 堺 兵庫

右 石井

中国

□广 岡山 小田

廣島 山口 濱田

□條 島根 鳥取

□岡

右 木梨

□田

若山

名東 香川 愛媛 高智

右丹羽司法少丞

※ 一八一 覚書

ふとふノ事、

勸農局江

岩公下邸御出之事、

藏吉江

雲州邸云々ノ事、

岩公

※ 一八二 覚書

学区取締

石川弥一郎

吉田市十郎

竹井澹如

○ 一八三 覚書

巴里博覽会費掛

ノコト、

寮林

地理 費用

ノコト、 貸借

大藏卿江

一松山県庁云々ノコト、

大山江

一開拓使 西村実陽同居

鹿兒島県士族 雪沢三之ノコト、

○ 一八四 覚書

一雇人之事、

一熊本電信之事、

一重野江歴史掛ノ事、

一五代江雜志ノ事、

一富田三藏、

○ 一八五 覚書

琉球人云々ノ事、

一岩村権令岐阜・長野両県之間江転任内願之事、

一前山精一郎警保寮七等出仕之事、

内心云々之事、

一酒田県云々紙幣大属藤田氏より承知之事、

③ 1739

一起多一条川路ヨリ云々承候事、

大木江示談之事、

一森長義之事、

一兵頭ノ事、

一岩村之事、

一國貞通信

本十等出仕

一富田三藏

静岡八等位

一高橋精一

一文部省五等出仕

西潟 訥

参事権令

一外務七等

岡田好樹

一歴史課ノ事、

正院

一杉亭二

③ 1725

○ 一八六 覚書

東京府朱引内郡長

内國債云々ノ事

③ 1650

楠元病院云々ノコト、

蚕卵紙云々ノコト、

琉球行船ノコト、職

郡長職制云々ノコト、

八十円ヨリ多ナカラス云々ノコト、

小学校学資金□勸業資金

川崎祐名ノコト、

司法卿江千葉県訴訟 大審院 □

○ 一八七 覚書

地方会議期限ノコト、

伊地知建言ノコト、

湯治御暇日数

吉原へ廿一日吹聴云々ヒットマン・リセンハル □^②ノコト

延遼館ノコト、

精養軒ノコト、

内藤新宿見分ノコト、徳大寺江坊城殿江尋問

③
1650

〔表紙〕

大久保利通文書 二十六

○ 一八八 岩倉具視宛書翰

④ 613

尚々三岡之一書御手近江被為在候ハ、御返奉願候、

拜啓仕候、兩日暑氣至敵ニ御座候処益々

御機嫌克恐悦奉存候、然ハ御多端之砌甚恐入候得共、昨

夜来中暑腹瀉仕、參 朝難仕御座候間、何卒御有恕被仰

付候様奉願候、

一大田黒小参事辞表差出、就右一昨日米田・安場より内

情承候、知事にも是非差留度所存ニ候得共、頻に申立、

殊に此節 朝廷より云々之事も有之、且於藩兵隊組替

等之事同人江委任いたし置、是も十分ニ参兼今一応着手仕候得ハ、段々差障も有之頗ル斟酌之様にも有之、旁申立候得共、知事ニおひてハ益任し候賦、乍去一函ニ申張、此上ハ無致方

朝裁ニ任セ候外無之と伺出之筋に相決候由、仍而右之情実御聞取被下、宜舖御評議奉願度と之事ニ御座候、
条公就御遅参小臣参

朝之上御談申上、辞表差留加説諭候様、御沙汰御運相成候様可取計、今朝御紙面承知仕候得共、前条通不参仕候間、若条公御参

朝迄に伺出相成候ハ、宜ク御取計被成下度奉願候、
一西郷信吾昨日帰府先彼地も静謐之由ニ御座候、乍去下々之処ニおひてハ情実も有之由ニ御座候、却而米藩之方表向謹慎へいたし居候へ共、是も下之処ハ少々ハ動キ候模様之由ニ御座候、尤模様次第ニハ井田より神速報知致候様示談致置候由ニ御座候、福岡人撰之処大田黒過日も申上候通御請六か舖、是非外ニ御調相成候様祈願仕候人を得ずして処置を失候得ハ

朝權之興廢ニ相拘候事ハ無申迄、今日に相成御人撰不

相調それかため御猶予相成候得ハ、かならず誹笑を免

れ申ましく、即今知事免職等諸方より願立候折柄、終

ニ其人ニ御込り此方より却而御頼被成候様ニ相成候得

は、凡而輕侮を請水泡と相成可申候、能々御注意なく

んハあるへからず、例之過慮とハ奉存候得共、誠ニ御

大事ニ關係仕候付、難默止再応申上候、

一橋爪之事ハ昨朝承候処何も心ニ懸り候事無御座、何卒

取糺具候得ハ仕合之由、乍去却而御面働相成御為不相

成候得ハ、断然掃蕩被仰付候而も、初発より決心之事

ニ御座候間、甘んして歸り可申と之事ニ御座候、委曲

承候得ハ段々情実も有之趣ニ被聞申候、仍而過日申上

候通当地ニ而致取調形行書面を以早々可申出と、民部

省より附札ニ而相下ケ可然欵と奉存候、別紙ハ返上仕

候間、若民部より御催促申上候ハ、可然御取計奉願候、

別段急不申候ハ、巨細之御咄御直ニ可奉申上候、

一長知事も昨日横濱江着之由、仍而今日ハ御出府可有之、

左候得ハ杉江之談も相調可申と奉存候、

右申上度如此御座候、誠惶、

六月十二日

利通

岩倉公

○ 一八九 岩倉具視宛書翰

「岩倉右大臣殿

御親展

大久保利通
上置

一今日南ノコト、

封 一フルベッキノコト、

一今日東伏見宮始メ

山県等ノコト、

別冊二通一覽之上返上仕候間、御落手可被成下候、

一樺太經界論寺島より承候得ハ、魯公使承知不致、是非

十日を限り大体之御旨趣承度とか申事ニ而未決にて相

別れ、就而同人勘考ニハどれ丈ケか継キを取候而ハ

不都合ニ付、右經界論之義は初発より副島關係手續も

熟知之事ニ有之候間、同人江經界論之取調掛り被仰付、

其訳を以公使江談判いたし候ハ、安心可致と之事ニ候
 尤非官にて左様之事ハ各国におひても例も有之義にて
 少も差支有之ましく云々承候、尚愚考仕候に是非共此
 談判ニ付而ハ、樺太混雜之裁判事件より談判結局相付
 其上経界論に涉り候順序ニ無之而ハ決而不可然、仮令
 魯公使折合不申候而もそれは致方無之、畢竟同人ハ一
 身之功名心を以種々論を立、是非同人之力を以樺太全
 島を有せんと之意底ニ而、大に其功を奏せんとするハ
 顯然タル事ニ被考候、仍而一応御評決之通使節を差立
 其談判に及び候処ヲ以押切候外無之と愚考仕候、しか
 し寺島一己之考を以副島にても被差立候事ニ多分可相
 成、(てあろう)ぢやろふ位之事は私談いたし候事ハ差支有之まし
 く欵と奉存候、今日其掛りとか何とか被仰付候而も同
 様之訳に御座候、尤即今之場合ニ而右通被仰付候事ハ
 今朝も御咄申上候通、愚存ニハよろしく無之と奉存候、
 余りに彼魯公使ノ鼻息を伺ふて談し候様にてハ甚宜ク有御
 座ましくと為御参考愚考申上候間、猶御熟考可被下候、
 一久光云々之事猶勘考仕候処、畢竟建白之事よりして使

節帰朝迄相待候様と之事ニ相成候行懸りニ有之、然処
 右建白之ヶ条之内兵式之事・学制之事・服制之事此三
 ケ条は既に條公より行れ兼候趣ハ、御申聞相成候上帰
 県之御暇願出候時宜ニ相成候処より、何分使節帰朝迄
 は相待候得と遮而御留メニ而、只今迄延引いたし居候
 事ニ御座候、就而此節も同様之義を御申聞有之候得ハ、
 必ス帰県之事を申立候半と相考、申候由而ハ何とか前
 条之手続を以辞柄相立候様に無之而ハ、又々御配慮相
 成候義に立至ルハ必定に有之候間、猶又御熟考之処奉
 願候、右は全ク久光之進退に拘り申上候訳には無之、
 能其筋を御立テ仮令ハ帰県にても願出候節ハ、御頓着
 なされぬ丈ヶ之御決定ハ相付居不申候而ハ、其時に相
 成又々御説得とか何とかいえる事有之而ハ、誠に御不
 都合と奉存候処より念を押し申上候付、其段ハ御了得
 可被成下候、

一今日ちらとボリス混雜之事木戸書中に有之候処、大木
 参議帰り懸立寄り話中、弥警保寮権助川路坂元等連名ニ而
 建白書差出候ニ相違無之、右は全ク別論にて今度牧村

を特命にて御解放相成候事件、次にハ近衛兵解隊之義、何等之故ヲ以非役になして御返し相成候や、甚難得其意、其弁解を拜承いたし度と之旨趣なる由に御座候、序に形行申上置候、土州論も粗御咄申上候通、是非規律を立ツルと之一派も辞表差出、今日五十人位先同様之処置ニ而非官ニなしたる由に御座候、

右申上度如此御座候、敬白、

十一月十二日夜

利通

具視公閣下

○ 一九〇 岩倉具視宛書翰

「メ

岩倉右大臣殿

大久保利通

拜復

「

尚々昨日土方江申達置候付、則御廻申上候事と存、尚又可承候処、同人今日ハ司法省出席不参に付相分り不申候付、若相廻り不申候ハ、早々土方江懸合

候様可仕候、

拜読仕候、海陸両省生徒之事、既に陸軍省よりハ過日差出候付、判然相分り居候、海軍省より昨日史官江差出候由土方より申出候付、神速閣下江御廻申上候様申入置候付、御落手相成候事と奉存候、此義別段両省打合ニハ及不申と愚考仕候、

一黒田より申立北地植民一条ハ、凡見積書過日差出有之候付、弥五千人移住被仰付候ニ決定候ハ、先伺之通被仰付候旨御指令相成候而可然、其上委曲之方法ハ取調差出させ可然、概略五千人を三か年ニ而移住させ、其費用六十万円之積と存候、左候得ハ一か年二拾万円ニ及可申候、黒田より建白候趣意は、大蔵省より借入金百四十万円、年々元利払戻相成候株を其まま据置、植民并に軍艦之方ニ振向度と之趣に候得共、云々申立之趣ハ御採用難相成候、五千人植民之儀は申立通被仰付候付、費用之儀別途ニ御渡可有之、尚精細方法取調可申出と御達ニ而宜舗と奉存候、右黒田之書面御手元江有之候ハ、今一応一見仕度御座候、

右拝答のミ如此御座候、頓首、

十二月十九日

大久保利通

具視公閣下

尚々定而御承知被為在候半、鹿兒島分営去ル七日焼
失之由、昨日電報有之、未委細之儀は相分不申候、
序に申上候、

大久保利通文書 二十七

○ 一九一 岩倉具視宛書翰

⑤ 768

岩倉右大臣殿

拝答

大久保利通

昨夜ハ尊書被成下敬読仕候、種々以か条被示聞趣逐一承知仕候、顧問被命候ニ付而ハ年内廿八日比ニ臨御被為在、魯使節歳出入等之か条御評議如何之趣承知仕候、魯之事は此内より追々愚考も申上候通、漫然議論

相成候而ハ纏り相付兼候ニ相違無御座候ニ付、篤と條公

御打合悉皆御確定之上に御評議之方可然、乍去夫迄に十

分之御談合相調、御振り付候上なれハ一日ニ而も早目之

方無此上奉存候、歳出入之事も書類等相揃不申候而ハ、

空ニ議論も出来申ましく候ニ付、一応大隈江御談可然奉

存候、廿八日夕陪食被仰付候ハ、強而臨御之事御評議

不被為 在候而も宜舖候半欵とも愚考仕候、

一内閣取調之儀ニ付伊地知江談之事承知仕候、是は寺嶋

・伊藤より形行を以相談候方当然と奉存候、小子私ヲ

以相咄候事ハ都合次第可申聞候、

一陸軍省定額金之事同断、小臣考ヲ以都合次第示談之考

ニ御座候、

一毎々申上候事ニ付、自ら思食可被為在事ながら、段々

事情切迫、今日之事は一步を誤候得ハ、実に国家之安

危に關係仕候間、寸陰を争ひ不申候而ハ不相成時節と

奉存候、即今一層承候事も多々御座候、且又參座之事

も中々容易ニ可被召置事ニハ有御座ましく奉存候、

一御頂^越載物之御吹聴拜承仕候、

右作延引拜答而已如此御座候、頓首々々、

十二月廿六日

利通

具視公閣下

○ 一九二 岩倉具視宛書翰

⑤ 789

「岩倉右大臣殿

大久保利通

親斥

」

今朝は尊書被成下候処来人中御返詞も不申上、甚恐縮之至奉存候、扱昨日警保寮助坂元上申之末大に趣意汲取違ひ居、更ニ今日何之趣有之断然大臣殿より御答相成候付、自ら御直ニ御承知有之候事と奉存候、迺も今日之形勢ニ相成曖昧打過候而は決而相濟不申候付、益御据り無之而ハ相成不申候間、左様御承知可被下候、将又久光一条昨日ちらと申上置候通ニ而、今朝奈良原参り面会不相調候処、別紙書残し有之其儘差上申候間、御一覽可被下候、何れい細は明朝拜趨之上可申上候得共、為 御心得差上申候、しかし明日に而も表向差出候都合ニハ決而不至事

と存候得共、若思食も被為在候ハ、宜鋪奉願候、別段御心配被下候ニハ及不申候事と奉存候、小臣にも今朝已来

警保寮之事ニ付正院出席も十二字ニ相成、内務省之方も

早目出席不致候而ハ相濟不申候処、漸々三字比ニ出省相

調候次第に御座候、此段申上度如此御座候、頓首、

正月九日夜

利通

具視公閣下

○ 一九三 岩倉具視宛書翰

⑤ 807

「岩倉右大臣殿

大久保利通

親斥

」

拜啓仕候、昨朝申上候、今般榎本奉命之旨趣就御決定愈御順序御踐行之義云々、則参朝之上條公江も言上候処、尤之儀ニ付早々閣下江も御示談、御宅におひて一同へも御評議可有之との御沙汰ニ御座候間、大に安心仕候、扱猶又勘考仕候処、樺太裁判事件固より同氏江御委任之事と愚考仕候、成程於本國処分可致答ニ而、若其儀確報有

之候得ハ勿論ニ候得共、未何たる報も無御座候ニ付而ハ、
此条肝要之事ニ御座候間、樺太経界之条外ニ御委任状無
御座候而ハ相濟申ましく候、為御心得申上置候、

一明日久光参堂仕候ハ、十分条理ヲ以御説諭被成下度、
甚申上兼候得共、御丁寧ニ過候而ハ、返而氣儘ヲ申上
候に相違無御座候、仮令激怒仕候而も、決而差支無之、
帰国ヲ申立候而も御免無御座候得は、何も御氣遣之事
ハ無之候、

右申上度乍恐以寸楮如比御座候、頓首々々、

正月廿九日

利通

具視公閣下

○ 一九四 岩倉具視宛別啓書翰

833

別啓

益御安泰弥御快気にて御参も被為在候趣、為邦家大慶仕
候、至来は正院は不及言、諸官員も憤発勉勵之趣高嶋よ
りも承誠に大慶仕候、不及申上候得共、猶此上御担当政府
之政府たる御威靈相立候様、此機会を不失御高配被為在

候様遙ニ奉伏願候、就而は臺灣之事は先便申上候通之次
第にて、谷干城不日東上可有之付、直ニ御運ひ相付候と
信用仕候、榎本公使も^⑧ 発船之御運に相成候半、朝鮮
行人員之儀いかゝに候哉、一時は九州表之模様ニ依り御
見合セ相成候方と奉存候得共、今日に成候上ハ何も御願
念ニ及不申候間、夫々順序を不被為失廟議一定之事ハ御
運相成候様有御座度奉存候、当方之事は征討宮も御下向
之事故、猶更御威光も輝キ益一般畏伏可仕、且小臣関係
之権内ニおひてハ誠に乍不肖十分尽力奉 命之
御趣意を達し奉安

宸慮度奉存候、乍去不肖謏劣所謂蚊背掩山之類にて痛心
之次第は 御憫察可被下候、只々今日之目的スル処ハ一
時之難に迫ラス、一時之勝ニ誇ラス、益引締り相付候処
肝要と奉存候、何卒政府上ニおひても此境外ニ泰座して
公平至当之御処置あらまほしく奉折候、

一黒田ニも追々参上諸事御談も被下候由委曲承知仕候、
此節も別段細事申遣兼候付、乍恐参上之折別封申上候
件々御示し被下候様奉願候、

一 当所出張官員も一同勉勵協和尽力仕合之至ニ御座候、

右申上度如此御座候也、

三月

利通

具視公閣下

被下候、早々拜白、

八月廿三日

利通

岩倉公閣下

○ 一九五 岩倉具視宛書翰

⑥ 1027

「岩倉右大臣殿

極内親斥

大久保利通

」

○ 一九六 岩倉具視宛書翰

⑥ 1711

「岩倉右大臣殿

至急

大久保利通

」

益御安固被遊御座奉恐賀候、擬昨日内密御談話拝承仕候末今日参朝候処、左府公條公邸へ出会有之候趣ニ相伺候、就而ハ多分何とか発論可有之欵と被察申候、何様之趣意ハ分兼候得共、万一木戸辺之処進退ニ懸ル様之事有之、直様同人江條公より御洩有之候而ハ、別而不都合千万と懸念仕候付、今日ハ早速御直談之御都合ニ御取計、條公江立論御聞取之上右辺厚御示談相成候様祈望仕候、それほと之事も有之ましくと存候得共、何分曲尺難図候付為念極内此旨以寸楮申上候付、宜敷 御熟考之上御取計可

別紙内稿相認め差上候付御覽、若シ御旨趣ニ触レ候義有之候ハ、御加筆被下度、猶七字半ニ参上仕候得共其内御熟覽御勘考之為差上置候、此段草々頓首、

十月廿八日

利通

具視公閣下

〔別紙〕
「御心得書 内稿」

別内定

一 即今支那及北海道樺太迄陸軍・海軍両省ヨリ実地検査

ノ為人撰ヲ以テ航海命セラルノ条

二 米陽春時季ノ都合ヲ以

皇上下北海道及奥羽ノ内

御巡行アラセ^(ヲ脱カ)レ参議供奉ノ条

但北海道ハ要衝ノ地ナレハ、海陸軍官員検査ノ上鎮

台ノ設等御治定アルヘシ、

私權太混雜裁判之事及経界談判之事、何ク迄モ前議ノ御決定ニ戻ラサル様確定ナクンハ、若シ曖昧ニ属シ候

節ハ其難今日ヨリ甚シキハ顯然タリ、由テ今日ニ両断

ノ決ナクンハアルヘカラサルナリ、条理ヲ以テ論スレ

ハ敢テ願ル所ナシトイヘトモ、前議ノ行懸リヲ以其情

実ヲ汲ム時ハ、一概ニ条理ヲ以テ情ヲ推スヘカラサル

モノアリ、信義不立時ハ何ヲカ成スコトヲ得ン、

此条間違ヒアラハ旧参議ニ対シ御申訳アルマシ、小

臣ニ於テハ決シテ朝ニ立コトヲ得ス、

○ 一九七 岩倉具視宛書翰

「岩倉公閣下

利通」

① 1229

益御安康被為成御座奉恐賀候、扱兼而御承知被為在候黒田家盜難之事件、警視庁江内達致置候処早速より夫々着手仕候、然るニ盜賊之事は未相分兼候得共、旧家従家扶森田・吉田・太田等之輩段々不正之所業有之、実ハ同県西鳥某自訴確証相頭れ候付、昨夜拘留取計度旨承候付差支無之旨相答置、既ニ森田・吉田両名ハ昨夜都合克拘留仕候趣、今朝届出候間左様御聞置可被下候、猶追々模様相分可申候、段々承候得ハ実は難差置奴等に而、前条之次第却而機會と相成候、早月両印も到底無事ニハ相濟申まし候、此内よりノ行懸も有之故、右形行入御内聴度草々如此御座候、拜白、

九月廿七日

利通

右府公

猶々昨日は朝鮮事件ニ付、鮫島御談合書類御差廻被下儘ニ收手仕候、英公使面会之節ハ右之心得ヲ以相応シ可申候、

⊗ 一九八 岩倉具視宛書翰

御書之趣畏候也、

五月廿四日

具視公閣下

利通

〔表紙〕

大久保利通文書 二十八

○ 一九九 税所篤宛書翰

「税所篤様

要詞

大久保利通

封

① 111

昨月廿九日之朶雲昨四日相達薫読、寒風凜烈之候愈以御安固奉敬賀候、次ニ小子御同然送光致候間乍余事御降慮可被下候、陳は矢太郎一条ニ付御念被示聞趣逐一承知仕候、鳥渡書面上ニ而ハ御疑惑も御尤ニ候処、何も当人為人ニ付過誤等有之義ニ無之、成程家作一通り成就ニハ候

得共、凡而落成と申事ニ無之、第一跡之計算等之処ニ至り連続致候人無之而ハ差支申事ハ顯然たる次第ニ候処、是非暇申出候付現実手支ニ及候間、さふハ云そふもないものと思ひ候、余りに云々申越タル事ニ而、石原などニおひて兎角相考候とか、或ハ小子ニおひて疑惑ヲ抱キ候とカ申事は万無御座候間御安心可被下候、尤現実伯父就病氣不得止事ニ出候得ハ、固より無論之事ニ有之候、返スノ御放却可被下候、扱跡之処差支候半と御配慮之趣別而辱奉存候、然ルニ跡之引次は一切龍吉江任セ試ミ候処、上下之別ナク人は任して見ずハ分らぬものニ而、段々取馴来候処殊之外相弁、尤人間も至而慥ニ有之、当分通候得ハ別段氣遣候などの義も無御座候間、先暫ク在来之儘ニ而やり立候心積ニ候、若其上ニ参兼候節ニハ猶又人撰之上相抱候様可致候間、差向之処は必ス御安心被下度所祈候、○家作費用之事毎々御懇篤被示聞趣承知仕候、最早凡而成就ニ而当分門廻り塀構馬車路等ニ取懸り居り候、兼而申上候通之員数之金子、一昨日迄にて岩瀬方より相請取用弁仕候、家作は無類之結構にて何れ之来客ニ

而も落胆して帰らざるものなし、時に家作模様替等ニ付

此節大工方より意外之金額申出、是等ニ就而矢太郎不在

ニ付大に差支候事不少、乍然初発より凶引等相頼候功者

之木子某なるもの有之候に付、同人江相頼当分取調中に

御座候間、相当之処ニ結局ハ相付可申と相考候、御氣遣

は被下ましく候、回顧すれば後藤副議長等之境遇ニ左も

似寄候欵と自笑仕候、○渡辺権知事出京改租之一条ニ付

種々論も有之候得共、到底最初より之目的ヲ以実地ニ一

層之尽力可致同人も承知相成、来ル九日発船之筈に候、

則電報差出候付自ら御承知之事と存候、老台ニハよふこ

そ御出京無之、先ツハ氣カ聞タト御賞美申上候、御目算

相立候ハ、可成早目御出京有之度御待申上候、此際之大

雪も室中寒ヲしらす、何となく一身之満足ヲ得候心持ニ

御座候、^(五代友厚)松陰子も藍製法ニ付別而勉強之由、此度は成功

可有之恐悦之至ニ候、廣津掃京此中甸ニハ必発程之趣伝

言相達候、是非御同行可被成候、旁々一礼は宜御伝置被

下度奉頼候、

右御回答まで早々如此候間御自愛專要所祈候、拝首

々々、

二月五日

利通

篤老台下

○ 二〇〇 税所篤宛書翰

「堺県令

税所篤様

東京

大久保利通

親斥

封

去ル六日之貴墨相達辱拝読、猶御安固被成御座奉敬賀候、

陳は移序及ヒ裁判所之事ハ過日御回答申上置候付、御了

承有之候半、何分暫ク之処御辛抱有之度、還幸相成候

得ハ一体之処夫々着手之心得ニ候、且又御出京之事云々

質問ニ候得共、既に僕も此廿日比より発程ニ付而ハ、折

角御呼立申候而も間ニ逢か逢ぬかニ付、甚残念ニ候間態

と御求ニ応セス候、尤先便ニも七月末比ニ御出京被成候

様申上置候外跡越ニ御承知有之候半、凡ソ七月廿日迄ニ

ハ必

還幸可有之、其節ニ是非御出京ナクテ不叶事件も有之候
付、御待可被成候、自ら御用召ニ可相成候間予しめ申上
置候、

○松陰も毎々戦争、殊ニ近日中発足ニ付是非打付候心組
ニ而、離盃トカ何トカ名ヲ付毎日ほととの争ニ而候、元来
対々之地位ニ無之故、力及はずして心馳セのミ関立候様
子 御遠察可有之候、

来月初比ニハ帰坂可致と申居候、

一半鐘列奈ら辺迄に可参候由、種々御世話相成候事と存
候、当月限りニ発足之筈ニ有之、御承知之通子供も有之
帰京之節ハ誰そ差遣候様申入置候得共、此節僕旅行ニ付、
人も差支候付、其儀相調兼申候、乍去時宜ニ依り帰ニハ
親ヲ見物旁出京可致候モ難凶と申居候間、自然参候得ハ
何も氣遣ニ及不申候得共、若も其事も不調候ハ、模様
次第ニハ矢太郎ニ而も鳥渡御遣被下候得は仕合ニ御座候
甚乍自由其段御一封ニ而も御遣被下度御願申上候、且又
乍重畳旅費モ相応為持置、しかし滞在之都合ニ依りハ不
足ニ及候も不相知候付、誰そ差遣候節ニ為持候心組ニ候

得共、前条之次第ニ付若ヤ不足ニ及候ハ、御取替置被
下候様御願申上候、尤自然差支候節ハ御相談申上候様申
含も致置候付、多分ハ御訴も可申上と存候、何分可然御
頼申上候、

右御答且御頼旁如此、発足前諸用多端何も不能細筆候、
草々拜白、

五月十六日

利通

税所老台下

○ 二〇一 税所篤宛書翰

「税所篤様

貴答

利通

封

態々御投書敬読、陳明日は御約速之通参上候様云々承知
仕候、朝之内ハ少々用向も有之候付、可成十時ニ無遅ニ
出車可致候、操練ハ御断申上度候得共、一覽御都合ニ相
成と之事候得ハ、何様共可從御意候、さすれハ一泊ニ而

⑧
1526

明後早朝帰県一寸一覽可仕、中兩日之滞在ニ而種々用事も有之候、明後日早日帰坂諸用を弁度含ニ有之候、此旨
拜答マテ、草々如此候也、

七月廿八日

利通

篤君

再伸

今日は御都合克御出船御同慶ニ候、五時着坂、未松

陰も見得不申候、

明日は可成同車之舎ニ候、

〇 二〇二 税所篤宛書翰

⑨ 1647

「 甲

篤老兄

親斥

利通

封

」

敬呈、弥御安康奉拝賀候、陳ハ吉井へ来書伝説候得ハ、
少々御発病之趣如何様之御事ニ候哉、此内ヨリ御出京之

筈と相待居候、御容体ニ依而ハ無致方候得共、可相成此
節会議ニハ御勉強有之度致希望候、追々春花之好時節、
却而御償発御出懸之方一段之保養ニモ可相成と存候間是
非御進め申上候、人間ハ張出シ候氣分を失候而ハ愈老ニ
陥り候外無之候、乍去無理ヲ申訳にも無之候得共、当地
ハ良医モ有之、旁可然と存候、貴兄之御病根一朝一夕ニ
あらず候故、取しめて此度ハ御根治有之様致希望候、小
拙ニモ二週間之御暇許可ヲ得候付、明日より熱海江発足
之筈久々振之楽ニ候、余正五郎より御聞取可被下候、此
旨草々拝具、

三月廿一日夜

利通

税所雅兄

〔表紙〕

大久保利通文書 二十九

○ 二〇三 重野安繹宛書翰

⑤ 1812

過日来承居候歴史課掛云々之事、書面差出有之候上御評議可有之付、御差出申上候様致度此段早々申進候也、

四月廿九日

重野安繹殿

大久保利通

○ 二〇四 重野安繹宛書翰

⑤ 1809

〔修史局

重野安繹殿

大久保利通

封

」

益御安固奉賀候、陳ハ御面働之至ニ候得共、御頼申上度義有之候付、明朝八時より九時迄之間、又ハ午後御退出よりニ而も、一寸御立寄被下候得ハ、別而仕合ニ御座候、此旨乍自由草々如此拜白、

二月五日

利通

重野老台

○ 二〇五 重野安繹宛書翰

⑤ 1811

〔正徳修史局

重野安繹殿

大久保利通

至急

封

」

愈御安固奉賀候、扱今日御差支無之候ハ、午後三時より御入来被下度御願申上候、此旨草々拜首、

三月廿五日

利通

重野様

○ 二〇六 重野安釋宛書翰

⑨ 1808

「重野安釋殿

大久保利通

至急

封

益御清康奉賀候、陳ハ伊地知より別紙之通申来候、兼而

承居候御尊之次第も有之、一寸御尋申上候御用も有之被

差遣事ニ候得ハ、御申立無之而ハ、相運兼可申候、此旨

草々如此候也、

一月廿五日

利通

重野賢台

○ 二〇七 重野安釋宛書翰

⑨ 1810

「重野安釋殿

利通

至急

封

今日は高輪別寓之筈ニ申上置候処、都合有之本亭之方ニ
致候間、御都合次第何時分ニ而も御出懸有之度、此旨早
々如此候也、

二月十一日

利通

安釋老台下

○ 二〇八 重野安釋宛書翰

⑨ 1736

「重野安釋殿

大久保利通

封

尚々何分御答可被下候、御出被下候ハ、日下部も御

誘見可被下候、

愈御壯固奉敬賀候、扱今日御差支無御座候ハ、御退出
より御入来被下ましくや、秀栄も相見得且吉田六左兼而
御手合相望居候付、同人も相招可申候、此旨草々拝首、

十一月十四日

利通

重野先生

○ 二〇九 重野安釋宛書翰

③ 1737

「重野安釋殿 大久保利通

貴答

封

敬読、陳は秀榮未掩留ニ付、御書面則相渡申候、昨夕御出之処何も失敬、又相企可申候、此旨貴答草々拜首、

十一月十五日 利通

重野賢台下

○ 二一〇 重野安釋宛書翰

⑦ 1307

「重野安釋殿 大久保利通

貴披

封

敬読、陳は過日秀榮方策第三会勝負別紙態々御遣被下慥ニ収手仕候、如何之事欵と存候処、昨日鷹女参一目勝たる之事を承候、因石杯批評も別而感心之趣、此節之白番如何と実は関心之処、流石ニ工夫を費し候と被察候、凡

是ニ而手涯も相分秀甫ニ継候者ハ他ニ有之ましく候、明後二日之勝負ハ速ニ御報知御願申上候、此旨貴答迄草々拜首、

十一月卅日 利通

安釋賢台下

猶々小子も痛所も追々順快、最早格別之事も無御座候間、御放念可被下候、

○ 二一一 重野安釋宛書翰

⑨ 1621

「修史局

重野安釋殿 大久保利通

至急

封

過刻御談申上候末松兼澄修史学研究之事、伊藤参議江相談候処、同人なれハ適任と存候付、至極同意ニ候、就而ハ公然政府より御達相成、外務卿江別紙之通被仰付候旨ヲ以御達有之可然と之事ニ候、仍而末松兼澄江か様被仰付度旨ヲ以、其局より上申相成候様致度と之事ニ候間、

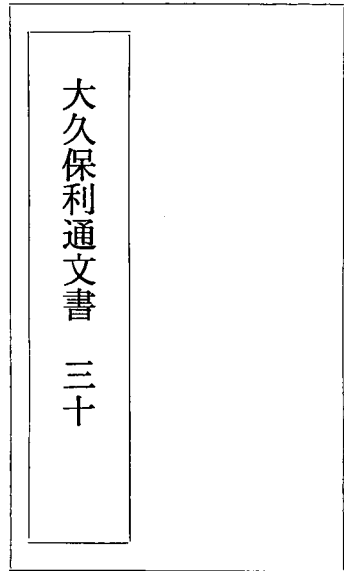
明日迄ニ上申書御調御差出可有之候、尤取調ニ付而ハ参
照書類も入用可有之に付、凡御調之上買入費用別途御渡
相成度趣ヲ以御申立有之ヘク候、此旨草々申進候也、

二月六日

利通

重野殿

〔表紙〕



○ 二二二 ㊦ 「宮廷改革に関する意見

書」

② 188

一表之

御座被設、巳刻ヨリ申刻迄

出御、万機ヲ被

聞食候事、

但

表之

御座江女房出入厳禁セラレ候事、

一巳刻

出御、毎日総裁以下議定・参与御目見被 仰付候事、

但

御例刻内とイヘトモ、依

思食、御引入之事もアルヘシ、

一侍読ヲ被置候事、

但

名卿賢侯之内、宇内之形勢ニも通達之御方御撰用

出御中ハ勿論、常ニ

御左右咫尺ニ而

御徳器御涵養、時務

御裕開被遊候様可勉励

一御馬術之事、

一調練

叡覽之事、

但

式日被相定候事、

一制度規則大ニ名実ヲ被正候事、

但

八局分課之次第、或ハ

官武無差別之実相行ハレ候事、

右

行幸ヲ一機会トシテ断然御施行被為在候様奉願候事

〇 二二三 ㊦ 「政府の施設に関する意見

書

④ 430

一 君徳培養之事、

一 右府・納言始職掌十分ヲ尽シ一定之基ヲ立、実ヲ表シ

テ天下人心ヲ信服セシムル事、

一 兵部省之事、

一 民藏人撰分離両様判然決定之事、

一 諸省脈路ヲ通シ候義一省一人ツ、ニテモ、其人ヲ精撰

御登庸可相成候事、

一 昨日モ御評議有之候通、君道培養之根軸ヨリシテ、御

手順相立、各其職ヲ必死勉勵シテ

叡慮之向処ヲ奉載シテ

御旨趣一貫、以テ天下ニ推及センコトヲ要スルナリ、

敢而昨夏以来之政体方向ヲ改ルニ非ス、益守之成績ヲ

不朽ニ垂レンコトヲ欲ス、即今時勢人情ヲ一身ニ体認

スルニ、威ヲ以難押力ヲ以難治、惟己ニ反背シテ過誤

ナカラシコトヲ鑒誠スルニアルヘシ、雖然未曾有之大

変革禍乱漸止之時ニ方リ、急ニ成功ヲ見ルコト何レノ

時トイヘトモ得ヘカラサル必然ナリ、故ニ異論物議ノ

為一步モ転移スヘカラス、只私心ヲ去リ、公然至当之

道ヲ尽シ勉強実行之体ヲ急テ、其事業ニ於テハ徐々ト

心ヲ用ユヘシ、

〇 二二四 ㊦ 「岩倉公宛意見書」

④ 433

一 大ニ政体ヲ動かサレ候義不可然、凡即今ヨリ御目的相

立候テ終ニ堂ニ昇り室ニ入ルノ御手順相立候事肝要ト

存候、

但

断然政体御変革之論頻ニ相起、最知県事ノ論モ交々

起ル、是多クハ実地経験ノ上見解スル処ニシテ度外

ニ置クヘカラサル固ナリ、今ヤ可改ノ機会トモ云ヘシ、乍然天下ノ公議輿論一定セラレ候政体、輕易ニ不可動之、不得止則來春三四日比猶厚衆議ノ上大ニ被改可然、其内民藏租稅司等ノ事宜ク御処置アツテ可也、

一知県事之議論政府一同注意スヘシ、関リ聞サル人モ有之候付今一応被召集、一同ノ席ニ於ヒテ無忌憚其情ヲ尽サシメ御聞取、其上可採ハ採、不可採ハ不採、其御旨趣厚御示諭御暇被下候事、

但

大基則相立候迄知事心得方等ノ義、猶民部太輔江調被仰付可然候、即今トイヘトモ府藩県三致ノ体裁ニテ其任スル所ロヲ任シテ、旧幕府ノ勘定奉行民務ヲ採ルト体ヲ殊ニシ候事ハ判然タリ、

一租稅司ノ事当收納濟民部省江管轄タルヘク被仰付候事
○君徳培養ノ事、兼テ中務ヲ置クノ論有之候付、大ニ人物ヲ御精撰、厚御^補補翼申上、事柄ニ依テハ人意ノ表ニ出候、

御言行モ被為在、天下奉信服候様ノ仕掛ケ今日ノ活用ニ有之、從テ君側ノ士氣ヲ鼓舞シ、宮内省中ノ事モ餘々ト御改革黜陟等有之、無用ノ費ヲ省キ御節儉ノ御旨趣ヲ明ラカニスル等之事、

一次ニ大臣・納言及三木

御旨趣ヲ奉シ、奢侈ニ遠カリ、無用ヲ減シ節儉ヲ專ニスル事、

但人員ヲ減スル第一トス

一勅官祿三十一、奏官祿二十一、判官祿十一、

右等ノ凡ノ割ヲ以軍資ニ備候事、

既ニ藩々軍資ノ事一般御布告有之、必兵部省兼テ願立も有之御迫リ可申上候、只一事ニテモ速ニ事実ニ御行ヒ有之候義急務ト存候、凡テ止ニ得サルニ出候様にてハ、何事モ詮立不申候、

一大藏省江御下問ノ上、量入為出ハ大臣納言ヨリ断然御握リ可有之ノ御達尚厚御熟考、空論ニ不屬様実地御運ひ奉願候、

〔表紙〕

大久保利通文書 三十一

〇 二二五 ㊦ 「岩倉公宛意見書」

◎ 221

關東平定之策今日ニ断然御治定之事実ニ就御大事議論ニ成り候得は、必紛紜トシテ成リカタカラント存候付、一応愚考奉申上候上、廣澤辺江も利害得失吐肝胆反覆相談シ、内輪相固メ其後惣体ニ議事ヲ懸ラレタク内存ノ処、右ハ全ク

御親決ニ出サセラレ候御運ヒニ

御謀リ可相成候付、廣澤辺江も先不可談トノ

尊命ニ依リ其通相心得罷在、今日モ右意味柄 御了解如

何ト奉存候付、再応モ奉申上候次第に御座候、然ルニ今日之衆議之次第果而如此不可成ハ必然ト存候、然ルニ於公席廣澤辺ト及討論候事ハ固ヨリ不好所、且一人ニ而主張イタシ候テハ、大事ヲ密ニ相謀リ候疑惑モ可有之、彼是ニテ差扣居候、尤今日退出ヨリ兩人參殿云々ノ事モ有之、今日ノ処ニテ

御発論如此トハ不奉存候、兩人ノ密議ヲ被 聞食候ハ、然ル上ニ明日ニテモ惣議ト成リ、御順序ニ可有御座候処、如何シテ御顛倒被為在候哉、甚大事ノ議ヲ

御浅慮之次第ト失望仕候、明朝參殿候而モ、何モ無詮事ニ奉存候、然トイヘトモ衆論如一、口ニ出テ候得は必ス公論タルヘク事ニ候得ハ、我深憂スル処ハ過念ナルモノニシテ事務ニ適セザルヘケレハ、此上私議ヲ容ル、ヘキニ非スト奉存候、○關東江被差下御人撰之事尚御取捨モ可被成

思食モ被為在トハ奉存候得共、格別多人数ニ及申間舖カ、且參与人数之処ハ尚相決シ申上候事ハ出来申マシク、關東別而御大事御人撰格別ニ可有之事ナカラ、

朝廷上未御治定ト申訳ニイタラス、今一層御居リノ処、亦御大事ニテ今日ニイタルホド益御機軸相立 廟堂ノ重ヲ不被示候而ハ不相成事故、後藤・廣澤ノ如キハ是非御動シ不相成候様ニ有御座度、浅臣素志ハ既ニ昨朝奉内願通ニ而不堪傍觀赤心に御座候間、東下被仰付候ハ、聊微志ヲ尽奉職可仕奉存候間、何卒御許容奉願度候、

右ハ参殿之上奉言上答ニテ、重々不敬至極殊ニ無益之議ヲ言上恐懼之至奉存候得共、余リ残情ニ奉存不憚吐露仕候、多罪、

五月八日

大久保一藏

○ 二二六 ◎ 「三条岩倉兩公宛覚書」 ③ 311

一大坂知府事(以下七字三條輔相朱書)○追而御人撰之事、

但

公卿方被居候方、人心居付可然候事、

一三岡知府事兼勤之義被止候方、可然候事、
但

府判事以下不服ハ勿論候得共、一体坂地ノ人心ヲ失候趣ニ被聞候付、的当不致候、乍去會計之事件ニ於テハ同人江被任可然候事、

一貨幣局等之大弊不可言候付、此機會ヲ以凡之基本不相立候而ハ誠ニ御大事ニ候間、會計掛之議定方御一人至急ニ御下坂、五六日御滞在御処置相成候様有之度、左候得は大隈事今十日位滞在可仕候、尤三岡ニハ其節被召列可然候事、

一商法局之事御決議之通早々布告可致 諸岩卿之御返事承度候事早々御布告相成度候事、

一知事之御任ハ兼而澤公御召相成居候付而ハ、其内之処一応會計掛議定御下坂ニ而諸事御治定ニテ、判事江薦ト御趣意被仰含置候而可然候事、

◎ 二二七 覚書

公卿兩人判事等被差下候付、會計ニ而手当之事、

但海陸可有差別事、

正親丁

長藩高橋熊太郎・木梨精一郎三人就帰東手当也、片岡

源馬六十兩此内御内錢より御取替、高橋熊太郎五十兩
一船之事、

○ 二一八 ㊦ 「岩倉公宛意見書」

◎ 464

筑賀楮之件

一 紙座通商局取押へ等之事ハ昨日御評議之手順ニ候得ハ
無故相済可申とは存候事ながら、御目的と被成候処ハ
一 混動ヲ生候と御見届、其期に臨ミ狼狽無之候様、即
今より廟算相立候事肝要ニ可有御座候、大乱後之事候
得ハ、又候兵を動シ候事ハ御一大緊要ニ候間、少々機
会を失し候といへとも名義判然其罪を明に天下に布告
し、万人如何にも一号令之下に響応いたし候様御仕向
ケ第一と愚考仕候事、

一 即今御寛典と言、事々恩に馴政府を愚弄し、些とも御
權威不相立候付、断然御処分被為在候而、一途に貫キ
候ハすてへいけぬと之論固より尤之事ニ御座候、乍去
於政府要路在職之者は実に寢食を忘候位に至憂し、益
己に自反して一層励精天下奉信伏候はとの実行挙り候

義肝要たるへし、全体不肖譚劣小臣輩ことき之者迄政
府之御末席を汚候得ハ、

朝廷を不奉恨候とも其人を指し而非議する事不少と被
察候、小臣におひてハ実に其職掌ヲ尽し得ざる事と天
下ニ面皮も失ひ候、実ニ心痛ニ不堪候間、屹と実行相
立候様具々希望仕候、御処分之事奉仰願候事、

一 兼而官祿返上四分一、或五分一、或は十分一返上ノコ
ト、至急ニ御評議御発表被為在度愚考仕候事、

但右様之事折角於政府御手ハ可被付候得共、凡而諸
方より議論ヲ不受候而は乍恐真に御英断無之、不
得止ニ出候様にて兼而慨歎仕候事ニ御座候、

一 賀楮幣之事前条之通相成候上は、何時不通用相成候も
難凶、只此上之処新貨幣ヲ以少々ニ而も引替之道ヲ立、
一時之難を救候外無之、就而ハ纔也共地金用意肝要ニ
候間、寸銀寸金といへとも、各さし出聊御足シニ充候
様、夫丈ケ深御憂被為在候得ハ、自ら天下に信ヲ得さ
セ候様可成行と存候間、幾重にも信義を得させられ候
様、御手順第一と愚考仕候事、

一宮中御費用乍此上御省略被為在候事肝要と愚考仕候、

一二館六省諸費用相減候様有之相当と愚考仕候、

一丸山断然唐太御目的を以分明に御沙汰有之度

但同人并六士之事、

一魯国江留学生兩人被差出候事肝要ニ付、速ニ御運被下

候様ニと愚考仕候、

一旧會津米澤質楮幣之噂東京府ニおひてハ勿論、奥羽辺

就中多く有之と相聞へ、先召捕候義第一義と存候付、

東京府并刑部省江尚御下問被為在、關係する処藩庁ニ

及候欤否を明白テヲ付、若筑前之如キハ同断御処分被

為在度愚考仕候事、

○ 二一九 ④ 「三条岩倉兩公宛意見書」

④ 359

一大目的之事、

皇国前途之事今日廟謨大決確立不羈之体ヲ立シコトヲ

要ス、即今宇内各国ニ対シ実ニ危急不可言モノナルヘ

シ、誰カ是ヲ慨歎切齒セサラン、旧幕府其体ヲ失スル

ニヨリ断然廃止シテ

王政ニ復スルモ豈他ノ意アラン、然は今日政府ノ目的

曖昧トシテ寛ニアラス敵ニアラス、区々タル小法小義

ニ拘泥シ疑團ヲ抱テ手ヲ下スカ如体裁ニテハ、宇内ニ

皇威ヲ輝サンコトハ無申迄、英豪ヲ馭シテ手足ノ如使

ヒ、内地ヲ静謐スルコト不可得、爾后確實寛大ノ体ヲ

立、泰然トシテ恐怖スルトコロナク、快然トシテ孤疑

スルトコロナク、内地ヲ方寸ノ内ニ容レ親疎彼我ノ分

ヲ立ス、既往ノ善惡ヲ不問、能ハ能ニ任シ、賢ハ賢ニ

任シ、公平正大ノ旨趣一貫センコトヲ欲ス、

一政出一本之事、

廟謨一定ノ上ハ、在職要路ノ者各私見ヲ去リ、一意ニ

是ヲ奉スヘシ、廟謨一定是ヲ施スニ至テハ如何様異議

起ルトイヘトモ屹然トシテ顧ルヘカラス、表裏輕薄事

ヲ他ニ讓ル等ノ体ヲ去リ、戮力同心責ヲ己ニ任スルヲ

本トスヘシ、

一機事要至密事、

言路洞開ハ明政ノ本ニ候得ハ、要路之人可用心ノ急務

ナリトイトモ(ハ脱カ)或ハ其幣ナキコト能ハス、従前ノ形勢野
士商人トイヘトモ叨ニ尊頭ニ出入シ機事ヲ論スルニ至
ル、爾后政府要路ノ外公事ヲ談スルヲ禁スヘシ、

〇 二二〇 ㊤ 「岩倉公宛覚書」

③ | 381

一 楠田学校ニ御用之事、

一 清水・一橋・田安ノ事、小札ノ事、
水戸ナリノ事、

一 航海横須賀製作所

一 観覧之事、

来ル十五日迄ニ天氣次第是非御運運ひ被為在候様大ニ

人心ヲ鼓動スルノ機ニ当リ可申と奉存候、

一 石州小倉御沙汰振、

一 慶喜以下御処置、

三日中御運無之候てハ、種々議論ヲ聞候上ニイカホ

ト見事之御処置被為在候共、決而其詮無之遺恨無此

一 上事ニ候、

一 質金之事、

(朱)
「右大久保自筆」

〇 二二一 ㊤ 「岩倉公宛意見書」

④ | 464

一支那混雜之一条佛・魯公使岡士迄も殺害ニ逢候と之事

にて、佛は軍艦繰出シ英は陸軍を差向候程之事御聞込

有之候上は、兼而各国御交際親睦を主といたし候事ニ

付、卒急外務卿并太輔之間為御使横濱江被差向於

一 観慮深

御煩念被為遊、從而政府ニおひて御痛心相成候辺ヲ以、

報知之次第柄彼是御尋問有之候ハ、外国江信義を被

為立候一端にも相成、彼等ニおひて御厚

御旨趣感(戴)載可仕事と愚考仕候事、

一 英・佛軍艦・陸軍繰出シ候ほとこの事候得ハ、必確報有

之候に相違有之ましく候付、英・佛等ハ兼而寛急之手

当金備之筈ニハ候へ共、食料・薪水其余日本におひて

相叶候文之事ハ御世話可相成候間、無遠慮可申聞旨も

御挨拶有之度愚考仕候事、

一 右事件ニ付、内願暴乱等之御煩念有之候付、開港場御

取締云々之事、決而疎は無之様なくて不叶事候得共、

事を大造に申触らし騒キ立候様にてハ、返而焚キ立候場も難凶事候間、弥静思して腹を居へ何となく地方官

江御合相成候義肝要ニ可有御座、横濱之処ハ、尚外務省江御願ハセ、即今之御取締御手薄と申事候ハ、知

県事早々御呼立篤と御示諭人数ニ而も可増ハ増し候而関門或は上陸場之締り即今入込ミ居候潜伏人之有無等

一層憤発勉勵して手ヲ付候様御沙汰被為在度愚考仕候事、

一 兵庫・長崎之事ハ此度松方并ニ彈正少忠等被差立候序

に、篤と御趣意を伝へ候様御沙汰有御座度、殊に筑一条も有之候付、兼而九州筋浮浪之輩夷人館江乱入とか

何とか騒キ立候も難凶事候間、長崎港などハ取分ケ御示諭有之候様有御座度愚考仕候事、

但寛急ニ応し諸藩兵隊にて差出候義は、兼而耶蘇

一条ニ付渡邊大忠江被任候辺も有之、右振合にて

可然歟、

一 当府内大坂府之処は開市にて外国人も余多入込居候故

知府事始江至重に取締を付候様、分而御沙汰有御座度、

大坂之処巨細御書面にて早々御懸合相成候上、松方等より前条兵庫県江命を伝候上、同県知事より大坂知府

事始江伝達取締向之義申談、都合克取計候様被仰付可然と愚考仕候事、

一 箱館も勿論ニ候得共、新潟港之処兼而之人氣も有之候間、前条通取締之事卒急ニ御沙汰被為在度候事、

一 東西京・大坂浮浪潜伏人手厚探索いたし候事、尤肝要たるへしと愚考仕候事、

〔表紙〕

大久保利通文書 三十二

◎ 二二三 石原近昌宛書翰

時分柄御揃御安祥被成御勤奉敬賀候、次ニ小子無異相勉候間、乍略義御降慮可被下候、然ハ宝瑞丸便より御翰被成下拜見仕候、先便金子宿元江差下候処御懇意御指揮被成下候由御礼申上候、高之一条細々被示聞趣、逐一承知仕候、可成御壳却無之方可然相考候処、御見合被成候段御同意至極奉存候、其内外ニよろしき高有之候ハ、以御賢慮御取入置被下度御頼申上候、御賢弟様ニも蔵役等着之上ハ帰国可被仰付と奉存候間、其節万端巨細之事ハ御

示談申上越候様可仕候、不目立様御取計様も可有之旨御申越被下、左様ニ参候得は大幸と相考申候、且亦原良屋敷も度々御出被下首尾御取被下候由、大に安心仕候、御厚礼申上候、爰元別而無事、函館も及平定此度一同帰陣、吉太郎なども引取候付皆々安心之筈と相察し申候、此旨提答旁早々如此、尚追而可申上候、嘉太郎罷下候付、尚直左右御承知可被下候、頓首、

六月七日

大久保一藏

石原直左衛門様

追テ御親父様始よろしく御伝可被下候、当節大かた雨ふりにて候得共、格別強雨ニ而洪水など無之大幸之至ニ御座候、御地いかゝと相察申候、

○ 二二三 石原近昌宛書翰

「石原直左衛門様

大久保利通

要詞責報

封

昨日は御下坂之管奉敬賀候、然ハ三邦丸も一昨日着坂之由承候、兼而御談申上候

勅使御乗船之事定而有川氏江も御相談被下候筈、何卒荷御等埒明候様御下知被下度、当分機械損所等之事如何御座候や、是又御取調置被下候様奉頼候、岩倉公も明日御下坂之管候付早速申上候而、尚又取究候事は表通有川氏江御談可申候付、其間右之御心得ヲ以宜舖御計可被下候、鳥渡御面会委曲申上度候へ共今日ハ用向も有之、此段乍自由以紙面早々如此御座候、頓首、

十二月九日

〔石原直左衛門様
用向

大久保

〇 二二四 石原^②「近義」宛書翰

〔石原様

大久保

封

② 1820

致敬読候、大鳥江支庁被設候等伺之通官員出張、且五万

円検査為之事未手順取究候義ニ無御座候、昨日御咄申上候処江粗御内定有之迄之事ニ而、極内輪之御咄ニ付左様御承知可被下候、尤県庁などへ御申越候義は先御見合可被成、猶委曲は御直ニ可申上候、御答早々拝首、

三月十二日

利通

石原様

〇 二二五 石原近昌宛書翰

〔鹿兒島県

石原直左衛門様

親斥要詞

東京
大久保利通

② 1000

封

猶々乱筆御免

拝呈弥以御安固、途中御都合克被成御安着候由奉敬賀候、次ニ小子無異家内中皆々無事候間何も御放念可被下候、此節御賢弟様帰県相成候間何も直左右御承知可被下候、一御出立前粗御咄申上候通、此度御賢弟様帰京之節は、

みねなと一応上京候様御取計可被下候、子共も有之面
働ニも有之、且兄弟中間にてさびしきなとて引留ら
れ候も難候得共、固より暫時之事ニ候間、皆々得心
し候様御示諭被下候様御頼申上候、左様候得ハ小子ニ
おひても旁仕合之都合も有之、御賢弟様江分而御談申
上置候得共猶為念御頼申上候、

一みね昨日上京相成候跡之事、是又御賢弟様江諸事御談
申上置候間、何故宜ク御頼申上候、

一御立後村介殿上京追々入来も有之、別而元氣是又御賢
弟様より御承知可被下候、

右御頼迄早々如此御座候、拝首、

五月七日

利通

直左衛門様

○ 二二六 石原◎「近義」宛書翰

② 1241

「石原様

急

大久保

封

今日正午十二時昼餐差上可申候付、御出発前御迷惑と存
候得共、食事之間御繰合御入来被下度御待申上候、此旨
草々拝首、

十月十七日

利通

石原様

○ 二二七 石原近義宛書翰

③ 1469

尚々安藤子へ宜ク当時別而大事之時折角励精有之度
祈候旨御伝可被下候、

拜啓愈以御壯康被成御精務奉賀候、次ニ小子無異在京仕
候付、乍余事御降慮可被下候、此内ハ御投書辱敬読、其
後御答書も不致不埒之至御免可被下候、警視局も巡査繰
出引統御多忙之筈と相察候、折角御尽力所祈候、鹿兒島
鎮定も意外延引仕、それ故

還幸御延引被仰出候次第、乍去もはや格別之事も有之ま
しく愚考致居候、

鹿兒島も御承知之通之次第ニ付而ハ粗平定相成候ハ、
何れ誰ゾ差下シ不申候而ハ相濟ましく相考候、山田材介

も如何と致懸念候付、彦八ハ当分船中ニ而候得ハ直弥ニ而も氣張候様致度候、早崎源吾在東京ニ候得ハ同行為致候而宜ク候得共、多分是も船乗之方欵と被存候、酒匂正五郎東京江参居候由、若婦県相調候ハ、無此上候、同人難参候得ハ石原氏吉左衛門ニ而も可然と存候間、御賢兄様江御相談可被下候、右は鹿兒島都合宜キ時分電報ニ而可申上候付、兼而御取究め置被下候様御頼申上候、何れ一同東京江引纏め候外有之ましくと存候、

税所方へ月々五十円ツ、之返金相滞居候付、入付不被下候而ハ困り候由承候付、当月迄之金高家内へ御申聞被下候而返金候様御取計被下度乍御面働御頼申上候、龍吉江承候得ハ一月より已来入金無之よしと申事ニ候、且又若直弥発足之事御報知申上候節ハ路用等ハ断、家内より御請取可被下候、尤婦県後之入費等ハ如何様共此方ニ而取計可申候、此内中原已下一列之内大坂ニ而二十余名解放相成候もの、一錢之路費等も無之進退困難之由承候付、二百円丈ケ相送り相救ひ置候、仍而旅中旁差支候得共、此節之事ハ小子ニおひて傍観可致候義ハ無之候間、仮令居

宅等売却候而も是非相救ひ候格護ニ而候間、必らず御氣遣被下ましく候、跡形もなき事を以暴発之名ヲ仮ルため暗殺とか何とか、小子ヲ以卑劣之名を負はしめ甚迷惑千萬ニ候得共、世上に言開キするに不及、自ら後日明々白々タル事候付、決而頓着不致候、是亦御安心可被下候、宿許へ別ニ書状も不遣候付、宜ク御申聞置可被下候、宿許并ニ高輪子共而已ニ候間、宜ク御氣付可被下候、渡邊江も相頼候旨御伝被下度御頼申上候、

右御頼且乍延引御答礼旁草々如此御座候、頓首、

五月十九日

利通

石原近義様

再伸、御老父様如何之御塩梅ニ候ヤ、折角御保養御大事ニ可被成候、皆々可然御伝声、是又御頼申上候也、

〔表紙〕

大久保利通文書 三十三

○ 二二八 新納^②「立夫」宛書翰

③ 358

追啓

中井弘藏今日就発足、別紙昨夜及深更相認、委事ヲ不尽
只々概略之様子迄ヲ申上候、粗当人江も相咄置上京之上
ハ見聞之次第御伝申上候様談置候へとも、不可言之情実
ハ当人江難申聞候間、只々皮膚ノ臆説ヲ申上候半も難図、
其辺ハ御取捨ヲ以御聞取被成度為念申上候、○先日ハ相
応之大風にて段々損所等も多く候へとも、左迄之事ニ不
至幸に御座候、○川南も昨日到着、新納君御書も相達申

候被仰越候趣一々承知仕候、不相替御僻ハ止不申候由同
人より承候、小生ニも多端候半にも難相止、包真と金龍
之拵ハ出来申候、誠ニ無上之拵随分自慢ニ而御目に懸度
相考候、川南も則一見為致候処一弁も無之、新納様など
へ御覽ニ備候ハ、御泣被成候より外有之ましくと申候、
承候へハ御地も日々衰微にて名にあふ祇園花街之美人た
ちも非人乞食之中間入いたし、地人もそろそろく小盗
ミをはしめ候近状を得、笑止千万ニ相考候へ共是もいた
し方無之、夫に反して東の都ハ日に月に栄へ立候而、今
比ハ墨水納涼之最中箱^④絃之声ハ九天ニ響キ、万戸之銀燈
ハ星ノ如列り、千客月ニ歌ひ水ニ吟する有様、畢竟世変
之然らしむる所以にて、人力之不及処と御明らか可被成
候さりとて西ノ都ハ度外ニ被為置土地ニハ無之候間、御
見捨無之様精々術力ヲ尽シ可申候、其段ハ御安心可被成
候、穴賢、

七月廿日

大久保

新納君

〇 二二九 新納立夫宛書翰

③ 1686

一女鼻紙入 一

但びろふど稿

一胴ノ金物銀

但葉入添

女十七八持用

右は御面働至極奉存候へ共、鳥羽屋へ御調文被下度、私去夏下東之節取入候ニ付、同様之品ト御沙汰被成下候へハ即相分り可申候、定而出来合可有之存候付、書出シ御添、可成早便より御のぼせ被下候へハ大幸奉存候、以上、

十月八日

一藏

嘉藤二様

〇十一月十六、晴、刀剣見岩下出勤、岩下鴨汁刀剣夜岩下談吉井岩来候、〇十七日、晴、朝閑所飯食ニ付出勤、岩切八右衛門船返脚之事、夜松元より船ニ而五人列いなはや引、〇十八日朝帰り、吉井卜板倉不逢、君へ返脚之事申置、

〇 二三〇 新納立夫宛書翰

③ 392

拜啓寒氣相向候処尚以御安康被成御奉職奉敬賀候、小子碌々奉務罷在候間乍略義御降慮可被下、從此内度々芳翰被成下一々御答も不行届多罪御有恕可被下候、然は先般宮内権大丞御奉

命之由、早速御吹聴被下恐悦至極奉存候、当分は愈閑静無異ニ而定而御得意之筈と奉察候、乍去全体宮内之事ハ旧習甚舗、往々之処是非一洗無之候而は相濟不申、仍而於御当地モ藩士御撰挙にて一人被仰付候得共、即今一人位出候而迎も一掃出来候ものニ無御座候付、先形行ヲ以取締を付、追々と御改革可相成と之御趣意に御座候、就而は其地之処格別之事も有之間舗候得共、万端御配慮其弊之穴ニ此と云所を兼而御見据置相成候様御願申上候、小生等も如何之振合之もの致不案内ニ候へ共、一体金銀之出納御買入物等之事件第一ニ可有之と相考へ、矢張奥向之事ハ何方も同轍なるへしと被存候、自ら御賢慮被為在候事なから為念申上置候間御励精可被成下候、左候而繕紳家之処ハ誠に婦人女子も同様にて、御一人にて嘸御難

儀之事も多かるへしと奉察候得共、折角御補助相成一人にても廉恥を御了知被為在候様御引進め被下候処專要ニ奉存候、去とて一朝一夕にて御責め申上候義も出来不申次第御座候間、唯今より其段御含居可被下候、其地も暫時ハ人民動揺之趣ニ相聞へ候へ共、格別之事も無之由御同慶奉存候、於此地も先靜謐、去ル廿四日中宮無御滞着御大慶之至、御互ニ安堵此事ニ御座候、追々御聞込申可有之、段々之情実実ニ力も尽果候様有之、方向も相立兼候得共、微軀丈はと存、今日迄ハ兎也角也相勉罷在候、一体政府之御模様は、六月已来はしつとして動き候事も無御座、何も懸念之廉無之候へ共、何分にも

朝廷之御根軸相居り候も、二三之強藩真ニ合力同心して一意

朝廷を遵奉、力を専らに奉尺候様無御座候而は、前途之事甚六か敷候処唯此折合而已之事ニ御座候、心痛無申計日夜忘寝食候位に御座候、来二三月比まで之処誠に御一大事と愚考仕候、即今内地而已之事なれハ、左迄不足憂

候得共、北地之大難ハ旦夕ニ迫り、其余外国人ハ其虚ヲ同居候折柄、今一度やりくさらかし候而は、外国之有成候外無御座、死而も遺憾ある事御座候、今般知事公御出、兵隊も二大隊出張実盛なる事ニ御座候、折角乍不及議論にも相及、先ハ各静り居候間仕合之至ニ御座候、内実ハ長ハ長、土ハ土交々情実有之、逆も合力同心公平を以相親ミ共ニやると申趣向ならてハ長ハ土を押へ土ハ長を凌クと申訳にてハ、終に又乱階ヲ醸候様立至、

いくらか義貞・尊氏出来候も難凶、即今宇内各国万里比隣往来縦横眼ヲ宇宙間ニ注キ、志を百世に達すると云遠大之志ヲ以世界ニ交リ候時ニ当り、纔に一国之区内ヲ見張、同胞兄弟中^{ナカ}之わるいと云様なる小サナ事にてハ、中々以

皇威を海外ニ輝スト申事思も不寄事ニ御座候、何卒小規模ヲ脱却して大本体ニ一同着眼いたし候様有之度、頻ニ渴望少々微力も尺候次第、何も御親察可被下候、御案内通鈍質うろくいたし候内、益難ヲ引受誰を恨ミ候様も無御座、其愚ヲ恨ミ候迄に御座候、御一笑可被下候、近

来大坂辺も米価少々下落随分模様も宜敷候段、追々相聞先々大幸之仕合御座候、当年ハ大凶歳と申評評にて如何と案居候処、只今にてハ左迄も無之、尤西国ハ相応之作にて七部通にハ並ミ候由、是等ハ実ニ天幸とも可申候、奥羽ハさつハリいけ不申候、北越は相応之由ニ御座候、先どうぞがふぞやり付可申欤と相考候、段々申上度候へ共多少之情実筆紙之及所にあらず、右御祝詞且御礼答迄早々、如此籠略御高量所仰候、匆々頓首、

十月廿五日

大久保利通

新納立夫君

閣下

追而甚自由奉恐入候へ共、鎌田十郎太子江一乗江細工物之事相頼置、当人引受被呉安心仕居候得共、出来上り候得ハ早便ヲ以送り給ル筈に御座候間、自然同人より相談有之も難凶御座候間、御舍居可然御取計被下候様奉願候、若御遇も有之候節は御咄見被下度、外ニ衆も無御座追々刀剣共こしらへなとして、まぎらし置不申候而は致様も無御座、何卒御憐察ヲ以御周旋可被下候、

川南も追々能都合ニ而近々望も相達可申候、当分四方をさがし方にて名刀二三振ハ得物有之、たのしみニ御座候、是非御面会之節御誇り申上度態と巨細ニハ不申上候、

〔表紙〕

大久保利通文書 三十四

○ 二三一 ㊤ 「岩倉具視宛書翰」 ③ 487

別紙昨日相達候付入御覽候、中村ハ夜前入来、西郷之処
大憤発ニ而是迄之始終之趣意及言上候処、凡而氷解イタ
シ候由、此上ハ恩顧他人ニ異候自分候間、斃るゝまで自
任して尽スト申而居候由、御互ニ安心此事ニ候、中村ハ
大参事

宣下願ニ参候、扱昨日旧会此内歎願之御評議有之、一同
先ツ監察ニ而も被差出可然云々之論にて、甚不伏ニ付種
々迷論、監察ハ出サス候而も既ニ岡元も現地見聞致居、

且民部より監督差出候者も実地を踏、迎も其まゝ被差置
転移御廻相成候而も参候丈ニ無之、実に見るに不忍と申
居候咄も承候段及演説、左様ならハそれを御承知可被成
と相決候付、右監督ハ何某に可有之や為御知可被下、昨
日は山河・廣澤も参甚切迫之様子ニ御座候、書余後刻ニ
可申上此旨早々、已上、

七月廿四日

別紙御覽後御返し可被下候、

○ 二三二 岩倉具視宛書翰 ④ 519

謹啓仕候、益御機嫌克被為遊御座奉恐悦候、然は当月中
横濱飛脚船出港之日限別紙之通相分申候間則差上申候、
何卒十五日飛脚船より御発途被為在小臣共廿二日飛脚船
より乗船、於兵庫御一同御乗込之御都合ニ相叶候得ハ別
而大幸ニ奉存候、兎角時日遷延仕候得ハ万事機会を失ひ、
何事も画餅に属シ候半と深案煩仕候、当月中を打過候得
ハ来月初旬ニ相成帰藩は中旬に相成可申、左候得ハよは
と長延申候、又如何様之不都合出来も難図、兎も角も此

上は一日も速之方伏而奉渴望候、何卒宜鋪御熟慮可被成下候、

一條公江一応御熟談被為在候而、何分御模様奉伺度木戸江御談之儀、前後厚御勤考不被成下候而ハ、甚懸念之次第も御座候、若此事ばつと相成候而ハ必功を遂候目の難相立と心配仕候、

一民部省一条知県事申立云々之事件、大隈等御談如何之御都合ニ可被為在哉、此事万々六か鋪と初発より杞憂仕候、明日も御評議可被為在御旨に候得共、愚考ニハいかゝと奉存候、若御評議可被成思食に候ハ、明日に而も知県事惣体被召出、木戸・大隈一同論を聞、然る上尚公論を以断然御裁決被為在候外無御座と奉存候明日木戸・大隈等異議相立其まゝニ而被止候位に候得ハ、明日御評議ハ無用に属し可申、是非知県事等之衆論を御採用何とか御きめ被成候而、安心可為致と之思食に候得ハ、前条通一同之公論ニ相成度、只曖昧にて相済候様之事にてハ、何之ため知県事為御待被成候訳も不相立、知県事も不平を懷益御失体を被示候道理

にて、無面目次第と奉存候、何事も跡戻り無之様呉々所祈御座候、木戸辺之処も内実は是迄之民藏合併宜しくと申見込に候得ハ、必不同意にハ相違無之、尤知県事等之論斯迄に切迫相成居候事ハ決而存不申候付、一同之実地論を聞かしめ候義肝要に御座候、実地を踏たる論を以來り候得ハ、夫を議論のミニ而推し候事ハ出来不申候、仍而愚論ニハ初発より深く此に注意仕候事に御座候、

右要用而已奉申上度、匆々謹言、

十月朔日

利通

岩亜相公

尚々弥御発途御日限御治定に候得ハ、凡夫迄之内是々之か条急務に而、是非結局相付ケ御立チ相成候様有御座度、御跡之処も能々条公御懇談不被成下候而ハ、別而御大事と甚懸念仕候、就而愚考も有之候付御直ニ可奉申上候、

「岩倉公

大久保拜」

御書奉謹読候、態々尊諭之趣奉承知候、

一此節之事右大臣公共ニ御憤発可被成下、乍去薩論頻に
殿下之事頃日異論^相立、御心痛被為在候段、誠ニ恐縮
之至奉存候、乍然此節之儀は天下後世ニ不愧之御忠^忠
を以御顧念なく御憤励被下候得ハ、何事も当る者は有
之ましくと奉存候、小臣等内実は旧藩論彼是被唱候儀
も有之候へ共、只今よりハ其誼を正ふし^て其利を謀ら
ず、其道を明かにして其功を謀らざる之古言ニ安着仕
候外無御座候、何卒御熟考被遊可被下候、別紙は追而
返上可仕候、書外拜謁可奉^申上御受のミ如此御座候、
頓首、

十月十七日

利通

岩公閣下

〇 二三四 岩倉具視宛書翰

⑤ 534

今朝は

尊墨被成下奉謹誦候、御来示之趣拜承仕候、御沙汰ニ任
七別紙相認差上候間御落掌可被成下候、

一木戸ニも未婦京無之、今日ハ態々使差立申候間、明朝
までにハ返詞可有之、若涯々罷婦模様ニ候ハ、乍
所勞中一日懸にても小臣横濱迄參候心得に御座候、最
早時日も遷延実にも一日も安心難仕苦心罷在候仕合ニ御
座候、何分明日は相分可申候間、其上一心申上候様可
仕候、左様御聞置可被下候、

一大隈談判も今日ニ而も參候心得ニ罷在候処、少々承込
候儀も有之、何分木戸之方差急キ今一応面談、右府公
殿下御揃にて篤と御評決無之候而ハ根本相立不申候付
明日分次第直様横濱江差越取究可申候、今日耶蘇徒一
条大体政府にて御治定有之候得ハ、別段大隈方は差急
不申候而も可然欵と奉存候、

一林大ニ憤発之由誠に大幸と奉存候、前原も寛々御面談
被為在候由誠意実に感伏之事ニ御座候、

一黒田次官談之事ハ同人ニおひては固より間然する処無
御座、大に彼地ニ而も御案申上候由、愚考之次第ハ則

及示談候処少も異論無之、是非今日之処にてはそこでなくてハ所為無之と申居候、無御忌憚被 仰聞候而少も念遣之儀無御座候、

一昨日川嶋江宮隨從御沙汰相成候由、段々

御配慮被成下私に至難有奉存候、同人も別而大悅罷在候、然処此方にて洋人御雇入ニ而被差越候儀且彼地ニ而公然

皇族を唱へ大造ニ御仕向相成候而へ、入費も莫大ニ及且其弊も不少、御学問実行相立候処いかかと大に心配之由、鮫島とも及示談候処同人も大に御案申上候由ニ御座候、弁務使被遣候付而ハ万端御委任にて、彼地にて通弁等ハ可然任相撰候方、格別費用も相減且又人柄も慥成者いくらかも居候由、こちらにて彼方より御雇入など願候者は、凡而山師ならざるハ無之、よほと御注意無之候と御大事之旨兼而承居候、旧幕ニ而民部公子佛江差越候節もよほと尊大ニ取立、莫大之費用ハ無申迄よほと困却之事多々有之候由勝よりも承申候、仍而川嶋にも折角御羽翼のため被仰付候間先以三宮と遂示

談、其上鮫島江打合セ評議を約シテ見込も立候て右府公也、殿下也、参昇仕篤と言上仕様ニ可致ト今朝申聞置候間、自然参上可仕候間左様御聞置可被下候、

一大限事廿八日乗船大坂江被差越候由、就而御下坂之事実に御大事ニハ可有之候処、即今殿下御下坂有之候得ハ、此内より之見込之事も御帰京迄見合セ候より外無御座候、何卒 御熟慮奉拝願候、大限と宇和島公差向御出相成、納言ハ追而と申事ニ相成可然欤、是非納言が御出なくハ相濟ぬ事に候ハ、不得止正三卿ニ而も御出なくてハ致方有御座ましく、全体納言ニ而も是非御見分を奉願と申事ハ、実事におひて利害無之事にて開局の節はミニストル是非出張致候が彼方之定例ニ可有之、それ故其論起り候事と愚考ニハ相考申候、誰か参候而も其得失を看破致候事ハ中々六か鋪と奉存候、一 大坂木場参事辞表差出候由、今度書状も相達申候、段々困却之内情も有之断然差出候、尚御評議次第にハ御座候へ共、兼而大坂之事ハ種々論も有之、氣之毒ニ相考候間、幸辞表差出候付御免相成、外ニ人を御替相成

候方宜クハ有之ましくやと愚考仕候、尚御直ニも可申
上候得共序ニ形行奉入御聞候、

右拝答奉申上度如此御座候、尚拝謁言上可仕候、恐
惶、

(十九)

一月廿三日

利通

岩公閣下

尚々珍敷雁一羽拝領被仰付難有奉存候、是又拝謁可
奉厚謝候、

大久保利通文書 三十五

〇 二三五 宿元・大久保利武・雄熊宛

書翰

④ 633

尚々其地も別而豊作之由、当年ハ何方も同様にて誠に恐悦之至ニ候、

任幸便一筆申入候、秋冷相催候処、弥以一同無異之管めてたくそんし候、次ニ於爰元拙者始皆々無別条候間御安意可被給候、

一岸良七之丞便より書状相達皆々無事之由致安心候、
一彦之進・伸熊衣裳之包櫃に相届致落手候、

一牧野氏・おみはさまより鯉節御送りめつらしく、則伸熊江も配分いたし候、御礼可被申入候、

一山田氏より鯉節送り給、是又同様可被申入候、林介殿より書状被遣候得共、別段返翰不致候付、是もよろしく御伝可被給候、

一何かなとそんし候へ共、別而いそかしく、不取敢菓子二箱手しるしニ送り候間、御笑味可被給候、

一家作も成就張付のミニ相成候由、今比ハ惣成就之筈と相察候、あと便より委細申越候半ト相待候、正五郎別而骨折いたしくれ候半、追而一礼可申入候、

一彦・伸外国人之師匠相頼別而致修行大に長進いたし、伸熊も此比書物も埒明キ大に仕合之至ニ候、おみはさま江其段御伝可被成候、当今ハむかしの世中とハ夜ト昼トの違ひニ而、今迄の様に鹿兒島にて生立、あまる事のミにてハ、行先キ人并に家を起し候事も不相調、百姓か物売になり候外無之、是よりハ外国之学問相調よほと人に増り不申候而ハ、老而子にたよる事も不出来氣之毒をいたし候より外無之、されハ子共の内手習、

学問、諸芸を不致出精候而ハ不相濟候付、混と外国人江相たのミ修業為致候、兩人とも別而仕立チよろしく外国人もほめ申候由、彦熊ハ年も長し(候脱カ)故猶更進みよろしく、皆々ほめ者ニ而大にうれしく候、女の考にてハ子共を旅をさせ、外国人なとにたのミ不自由ハあるまいかどふであるふなと、案し候も無理ならず候得共、今日の世中に相成候而其位の事にてハ、前条之通老之果にハ氣之毒のミいたし(候脱カ)より外無之候、能々あきらめ可被申候、三熊も少しハ成長之筈候間、学校にいれ候様可被致、子共をあまへかし生立テ候てハ、子共をかはいがつて、子共に一生の恥をあたえ候同様に候、無申迄候得共山田氏直弥も、すま殿より精々教戒可被致候、おえいも女之事に候得共手習・書物よミ、何方也ともたのミ修業為致候様みねとのへ可被申候、か様に申事が今十年も立候と直に思ひ当り可被申候、右之趣兼而申入置候、

一 正五郎事若都合相叶候ハ、此節船便より鳥渡上京いたしくれ候得ハ別而仕合之至ニ候、段々申付候事も有

之、此節は幸之便にて直に帰り候事も出来候間、何とか名を付候而參くれ候様相談可被致候、西郷信吾殿江相談被致候而もよろしく、又田尻傳作未出立不致候ハ、同人江たのミ被申候而もよろしく候、藤井様にてもたのミ可被申候也、

一類中何方へもよろしく、分而おはさま方きちとのはしめへよろしく可被給候、

今日吉井氏西郷信吾殿被致出立候付一筆如此ニ候、何も直左右承知可被給候、屯首、

八月廿四日

一藏

(大久保利和)
彦之進

(松野伸顯)
伸熊

達熊

駿熊

七熊

宿元

(大久保利武)
三熊殿

雄熊殿

○ 二三六 大久保利和・牧野伸顕宛書翰

695

尚々拙者にも此内箱根温泉江参り富二山江登嶽、それより上方宇治・大津・和歌之浦、堺ナトノ名所漫遊いたし候、是にて壮健遠察可被致候、○昨日県元より便有之書状参り候付則差遣候、牧野氏より手拭参り候得共、此便にハ遣候義不相叶後便より送り可申候、

一筆申入候、追々秋冷相向候処相揃堅固勉強被致候筈珍重ニ存候、次ニ拙者無事於県元も一同大元氣、於爰元も同様に候間少も懸念被致ましく候、帰県後兩度書状差出候付、相とゞき候半、且学費金も差送り候、凡而華盛頓(ワシントン)府公使館江相頼遣候、

一八月八日仕出書状九月廿六日、七月廿三日仕出書翰九月廿日、八月廿一日仕出書状九月廿七日、銘々慥ニ相達慥に落手、高橋氏書状も直に相とゞけ置候、八月十

二日より「ホールズ」ト申処江避暑且勉強被致候由大悦いたし候、今比ハ帰校弥勉勵之筈ト致遠察候、

一写真も慥に相とゞき候、「ナイヤガラ」ノ風景目前に見ルカ如ク有之、銘々送ラレ候写真則届ケ候、石原直左衛門殿当分出京ニテ近々帰県被致候間、右之便にて県元江委舖可申遣候、尤前田獻吉にも先日帰県被致候付写真ハ凡而差下シ候、村田氏のも同様に候、過日岩山氏も着にて直左右細々承大に安心いたし候、中井弘藏殿にも其地滞在し未居られ候ハ、宜ク御伝可被成候、右返事且一左右申入度如此候、時下折角無痛様出精肝要ニ候也、

明治六年十月五日

利通

利和殿
(牧野伸顕)
伸顕殿

○ 二三七

② 「参議就任に付き家族に遺

せし秘書」

703

拙者事丁卯之年御一新之際ニ当り、聊微力ヲ尽シ候廉ヲ

以誠ニ分外之御拔擢ヲ蒙リ參議大藏卿を經歷シ、重而今般參議之拜 命いたし、実以恐惶至極之仕合ニ候、全体此度は深慮有之あく迄も辞退之決心ニ候得共、即今形勢内外不可言之困難、

皇国危急存亡に關係する之秋と被察、然るに此難を避ケ候様之訳に相当り候而も本懐にあらず、且謫劣之一身上進退之事ヲ以國家之大事遷延相成候様にてても多罪を重ね候義と致愚考、断然当職拜命此難に斃れ而以而無量之□高恩ニ報答奉らんと一決いたし候、然といえとも全国前途之目的ヲ以論し候時は、小子之存慮目前之事故ヲ以一朝にして輕拳スル之意ニあらず、十年乃至二十年を期して大に為ス事あらんとす、凡國家之事は深謀遠慮自然之機に投して図るにあらされハ成す事能ハさるヤ必せり、由て今安んじて地下に瞑目するにいたらず候得共、拜命前熟慮に及、此難小子にあらされハ外ニ其任なく残念なから決心いたし候事に候、乍去小子
 天恩を負載候事は実に不容易次第、殊に明世之時に遭遇し身後之面目何事か之に如かんヤ、小子一身上におひて

は一点之思残事なく候、只企望する処小子か憂国之微志を貫徹して、各憤発勉強心を正し知見を開き、有用之人物となりて国之為に尽力して、小子か余罪を補ひ候様心懸可被申候、彦之進殿・伸熊殿は米国に在て勉強、未二か年に満す候得共其成進人におくれ不申候由、追々帰朝之人々より伝承小子か歎意外にあり、此上愈以精励成業可致候、小子か変ヲ聞而外国に有るハ可驚候得共、小子か膝下に居候而も姑息ヲ以歎とする事なし、

○ 二三八 大久保利和・牧野伸頭宛書翰

◎ 172

一ふて申入候、追々寒氣強候処、愈以相揃無事被致候強候筈珍重之至存候、次に拙者ニも別而元氣相勉候間少も懸念被致ましく候、

一県元宿許にも一同無事追々吉左右有之当所達熊始大元氣にて候、安心可被致候、

一十一月卅日高橋氏着にて書状も一読、且直左右も委曲承知、各勉強毎々学校出席之由大に致安心候、

一別紙高橋氏江宛差出置候処同人帰朝にて行違ニ相成、

又々帰り来候付、此節便に其まゝ差遣候付一覽可被致候、

一前田氏ハ県元江帰られ未出府無之、近々出府可有之候、

一高橋氏は来早春自費書生ニ而又々米国留学之筈に候、

御方なと事も時宜ニ依候而ハ、来夏休業迄ニ一応被致

帰朝、皇国漢国二三年修業重而洋行いたし候方宜クと

存候、来夏迄之内普通之学業可成爲相濟候賦にて一入

勉強可被致候、尚委曲は高橋氏婦米之節可申遣候得共、

其内爲心得申遣置候付左様承知可被致候、

一去年学費金之儀此節可成差送り度存得共、色々多忙に

て其儀相調兼候付、正月ニハ必遣し可申候、其内之処

高橋新一殿江頼遣候付、左様承知可被致候、

右一左右迄如此候也、

十二月廿八日

利通

利和殿

仲熊殿

〇 二三九 大久保利和・牧野伸顕宛書翰

⑤ 788

一筆申入候、各相揃堅固被成超歳珍重之至ニそんし候、

小子大げんき相勉候間懸念いたされましく候〇県宿元ミ

なく無事之由、まいく一左右も有之候、是又少もあ

んし申ましく〇高橋氏着相成直左右もくわしく承り、且

書状も遣され一見大安心いたし候、其後も書状もたしか

に相とゞき一々披見いたし候、折角勉強之由、尚此上油

断有之ましく候〇先書に申遣候通御方なとも当夏休業ま

てニ、一応帰朝被致候様相決候付左様承知、其内猶又勉

強是非学ひ掛り之事ハ、成就被致帰朝無之候而ハ不相濟

候、就而は此内より羅^{ラテン}旬語相初メ候由被申遣候得共、当

夏帰朝ニ相成候得ハ無余日候付取止メ候而外之課業專ニ

勉強可被致候、

〇高橋新吉殿も又々当月中二月ニ懸自分ニ而渡米之筈候

ニ付、同人江帰朝之事等くわしく相頼遣候付、左様承知

可被致候、尤同人よりも別紙被遣候付被申越候筈とそん

し候〇此節学費金米金五百八十五弗余兩人江差遣候付、

相請取配分可被致候、委細は高橋新一殿(新吉弟)江頼遣候○前田

氏も未出府無之多分不遠内ニ出府可有之候、必ス高橋氏

同船ニ而渡米可有之候○当地別段相かわり候事も無之、

出火等ハ度々有之候、本丁・黒丁辺焼失又増上寺本坊も

焼失いたし候、当年と成候処元日より雪降にて別而寒ク、

日本家ニ而ハ其地なとよりハ返而寒キ様に有之候○早崎

氏兄弟・山田吉太なども別而元氣海軍学校ニ而勉強有之

候、

右一左右旁如此御座候、尚追々可申越候也、

明治七年戊正月七日

利通

大久保利和殿

牧野 伸熊殿 人々

○ 二四〇 大久保利和・牧野伸頭宛書翰

821

一筆申入候、時分柄相揃無異勉強之筈珍重之至存候、

小子別而元氣相勉候間、少も懸念被致ましく、県元も

一同無事之由追々左右有之候付安心可被致候、先便書

状尅封学費金五百八拾五弗為替手形遣候付相届候筈と

存候、此節為念右手形差遣候付落手可被致候、

○当夏休業迄にハ各一応帰朝被致候筋相決、先便にも申

越候付承知被致候半、委曲ハ前田氏・高橋氏不遠歸米

相成候間、其節申遣候付左様可被心得候、

○得能新其外帰朝にて直左右承知安心いたし候、帰朝迄

之間尚又精々勉強可被致候、

○小子モ急ニ御用有之九州江可差越候、尤暫時ニ而帰東

いたし候心得に候、

○当地未余寒甚しく候、其地も未寒ク候半と相察候、

○追々被遣候書状相とゞき一々令一覽候、

右一左右迄如此候、尚追而可申遣候也、

二月十二日

利通

利和殿

伸熊殿

○ 二四一 大久保利和・牧野伸頭宛書翰

884

一筆申入候、相揃弥堅固被致勉強候筈珍重之至存候、次
ニ小子別而壮健致消光候間、少も案被申ましく候、

一県元皆々無異三熊・雄熊成進之由申來候、爰元達熊始
同様ニ付是又安心可被致候、

一四月廿三日仕出書状其外都而相とゞき一々披見いたし
候、勤惰表も被遣一覽いたし候処随分進学之趣大ニ喜
悦いたし候、

一御方ナト一応帰国之義申遣候処、意外之趣尤之事ニ候、

しかし此節ハ帰朝ニ而又々再度洋行致方其方坏、先キ

く之為宜舗ト見込候ニ付、幸七月末パルソン出立之

由ニ付、杉浦氏より此節便より書状委舗被申遣、同行

途中之都合等万事たのミ遣呉られ候間、同人出立之節

同行いたし帰朝可有之候、東京之学校も近年規則も相

立何も不足無之と杉浦氏も被申事ニ候間、暫時之処は

当地ニ而研究いたし可被申候、

一此節便より金子為替四百九十四トル差遣候、是ハ出立

ニ付船賃且途中旅費之見込ニ而遣候、落手可被致候、

一五月廿日便より五百七十五弗為替遣候、是は相届候筈

と存候、尤外務省より公使館江遣候也、

右申入れ度如此候、八月末九月初にハ帰朝可有之

と折角相待候也、

明治七六月五日

利通

利和殿

伸熊殿

尚々高橋新一殿江別段書状不遣候付、宜ク何扁御

頼申上候段御伝声可被成候、

○ 二四二 大久保利和・牧野伸顕宛書翰

⑤ 898

一筆申入候、時分柄相揃被致勉強候筈珍重之至存候、次

ニ拙者別而壮健候間安心可被致候、

一県元皆々元氣之由追々左右有之候、少も被案ましく候、

爰元達熊・駿熊・七熊も同断に而候、

一四月廿三日出之書翰五月廿九日相届、五月九日之書翰

去ル廿日比相届弥勉強之由安心いたし候状行書等も被

遣、各相進み候由大悦いたし候、

一各帰朝之義申遣候処意外之趣被申遣尤之事ニ候、乍去

別紙杉浦氏よりも被申遣候通、是迄相学(候脱カ)ひ学業ハ於東

京も十分ニ出来候由、仍而一応帰朝漢学・皇国相学ひ、

再ひ洋行いたし候方各之為宜クト存候、此節教師より

も書状参候、親切ニ其方帰朝延引之事被申遣候得共、

既に旅費等も送り候上之事ニも有之、必らずパーソン

氏ト同行被致候筈ト存候、

一五月廿日書状并金五百七拾五弗送り遣候、

一六月五日金四百九拾四弗書状送り遣候、是ハ兩人旅費

之積なり、

一右二行之扣証書二通為念此節便より送り遣候、是は万

一之為ナリ、

一爰元何も静謐ニ而候、此内石原直左衛門殿お多いをつ

れ上京ニ而長々滞留六日ニ発足被致候、

右一左右まで如此候、何も不遠帰朝ヲ期候、草々

可祝、

明治七月廿九日

利通

利和殿

伸熊殿

尚々教師より書状給り候付返書差出筈候処、此比

別而いそかく且急ニ便宜承其儀不相叶候間、宜

ク御伝可被成候、

大久保利通文書 三十六

○ 二四三 木戸孝允宛書翰

① 590

謹啓仕候、春暖蘭ニ相成候処、弥以御起居御安康被為成御座奉敬賀候、陳は旧藩從三位上京之事、今般官員一人上京、所勞不得止容体ニ付、当秋迄之御猶予奉願、代ツテ知事出京

天恩拜謝且相応之御用も相勤度と之趣意ニ而相伺候処、情実無余義被為

聞食、知事早々可罷出旨

御沙汰相成候、就而は今般之一挙初発より手厚御約定も

有之、今日に至右様變替之次第ニ而、実ニ尊藩に奉対候而モ御氣之毒千万、何共申訳も無之仕合と深ク恐縮罷在候、乍去内情実以無致方于今平臥歩行等も不相叶、当人も別而困却仕候趣詳細承候次第に御座候、仰願クハ情実御憐察ヲ蒙御旧藩之御不都合不相成様、老台より御執成被下置候様千折万禱仕候、尤当秋迄之内少ニ而も病氣快氣ニ相向候ハ、推而上京可致と御沙汰相成候付、出京之相叶候容体ニさへ相成候得ハ、其内必勉強して出京可仕と存申候、取分ケ而苦心仕候事件は乍恐、老公之御進退をも奉煩候様に立至候而ハ、一藩之分は扱置奉対朝廷候而も甚以恐惶之仕合ニ御座候間、何卒從三位江御拘ハリ不被下、天下之為御発興被為在候様誠念仕候、万々一御所勞ニ而少々御延引ニ而も被為成候御時宜合にも候ハ、知事公ハ

朝集四月之期限にも被為当候得ハ、速に御発途、老台御隨從被為在候様別而渴望仕候、此度之挙機會を失候而ハ、实以前途之目的も無之、大事去れりと存罷在候、兼而御内情之辺も御内話拜承仕候上、甚以無情ニ申上候様御叱

も難凶奉存候得共、何も国家之大事にハ難替候故、不憚
 忌諱 老台迄ニ赤心吐露仕候間、御垂憐可被下候、其后
 当方何も相替候事も無之候得共、兼而御発途前米藩云々
 之事有之候処、是非御着手無之候而ハ不相濟時宜ニ成立、
 断然知事謹慎、権大参事吉田免職台留相成候次第に御座
 候、右に就而は自然草莽輩にも關係致候故、それ〳〵御
 取締りも必死〳〵と用意も致、兵刑府三局におひて厚探
 索之手を廻シ、動静を伺居候処、段々切迫之情も相分り、
 本公卿愛宕并ニ家来草莽数名府におひて着手相成、尚又
 余党搜索最中に御座候、尤熊本官員云々之事も有之、別
 条通運立候得ハ、一時ニ御処置無之候而ハ如何成変を引
 候も難凶、今日之処にて若彼等に先ヲ被取候而ハ
 朝権も不立、是迄之事も水泡と相成事候間、手ヲ出シ
 候以上ハ迅雷不可掩耳之御処断に無之而ハ不相濟事故、
 凡前条両日中にはた〳〵と御手相付申候、尤熊本官員ハ
 山田始免職、即日藩におひて捕縛禁錮ニ相成候次第に御
 座候、就而種々異評も有之、一旦ハ相騒キ候様子もなきに
 しもあらず候へ共、例之不平徒におひてハよほと肝胆を

被奪候模様ニ相見得、一体鳴をひそめ申候、尤三十三人
 は自訴して罪を闕下ニ相待と申一派も有之由、実におか
 しなものニ御座候、御笑察可被下候、其余段々申上度候
 得共多少之情実筆紙ニ難尽、何れ不日に得拜謁可申候付、
 何も其節と閣筆仕候、先大略之形行迄如此御座候、頓首
 百拜、

三月十八日

甲東拜

(采戸孝光)

松菊老台閣下

侍史

〇 二四四 松方正義宛書翰

① 1174

尚々御多端中甚御面倒之至ニ候得共、時々東京之形
 勢は為御知被下度分而御頼申上置候、

愈御安祥奉敬賀候、扱品川ニも昨日帰京面会を得候付趣
 意申上置候処、無異条御請可致候事ニ而別而安心仕候、
 猶い細は貴台よりも御申含め可被下候、川瀬江詳細申談
 候様相托置候、且又昨朝九鬼隆一入来、文部省扶助金云
 々之一条縷々承候、今日之規則上ニ而は六か舗事ニも可

有之候得共、文部省も又今日之大急務たるハ申迄も無之
候付、何とか可然趣法も有之そふニ相考へ候、先々何と
なく当分通ニ而被差置候而ハいかゞ宜御勘考可被下候、
折角頼談ニ預候付此段申上置候付、左様御承知可被下候、
今朝発足候付右申上残候、寮中は万端宜ク御托申上候也、

五月廿三日

利通

松方正義殿

〔表紙〕

大久保利通文書 三十七

○ 二四五 黒田清隆宛書翰

尚々乍序篠原氏書状返却仕候、

貴墨拜誦、今日ハ正院江御出之由、小子ニハ横濱江差越
二字罷帰候、扱海陸より人撰之事承知仕候、何れ両省へ
御達し無之而ハ相成不申候間、明日に而も御運之運取計
可申候、昨夜西郷より御談之趣も承知致候ニ付、御都合
いかか存居候、人撰第一之事と愚考仕候付、猶又御配慮
被下度奉願候、此旨回答のミ如此御座候、頓首、

十一月五日

⑤ 736

「封

黒田清隆様
拜答

利通

○ 二四六 黒田清隆宛書翰

今日御談之御委任状ニ而河村にも異存無之候故御安心可
被成候、仍而参上不仕候、此旨早々、拜首、

一月四日

利通

清隆様

⑦ 1095

○ 二四七 黒田清隆宛書翰

甚御面働恐入候得共、明朝九字比御入来被成下候義相叶
申ましくや、遮而御談合申上度重事件有之候付此段草々、
頓首、

正月十五日

利通

清隆様

⑤ 797

○ 二四八 黒田清隆宛書翰

⑤ 803

拝読小楯一条度々御面働成上申候、扱過日御内話申上候
酒田県一条は、猶又御舍居可被下候、同県より此節邏卒
呼立候管之処右精撰不致候而ハ、むちやニ差出候而も込
入候ニ付、乍御面働誰そへ御談置被下候様奉願候、米沢
も同断ニ付是又御頼申上候、此旨乍序御願申上候、尚面
上奉謝候、草々頓首、

正月十九日

利通

清隆様

○ 二四九 黒田清隆宛書翰

823

其後御安康奉敬賀候、小子事今日当港出発諸事都合宜ク
候、御安心可被下候、佐賀県も弥戦端相開返而進発之勢
も付仕合之至、乍去少しは持答へ呉候処頗ル懸念なきに
しもあらず候、何れ明後日ハ相達可申候付、其上之報知
御待可被下候、扱立前御内話申出候事件以書取申上管之
処、御案内通別而多忙、且航海中も不凶大風波にて其儀
不相調、当所着之処弥寸隙無之、迎も細事得不申上候付
大綱之か条左ニ申上候、

一何様之事变故出来候共寸歩御動搖無之、政府確定之処
幾重にも肝要と存候、是のミ関心仕候事、

一臺灣之事既ニ決定セリ、朝鮮云々之事粗相決居候得共、
大隈江談置候事ニ有之候間、内々御聞取御促かし可被
下候、是は扱置前議順序御実踏之事ハ、あく迄も御貫
徹実行御拳無之而ハ、天下江信義も不立候事と関心
仕候、此事ハ廟議決定之事にて懸念は無之と信用仕候
得共愛情之致に候、

右は貴兄表通御関係之筋にハ無之候得共、十月已来
之行懸ハ共ニ共に苦慮焦思いたし候事ニ有之疾に御
承知之事候付、兼而両大臣公ハ別段御懇意にも有之
内論ニ而御尽力偏に御頼申上候也、

二月十七日

大久保利通拜

黒田清隆様

尚々発程ニ臨ミ匆々乱筆御推読可被下候、兵隊一列
出陣之管にて生涯之愉快に御座候、工部省石田某婦
東ニ付御逢も候ハ、御直聞可被下候、

○ 二五〇 黒田清隆宛書翰

⑥ 966

尚々大臣方へ本文形行乍御面倒御申上置可被下候、
拜啓無御滞御着京之由奉敬賀候、扱早々御電報被下髓ニ
相違申候、伊藤にも着阪則面会篤と示談、同人ニも勸考
有之趣にて、不日成否相決可申候間、其上僕発程も相究
可申と存候間、左様御承知可被下候、当分民撰議院家段
々此地江相集何欵企有之模様ニ被聞候得共、左まで之事
も出来ましく候、其地如何、愈静謐ニ候半、兼而御咄合
申上置候通、折角御配慮被下候様御頼申上候、先右形行
申上置度如此御座候、拜首、

一月廿六 夜

利通

清隆様

猶々僕帰京来月初旬ニ可相成と被存候付、御頼申上
置候通、御暇日限若シ相廻し候ハ、御取計置可被下
候也、

○ 二五一 黒田清隆宛書翰

⑥ 991

今日午後四字より御入来可被下御約束申上置候処、同刻

より外先約有之候付、四字半五字比ニ御延引被下度奉頼
候、今朝はすかと失念仕居候ニ付此旨早々御断申上候、
尤先約も格別手間ハ取不申候也、

四月十二日

利通

清隆様

○ 二五二 黒田清隆宛書翰

⑥ 1026

昨夕御入来被下御伝言之趣承知仕候、扱今夕も外ニ約束
有之付、明朝午前第七字比御入来被下候得ハ仕合ニ御座
候、此旨草々如此御座候、拜具、

八月十九日

利通

黒田清隆様

○ 二五三 黒田清隆宛書翰

⑥ 783

弥以御安固被成御座奉敬賀候、扱自由之至ニ奉存候得共
少々御内談申上度事件有之候付、明朝御差支不被為在候
ハ、御来杖被下候得ハ別而仕合奉存候、参上可仕答之
処兩日就所勞引籠居候付、乍略義以書中此段奉願候、拜

首、

清隆様
正月四日夜

利通